

第3節 政府の変遷

政府の変遷について、前述し、設定した各造構期ごとに主要な造構の変遷および年代についてまとめてこととする。

政府は、前述した各造構期の設定に示すように、区画施設や正殿の建て替えなどから、おおよそ6期の変遷を考えることが可能である。また、各期の年代についても、前述した出土遺物の年代比定によりおおよその年代把握が可能である。

変遷における大きな画期は、I期（創建）からの区画施設である築地塀を廃棄し一本柱列塀にし、整地地業など全体的な改修を行ったIII期、大規模な火災によって焼失したIV期を復興し、区画施設を一本柱列塀から材木列塀に変え、門の構造や建物配置も大きく変わるV期、正殿が掘立柱建物から礎石建物に変わるVI期である。それらの変遷の画期は後述するように文献史料の記事に示される事件や政治的、社会的背景に関連するものとなっている。

【I期】政府は、秋田「出羽柵」創建とともに中心施設として建設されており、本期は秋田「出羽柵」の創建期になる。その創建当初には中心施設である政府域確保のために大規模な造成が行われている。東南部が地形的に狭隘なことから、在地蝦夷の住居と考えられる堅穴住居一軒を埋め、さらに西南部にも大規模な盛土による整地地業を行い面積の拡充を図っている。しかし、結果的には、政府の規模と形態は東西94m、南北77mの横長となっており、地形的制約から他の城柵遺跡では普遍的である縱長の形態を維持できるまでには至っていない。なお、政府の規模については、北東、東南のコーナーがあきらかなことから南北の長さは明確であるが、東西規模については東辺から正殿中軸線までの距離を折り返して仮想西辺を決定したものである。

本期の区画施設は、外郭区画施設と同じ瓦葺きのSF677B築地塀である。築地塀に伴う門はSA718柱列（SA718東門）で棟門程度の簡易な構造の門が考えられる。北門については攪乱と削平により確認できず不明である。

正殿は、東西5間×南北3間で南側に片廊が付くSB748B掘立柱建物である。正殿の北東にはSB680掘立柱建物が伴う。南にはSB754B掘立柱建物が伴うが、仮設的な建物の可能性もある。

本期の年代は、前述した年代比定資料となる政府造成時に埋められた堅穴住居跡の出土土器が8世紀前半の特徴を有する土師器であること、秋田「出羽柵」の遷座された年代が『続日本紀』の記事によれば天平5年（733）であることから、始まりは天平5年と考えられる。終わりは築地塀崩壊土上層から出土した宝亀元年（770）銘の漆紙文書と前述した同層出土の土器形態から8世紀後半の前葉と考えられる。

【II期】本期の区画施設は北半分は築地塀であるが、南半分は材木塀によって囲まれる変則的な形態となる。北半分の築地塀のSF677Aは、前期の築地塀を一度嵩上げし非瓦葺きをしている。南半部については、築地塀からSA719布掘り溝を伴う材木塀に変化している。区画施設の北辺における本期の

門跡はⅠ期同様不明である。東辺の門については築地塀と南半部のSA719材木塀との位置関係からⅠ期のSA718柱列（SA718東門）とほぼ同位置と考えられるが、柱掘り方の重複は確認されていない。

正殿は前段階と同じく5間×3間で南側に片廂が付く構造のSB748A掘立柱建物で、正殿の北東にはSB679掘立柱建物、北西にはSB769掘立柱建物が伴う。南にはSB754A掘立柱建物が伴っているが仮設的な建物の可能性もある。

なお、次期Ⅲ期の正殿の柱掘り方の埋土および周囲の建物の柱掘り方の埋土にも焼土と炭化物が混入することから、Ⅱ期の政府は焼失したと考えられる。

本期の年代は、始まりは前期Ⅰ期築地塀の崩壊年代と前述したSB679掘り方出土の8世紀第3四半期に位置づけられる須恵器坏などから8世紀後半の前葉と考えられる。終わりは後述するⅢ期開始に伴う整地地業の年代から8世紀末～9世紀初頭と考えられる。

【Ⅲ期】本期は、政府域全体に整地地業を行い、全体的な改修を行っており、変遷における大きな二期となっている。

区画施設は構造を大きく変えており、崩壊した築地塀の高まりに方形の柱掘り方を掘り、一定間隔で柱を立てたSA707一本柱列塀となっている。政府東門は位置と構造を変え東辺一本柱列塀中央やや南寄りの3間×2間の純柱建物SB717掘立柱建物となり、建物の西側柱列に一本柱列塀が取り付く形に変わる。

正殿も、位置・規模はほぼ同じであるが、構造をやや変えてⅠ・Ⅱ期の5間×3間の身舎から、5間×2間の身舎に南廂を取り付けたSB745掘立柱建物となっている。以後、V期までこの形態が続き、正殿の東にはSB953C掘立柱建物、北東にはSB678掘立柱建物、北西にはSB759掘立柱建物が伴う。南にはSB749掘立柱建物が伴っているが、仮設的な建物の可能性もある。

現時点の調査成果においては、全体を構成する建物数が最も多く、東門の建物構造が充実するなど全体が改めて整備される時期といえる。

本期の年代については、前述したように年代比定資料として政府域の整地土層中や正殿の掘り方埋土から8世紀末～9世紀第1四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Bが出土している。また、外郭においては外郭Ⅲ期の改修に伴い大規模整地が行われ、その整地層に覆われ延暦10年（791）～同14年（795）銘の木簡が出土し、区画施設が築地塀から布掘り溝を伴う材木塀に移行する等、政府と共に大規模整地と区画構造物の材木塀への変化が認められ、それが秋田城における同時期の全体的な改修を示唆していると考えられる。それらのことからも始まりについては8世紀末から9世紀初頭頃と考えられる。また終わりについては明確な根拠はないが、天長7年（830）の出羽国の大地震の被害影響による建て替えによる可能性が考えられる。

【Ⅳ期】本期は構成施設に基本的変化はないものの、存続期間等も考慮し、AとBの2小期に区分される。

区画施設や門の基本構造には変化はなく、やや位置を変え、A期は前期（Ⅲ期）の一本柱列塀を約

2.6m外側に移動したSA706一本柱列塀、B期はさらに2.8m外側に移動したSA705一本柱列塀となっている。東辺中央やや南寄りにA・B期にそれぞれ3間×2間のSB702・SB701掘立柱建物の東門が伴う。

正殿は、方位を真北方向に向けA期はSB746B掘立柱建物、B期はSB746A掘立柱建物である。正殿東建物はA期がSB953B掘立柱建物、B期がSB953A掘立柱建物で、この期に総柱建物となる。北西建物は、A期にのみ存在するSB758掘立柱建物で前期よりややこぶりな大きさに変化する。

B期正殿の柱痕跡には、焼土と炭化物、建物の焼壁が多量に混入しており、火災によって焼失したものと考えられる。

本期の年代は、A期の始まりがⅢ期建物の存続年代や、B期の開始時期等より9世紀第2四半期以降、B期の始まりは、前述したように年代比定資料としてSB953A掘り方の埋土から9世紀第3四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Aが出土することなどから、それ以降と考えられる。終わりについては9世紀第3四半期以降となり、V期建物出土遺物の年代や、柱痕跡に多量に混入した焼土と炭化物などから、元慶2年（878）の俘囚の反乱による焼失によるものであることが想定できる。

【V期】本期は、大規模な火災による焼失等、元慶の乱で受けた被害を復興した時期と考えられる。区画施設および門の構造や建物配置なども大きく変わり、変遷における大きな画期となっている。

区画施設は、一本柱列塀から布掘り溝を伴うSA697材木塀にかわり、南北に約41m確認されているが全体としてやや不明確となる。北に進むにしたがって狭く、浅くなり北辺のコーナー部については、削平のため不明である。東辺のほぼ中央部には、布掘り溝が棟通りに取り付く1間×2間のSB696A・B掘立柱建物の東門が伴い、同位置で建て替えが確認されている。

正殿は、東西棟のSB744掘立柱建物で、前期（IV期）より若干こぶりな建物となっている。北東建物は南北棟のSB662・SB663掘立柱建物である。

本期の年代は、始まりが元慶2年（878）以降となる。出土遺物からも前述したように年代比定資料としてSB744やSB662掘り方の埋土から9世紀第4四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Aや皿が出土していることなどから、やはりそれ以降と考えられる。終わりについてはVI期建物出土遺物の年代等から10世紀第1四半期頃と考えられる。

【VI期】本期は、最上層検出の遺構であり、政府の最終末期となる。そのため後世の削平も多く、建物や区画施設等政府内の様相は不明な点が多い。

区画施設はSA698材木塀であるが、東辺のわずか28m間の確認であり、周囲を巡るものか、単なる目隠し状の塀になるのか不明である。

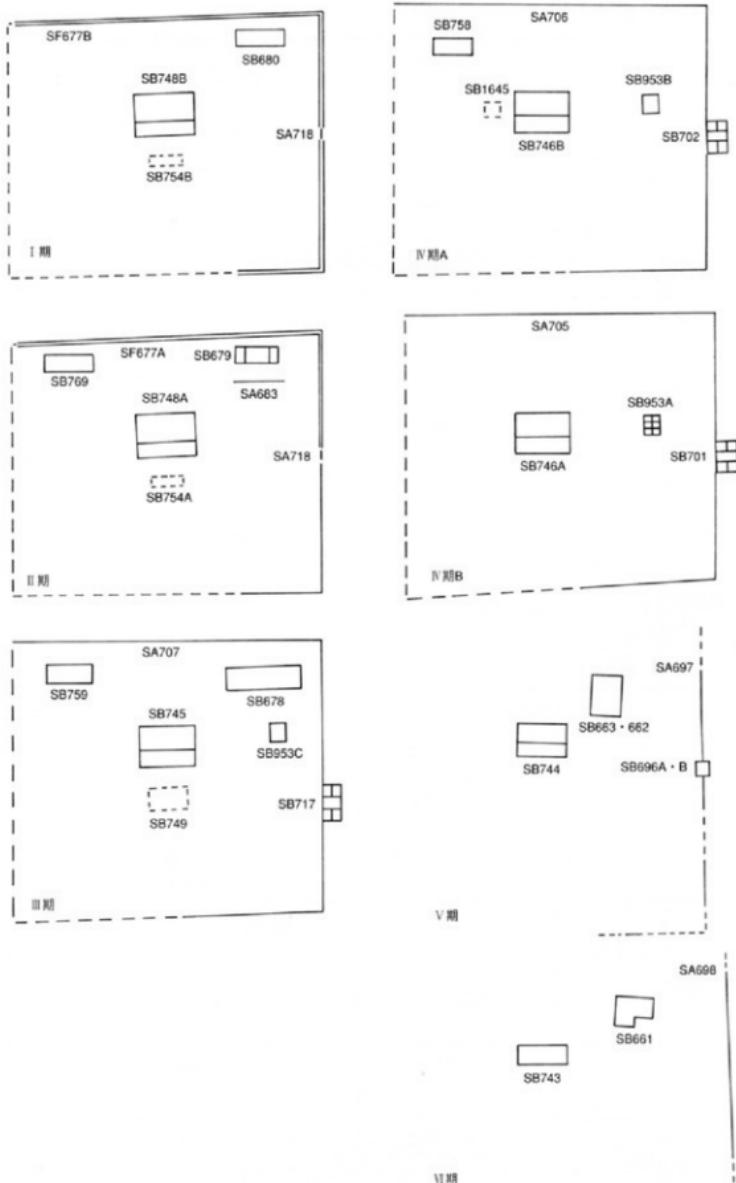
正殿はSB743東西棟建物で、柱位置部分に根石状の河原石が認められることから、全期を通じて初めて礎石建物となると考えられ、また、規模は桁行が5間、梁間が2~3間と考えられるが判然とせず扉は付かない。北東建物は、東西棟のSB661掘立柱建物で南桁の西半分が出っ張るような構造である。北西建物は消滅して存在しない。

本期の年代は、始まりが前述したように年代比定資料として、SB661掘り方の埋土から10世紀第1四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器皿が出土していることなどから、それ以降と考えられる。終末については明確ではないが、政府域における最上層の遺物包含層出土遺物の年代が10世紀中葉であり、周辺および攪乱層を含めそれよりも新しい時期の古代の遺構および遺物がほとんど検出されず、出土しないことから、10世紀中葉頃に収まると考えられる。本期が古代における政府域の連續した使用としては最終期となると推察される。

本期以後、中世にかけての政府周辺の利用状況については同様に不明確であり、前述した遺構と遺物の状況から、本格的施設を伴う大規模な利用はないものと推察される。

政 府 の 変 遷 表

遺構期	創建以前	I期	II期	III期	IVA期	IVB期	V期	VI期
正殿		SB748B	SB748A	SB745	SB746B	SB746A	SB744	SB743
北東建物		SB680	SB679	SB678			SB663・662	SB661
北西建物			SB769	SB759	SB758			
正東建物				SB953C	SB953B	SB953A		
正西建物					SB1645			
正南建物		SB754B	SB754A	SB749				
政庁東門		SA718		SB717	SB702	SB701	SB696AB	
政庁区画施設		SF677B 築地塀 (瓦葺き)	SF677A 築地塀 (非瓦葺き) SA719 材木塀	SA707 一本柱列塀	SA706 一本柱列塀	SA705 一本柱列塀	SA697 材木塀	SA698 材木塀
その他の遺構	SI782							
整地地業・ 遺構の特徴等	Ⅰ期造営 以前に SI782鑿穴 住居跡が 存在	Ⅰ期造営に 伴う創建時の 整地		Ⅲ期造営に 伴う整地 各建物柱掘り方埋土に 焼土・炭化物混入			建物柱痕跡 に焼土・炭化物・焼け 壁材混入	最終遺構存 在面 後世の削平 多く遺構不 明確
			Ⅱ期 (SB748A) 建物焼失か			ⅣB期 (SB746A) 建物焼失か		
主たる 年代比定資料	SI782 出土土器 8C前半	SI677B築地 塀崩壊土上 層より宝龜 元年(770) 銘の漆紙文 書出土	Ⅲ期造営に 伴う整地層 出土土器 SB745 出土土器 8C末～9C 第1四半期	SB746B 出土土器 9C～	SB953A 出土土器 9C第3四半 期	SB744・ SB662 出土土器 9C第4四半 期	SB661 出土土器 10C第1四 半期	
時期	天平5年 (733)以前	天平5年 (733)～ 8C後半前葉	8C後半前葉 ～ 8C末・9C初	8C末・9C初 ～ 9C前半	9C第2四半 期～	9C第3四半 期～元慶二 年(878)	元慶二年 (878)～	10C第1四 半期～ 10C中葉
備考		秋田「出羽櫛」 創建期	天平宝字年 間「秋田城」 改修期	第Ⅲ期全体 改修期 外郭区画施設も大改修 か	天長七年 (830)大地 震後復興期 か	元慶の乱 (878)焼失	元慶の乱 (878)後復 興期	政府最終末 期



第75図 政府変遷図

第4節 政府の機能と性格

政府は、城柵遺跡の中心に位置する方形の区画施設であり、ほとんどの東北古代城柵遺跡で認められるが、城柵の中心的業務遂行の場としては位置づけられるものの、その実態を示す史料はない。城柵は当然のことながら、規模や造営された時期、地域それに地理的条件によって自ずから果たす機能と性格は異なっており、その意味では政府の機能と性格は、個々の城柵の機能と性格に置き換えることが可能である。

7世紀から始まる城柵造営の基本的意義は、大部分が東北に集中すること、また南から北に向けて順次造営されていったことなどを考えれば、律令政府の東北に対する支配域の拡大と原住民である蝦夷を律令支配下に組み入れることにあったことは明白である。

その施策として陸奥・出羽両国の国司に課せられた主要な職掌は、「養老職員令」の規定にあるように「饗給」「斥候」「征討」である。中でも、斥候、征討任務については、国府に限らず国府の指示に従って各城柵がそれに関わっていたであろうことは、各地における城柵造営結果が示している。一方、周辺蝦夷支配の柔軟策としての饗給は、最も有効且つ重要施策であったが、その行使先が国府においてのみなのかそれとも主要な位置にある城柵も含まれていたのか明確ではない。またその場所についても、多賀城跡でも見られるように城柵内の政府正殿前の空間を考えることも可能であるが、調査済みのほとんどの城柵遺跡で同様の空間が確認されていることから直接的な比較材料とはならない。しかし、いずれにしても饗給・斥候・征討は、国府・城柵に課せられた重要任務であったし、各施設ともその機能を果たすための整備がなされていたものと考えられる。

秋田城も含めてこれら一連の目的をもって造営された城柵は、これまでの発掘調査結果や研究結果が示すように構造や形態的な識別によって国府か城柵かを判定することは現状では不可能に近い。そこで、ここでは秋田城の政庁や遺物等下記の項目に沿って検討し、城柵としての機能と性格について考察してみたい。

1) 出土漆紙文書からみた秋田城

秋田城跡の発掘調査において数10点の漆紙文書が出土している。この中で、秋田城の性格を想起させる漆紙文書を何点か取り上げてみる。

第36次調査で政庁を区画する北辺築地塀の崩壊土から出土した第2号漆紙文書（註1）は、人名+権束数が列記されており「出舉貸し付け帳」と考えられている。しかも、文字は楷書、数字は大字で書かれていることから国衙に備え付けられた出舉貸し付け帳と想定されている。なお、本漆紙文書は、紙背文書（裏）に「神護（景雲）」とあることから、神護景雲年間を過る年代が考えられる。第54次調査の外郭東門跡南隣接地で出土した第8号漆紙文書（註2）は、年齢と年齢区分、文字が楷書、数字が大字であること、また校合と思われる墨点があることから国府で作成した「大帳案」、すなわち出羽国大帳案と考えられる。同第9号漆紙文書（註3）は、きわめて珍しい紙の縫ぎ手が認められ、その接合部の裏に「出羽国出羽郡井上□□□□天平六年七月二十八日」銘の裏書きのある計帳歴名で

ある。本文書の作成年代は、継ぎ手の裏書きが示すように天平6年（734）であり、廃棄年代は紙背文書である天平宝字3年（759）の具注暦が示すように天平宝字2年（758）と考えられる。なお本文書は、計帳手実ではなく国府で作成され、当地に留め置かれたものと考えられる。同第10号漆紙文書（註4）は、出羽国守「小野朝臣竹良」と介「百濟王三忠」の自署が併書された解文がある。文書の文末部のみであり内容については不明であるが、書き止め文言が「以解」となっていることから、上級官である陸奥出羽按察使に送付した文書と考えられ、その年代は国司在任期間と昇格記事から推測して天平勝宝6年（754）～天平宝字3年（759）と考えられる。本文書は、2通作成されて現地に留め置かれた1通と考えられていることから、秋田城内に出羽国守・介の職務が存在していた可能性が考えられる。

以上のように出撃や大帳、計帳作成事務を示す漆紙文書をみると、秋田城には少なくとも天平6年から神護景雲年間（767～769）に国府機能が設置されていたと推測される。

2) 出土木簡からみた秋田城

次に、木簡から秋田城の機能と性格を考えてみる。

第25次調査の東外郭築地塀外側の鶴ノ木地区でSE406井戸跡から7点の木簡（註5）が出土している。第2号木簡は、天平勝宝五年銘のある調米の木簡である。調は、原則的には都に納めることとなっているが、「延喜民部式」によれば出羽と陸奥については当国に留め置き、一部蝦夷に布などとともに賛給等に使用されている。

第54次調査の外郭東門跡南隣接地では、300点を超える木簡（註6）が出土しているが、この中には上述した調米の木簡が2点（第64号・第118号）も含まれている。第71号木簡は、「・・・狄饗料・・・」とあり、物品は不明であるが饗料納付に関わる付け札で、このことは秋田城で狄（蝦夷）に対して饗料を支給していたことを示すものである。特筆できるものとして上野国からの物資や兵士と思われる人の送付木簡、また上総国からの兵士が外郭東門の周辺の修理を思われるもの、さらには警護のための宿直を示す木簡等秋田城の非常事態に備えたと考えられる内容の木簡が数多く出土している。

これらの木簡が廃棄された時期は、紀年銘が延暦10年（791）から同14年（795）で、まさに8世紀末の第3次蝦夷征討の最中に当たっている。この時期、物資や兵士を秋田城に集結させた意義は、前述した蝦夷征討の準備に他ならないと考えられる。このことは、秋田城が征討の中心的施設として位置づけられていることの傍証といえよう。また、調米や饗料を示す木簡の存在は、秋田城が出羽国の調の納付先であったと同時に、周辺住民を直接的に支配する立場にあったことを物語っている。すなわち秋田城が国府としての性格を有していたものと考えられる。

3) 横長政府の形態的意味

これまで、東北の古代城柵遺跡で発掘調査がなされ判明した政府は、正面が南で全てが南北に長い長方形の形態を呈し、政府の中心には正殿、その前面の東西には南北に長い建物である脇殿を配して

いる。他に、時期によって、また位置や大きさにバラエティーはあるものの、正殿後方東西に東西棟の建物を配置させる場合が多い。

しかし、秋田城の政府は東西94m、南北77mの東西に長い形態を示し、全期を通じて多少の位置のずれ、構造の変化はあるものの横長の基本形は変わらない。政府が横長を呈することは、古代東北城柵としては唯一の例であるが、このことは秋田城の立地する地形的な事情によるもので政府の性格、機能とは無関係と考えられる。なぜならば政府の東南コーナー部の第41次調査では、元地形に大がかりな砂の盛土造成を施し、築地塀を構築している部分が確認されている。このことから、盛土造成で本来の設計図に乗っ取って南への拡張を図ったものの、必要以上の面積を確保できなかったものと考えられる。しかし、政府内の全体的配置については、他の東北城柵に何ら変わることろはない。ただし、正殿前面にあるべく東西の脇殿については、西は現在の市道土崎保戸野線（旧国道7号）の掘削により明治9年（1876）に既に破壊されている。また、東脇殿については、忠魂碑が現存しているため発掘調査が出来ない状態であるが、おそらく存在するものと考えている。地形の制約による横長政府は、不整形の外郭とともにプラン設定に元地形が反映するが、多賀城のように8世紀代前半に造営される城柵は、低位丘陵を選地し、不整形プランを取る類似例として指摘できる。

以上のことから、秋田城政府の機能と性格については他の城柵と基本的に変わることろはないが、建物配置の特徴としてⅠ期からⅢ期の正殿南側前方に東西棟の建物＝正殿南建物が存在する。ただその機能・性格および正殿との同時併存関係については、明確ではないが時期的に8世紀前半から9世紀初頭頃に認められる傾向は指摘できる。他の城柵の類例としては、陸奥国伊治城（767年創建）がある。

4) 政府区画施設の変化にみる機能と性格

東北の古代城柵における外郭および政府の区画施設は、いくつかのパターンがある。中でも外郭施設は、時期のことや機能・性格のことの他に、大きな面積を用うることもあり地形変化に合わせて築地塀や柵列、土塁など各種の構造が用いられることが多い。同時に政府の区画施設についても比較的平坦面に位置しているとはいえ、構造にいくつかのパターンが認められる。ここでは、秋田城の政府について区画施設の変化を考察し、それが何を意味するのか、また秋田城自体の機能と性格にどのように反映するのかを考えてみたい。

政府の変遷は、詳しくは第3節で述べているように、正殿の建て替えと区画施設の構造の変遷によって大きくⅥ期に位置づけている。正殿は、Ⅱ期に梁間が3間から2間に、Ⅵ期が掘立柱建物から礎石建物に変わる以外大きな変化は見られない。区画施設は、創建期であるⅠ期が基底幅4尺（1.2m）の瓦葺き築地塀である。Ⅱ期は東辺の北半は瓦葺きでない築地塀、東門から南半分については築地塀を崩した上に布掘りを施し、材を立て並べた材木塀で、Ⅰ期もⅡ期もほぼ同位置である。Ⅲ期は、構造に大きな変化がみられる。すなわち、築地塀+材木塀から方形、隅丸方形の掘り方を伴う一本柱列塀への変化である。北辺の位置は、前期の築地塀から約1m程北に、東辺は築地塀の積み土を切ってそれぞれ築地塀と同方向に掘り込まれている。Ⅳ・Ⅴ期も同構造であるが、北辺、東辺がそれぞれ北、

東に1mずつ移動している。VI期に至って、東辺で南北方向に布掘りを伴う材木塀が確認されているが、北辺、南辺については不明である。

この中で大きな画期は、II期～III期の築地塀から一本柱列塀への変遷であろう。この変化は、外郭においても同様に認められる。時期的には、第54次調査の土取り穴出土の土器と築地塀崩壊瓦の状況から、8世紀末から9世紀初頭と考えられる。このことは、秋田城の機能と性格における大きな変化に所以するものと考えられる。すなわち、8世紀後半から9世紀初頭の時期は、宝亀十一年（780）八月「出羽国鎮秋将軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須・伴因宇奈古等歎曰、己等撫憑官威、久居城下。今此秋田城、遂永所棄歟、為番依舊還保乎者。（中略）宝亀之初、國司言、秋田難保、河辺易治者。當時之議、依治河辺。然今積以歲月、尚未移徙。（後略）」や延暦二十三年（804）十一月「出羽国言、秋田城建置以来四十餘年。土地墳塙、不宜五穀。加以孤居北隅、無隣相救。伏望永從停廢、保河辺府者。宜停城為郡、不論土人浪人、以往彼城者編附焉。」が示すように、秋田城の停廢問題や、河辺府に機能を移した上で、郡制に移行しようとした大きな変革期である。このように宝亀年間から延暦年間にかけての一連の政治的背景が、本来の秋田城の機能を河辺府に移し、秋田城制を存続しつつ、より実務制を備えた郡制に移行したことによって政府や外郭の区画施設を視覚重視の築地塀から実用的な材木塀へと変化させたものと考えられる。その河辺府に移した機能とは、これまで文献史料、漆紙文書、木簡、政令の変遷等の項で上述してきたように秋田城にあった国府機能と考えられる。

5) 出羽柵と国府

最後に、出羽国の国府についてこれまでの諸説をいくつか上げ、秋田城の機能と性格についてまとめてみたい。

庄内のある地から秋田高清水岡に出羽柵が北遷されたのは天平5年12月のことである。『続日本紀』和銅元年（708）9月、出羽郡の建都があり、翌年7月に出羽郡に造営されたと思われる出羽柵が初見される。庄内出羽柵が造営された郡域は、明確ではないが、越後北端部に接するということで、庄内地方と考えられるがその遺跡は不明である。和銅5年9月には出羽国を建国し、翌月には陸奥国から最上・置賜二郡を割いて出羽国に配属し、上野・信濃・尾張など諸国から盛んに柵戸を移住させ、国の整備、充実を計っている。この時点での出羽国府は、当然庄内出羽柵に設置されていたものと推測される。その後、律令政府が北方支配権の拡大を視野に遷置した官衙が秋田出羽柵と考えられる。やがて秋田出羽柵は、8世紀後半『大日本古文書』（二五所収）天平宝字四年（760）三月の丸部足人解に「阿支太城」とあり、秋田城と改称される。

出羽柵は出羽国の北部を管轄する機能を持つが、庄内出羽柵にあった国府機能が柵の北方進出に伴って移設されたか、また移設されたとすればその存続時期はいつまでか等、国府機能の有無は大きな問題である。

秋田出羽柵（秋田城）における出羽国府存否について考古学的成果をまじえた論考として、新野直吉氏は当初、諸施設が整備充実され名称を出羽柵から秋田城に改称した天平宝字4年が妥当としていたが（註7）、その後、秋田出羽柵段階から国府機能が備わっていたとしている（註8）。高橋富雄氏

は、秋田出羽柵・秋田城が同一地点において整備されたとする従来の論考に対し、天平5年の秋田出羽柵は現在の秋田市寺内地内であるが、天平宝字年間の秋田城の改称は現在地における整備充実ではなく新たな施設を造営したもので、その地を南秋田郡五城目町所在の石崎遺跡に比定し、さらに出羽国府機能が秋田出羽柵・秋田城に設置された事実はないとする、まったく別の視点から論考している（註9）。一方、平川南氏は、大野東人の天平9年正月の陸奥・出羽国間の直路整備計画は両国府間の連絡路整備と位置づけ、移転後の出羽柵、すなわち秋田出羽柵に出羽国府としての性格を認めることができるとする論考がある（註10）。

文献史料からみるならば、宝亀年間の陸奥、出羽両国は蝦夷対律令制の対立により不安定な状況下に置かれていた。宝亀6年（775）10月には、前年に陸奥國の海道蝦夷が反乱するなど蝦夷と不穏な関係にあることから国府を安定した地に移転したい旨の提言がなされ、ついで宝亀11年（780）8月には、秋田城の放棄問題が持ち上がったが、結局は現状維持を決定している。

前述の延暦23年11月の記事は、先に述べたように秋田城の創建問題や出羽国府移転問題を大きく左右するが、ここでは、政府と外郭区画施設変遷の意義と時期、それに木簡や漆紙文書などの内容から秋田城そのものの廃城ではなく、秋田城にあった国府を河辺府に移転したと考えておきたい。なお、河辺府については、性格付けや秋田郡の成立時期に関する問題などから、諸説あり議論の別れるところであるが、一般的には旧出羽柵の所在地と考えられている出羽国南部・酒田市所在の城輪柵跡説（註11）、秋田県仙北町・千畠町所在の払田柵跡説（註12）等がある。

註1 秋田市教育委員会『昭和57年度 秋田城跡発掘調査概報』 1983

秋田市教育委員会『秋田城出土文字資料集Ⅱ』 1992

註2 秋田市教育委員会『平成2年度 秋田城跡発掘調査概報』 1991

秋田市教育委員会『秋田城出土文字資料集Ⅱ』 1992

註3 同上

註4 同上

註5 同上

註6 同上

註7 新野直吉『多賀城と秋田城』 1959

註8 新野直吉『論点あきた史』 1999

註9 高橋富雄『秋田城をめぐる諸問題』『日本歴史』第281号 1971

註10 平川南『出羽国府論』『研究紀要Ⅳ』宮城県多賀城跡研究所 1977

註11 柏倉亮吉・小野忍『城輪柵遺跡の内郭と性格について』『山形県民俗・歴史論集』 1978

註12 新野直吉・船木義勝『払田柵の研究』 1990

おわりに

調査事務所を現地に設置してから30年を迎える年に『秋田城跡－政府跡－』がこのたび刊行のはこびとなったことはまことに慶びにたえません。

昭和47年当時のことを振り返ってみると事務所は高床式の出土品収蔵庫内にあり、窓がないため昼でも暗く常に電灯をつけていなければならなかったこと、夏は蒸し風呂のように暑く、冬はストーブを焚いても寒くて大変だったことなどが鮮明に思い出される。

調査を振り返ると、外郭線の調査では当時土星と思われていたものが築地であることが判明した。東外郭線の外側、鶴ノ木地区の調査では、国営調査で推定四天王寺講堂、金堂、鐘楼跡とされていたものが実はそうではなく重複する建物群であることがわかり、昭和53年の調査では発見された井戸跡から「天平六年一月」の木簡が出土したことにより、『続日本紀』天平五年条にある出羽柵遷置の記事を裏付けることになった。さらに平成6、7年に水洗廁舎遺構が検出され、廁舎遺構はもとよりそこから当時の日本人が貪らない豚、牛に寄生する寄生虫卵が発見されたことにより遠く大陸の人が使用した廁舎と推測され、注目された。同時に鶴ノ木地区建物群の性格についても一石を投じている。本書にある政府の調査は昭和57年から62年まで行われ、東西94m、南北77mの政府が発見され、正殿や区画施設の建て替えから6期の変遷が確認された。一方外郭線の調査では平成元、2年には秋田城で初めての外郭東門が発見され、同時に築地塀の土取り穴から多量の土器や年号の記された木簡、漆紙文書が層位的に出土し、外郭区画施設の年代的な変遷が明らかになった。また、平成10年の大畠地区の調査では、全国的にも類例のない非鉄製有機質の小札甲が出土している。

このように調査成果は目覚ましいものがあり、秋田城の規模、構造や性格、機能の解明について多くの成果が得られた。

これらの調査成果をもとに平成元年からは史跡公園としての環境整備事業が始まり、その手始めとして鶴ノ木地区の整備が進められた。古代沼や井戸跡の復元、建物の平面表示などが行われ現在、市民の憩いの場、学習の場として活用されている。あわせて平成9年には外郭東門、築地塀が立体復元され、観光スポットとしても注目され大勢の人が訪れている。

発掘調査面積は平成13年度までで57,711m²となった。これは全体計画から見ればわずか38.5%である。今後、調査計画の見直しを図りながら、史跡公園としての整備と合わせ、より一層秋田城の解明を進めていかなければという思いを強くしている。

本書は、昭和57年から62年まで調査を実施した政府域の調査成果の集大成である。構成は第1章から第6章からなり、他に資料編として出土文字資料（漆紙文書・木簡・墨書き土器）、秋田城関係史料、官人補任表、秋田城跡政府遺構実測図を載せている。

最後に、本書の刊行が古代の城柵官衙遺跡研究の一助となることを心から願うものである。

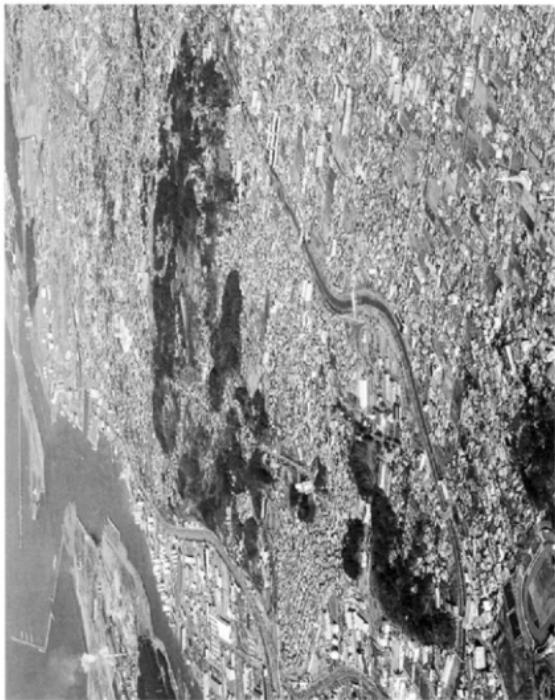


図版1 秋田城跡全景 昭和51年撮影

図版2 秋田城跡全景 1.南東より（昭和50年代） 2.南西より（昭和40年代）



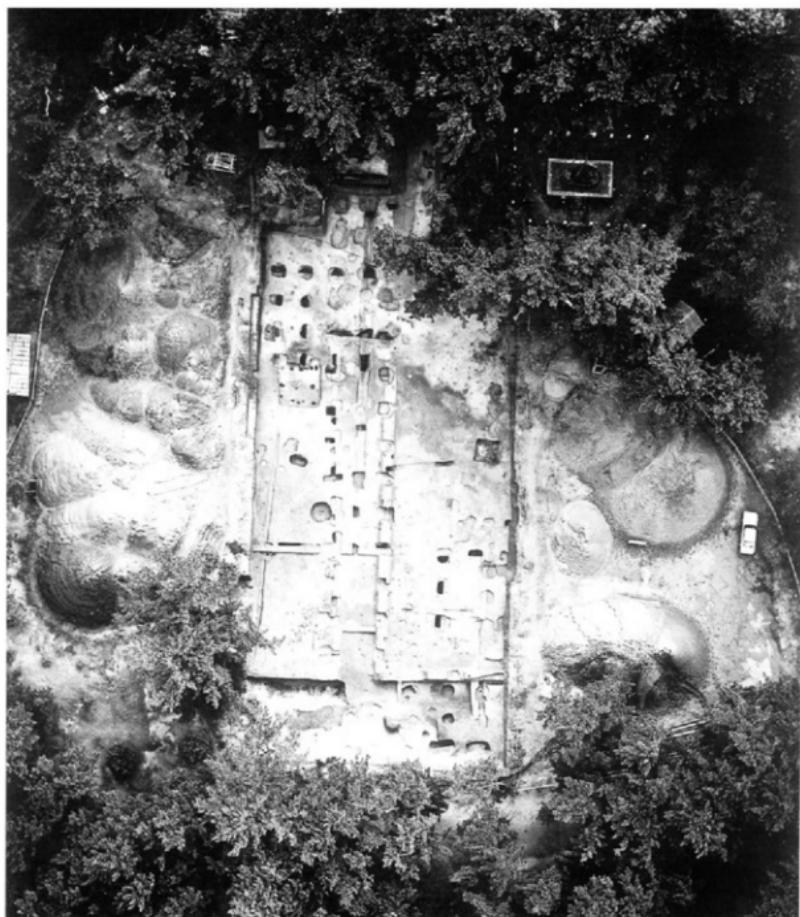
1



2



図版3 政府正殿跡・北西建物跡



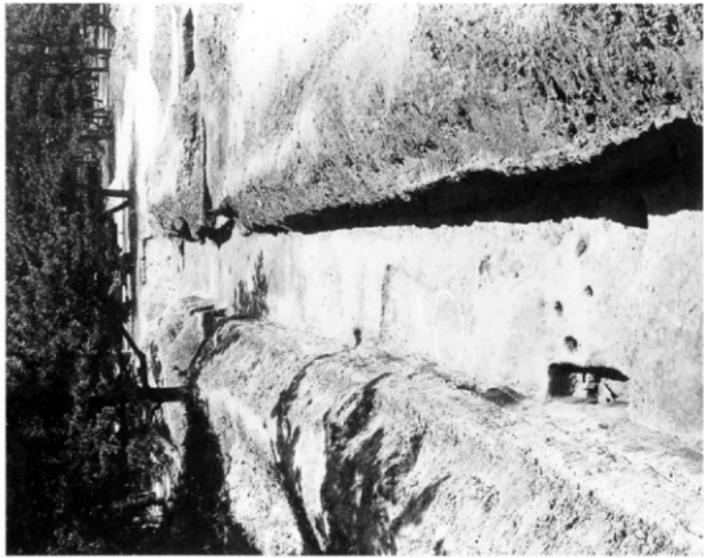
図版4 北辺および東辺塗地堀跡・一本柱列堀跡・材木堀跡（北から）



図版5 昭和32年 積木山地区造成工事



図版6 昭和34年国営調査 護国神社グラウンド内



図版7 昭和34年国管調査 棚列 (SA707~705 一本柱列崩路)



図版8 昭和34年国営調査
上 棚列
下 渡國神社周辺 出土瓦状況



正殿跡全景（南から）



図版 9

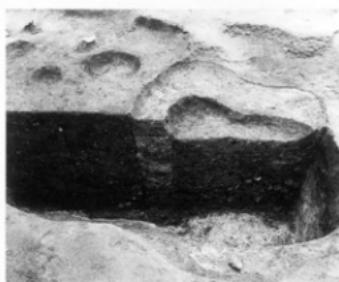
正殿跡全景（東から）



1



2

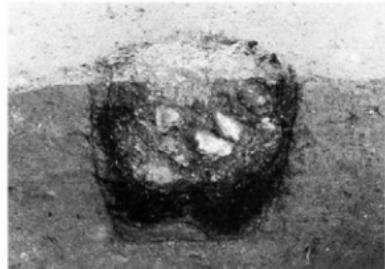


3



4

図版10 1. 正殿跡（SB745・748）南廂部分（西から）
2・3. 同上 柱掘り方断面
4. 正殿跡（SB746）掘り方断面（西から）



1



2



3



4

図版11 1・2. 正殿跡（SB746）掘り方 焼壁・白土出土状況
3. 正殿跡（SB746）掘り方断面（南から）
4. 同上 焼壁・白土出土状況



1



2



3



4

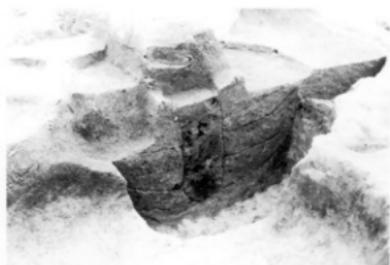
図版12 1. 北東建物跡 (SB678～680) SB661～663 縦穴状造構 (南から)
2. 北東建物跡 (SB678～680) 全景 (西から)
3. SB679建物跡、北桁行柱掘り方断面
4. SB678建物跡、西梁行柱掘り方断面



1



2



3



4

図版13 1. SB661～663建物跡、SX666敷石遺構（東から）
2. SB661建物跡、SK673土坑（南から）
3. SB622建物跡、南梁行柱掘り方断面
4. SB661建物跡、北西隅柱掘り方断面



1



2



3



4

図版14 1. 北西建物跡（SB758、759、769）全景（西から）
2. 東建物跡（SB953A・B・C）全景（東から）
3・4. 東建物跡（SB953A・B・C）柱掘り方断面

1. 政府東門跡
(SB696A・B、
SB717、SA718)
(北から)



1

2. 政府東門跡
(SB701、702)
(東から)



2

3. 政府東門跡
(SB701、702)
(北から)



3



1. 第40次調査地
北辺築地壠跡
(SF677A・B)
(西から)



2. 北辺築地壠跡
(SF677A・B)
北辺一本柱列壠跡
(SA707)
(東から)



3. 北辺築地壠跡
(SF677A・B)
(西から)

1. SF677A・B
築地壠跡断面
(東から)



1



2

2・3. SF677A・B
築地壠跡断面



3

4. SF677A・B
築地崩壊土断面
(南東から)



4

図版17



1. 築地塙跡(SF729A・B)
北東コーナー、
北東建物跡
(SB678B)
(北から)

1



2. 築地塙跡(SF729A・B)
北東コーナーから
東辺
(北から)

2



3. 東辺築地塙跡
(SF729A・B)
(南から)

3

図版18

1. 南辺築地跡跡

(SF788)、
国営調査トレンチ
(西から)



1



2

3. 南辺築地跡跡(SF788)
断面 (西から)



3



1. 北辺一本柱列跡
(SA707)
(東から)



2. 北辺一本柱列跡
(SA707~705)
(東から)

2 図版20

1. 東辺一本柱列壙跡
(SA705～707)、
東辺材木壙跡
(SA697)
(南から)



1

2. 東辺一本柱列壙跡
(SA705～707)、
東辺材木壙跡
(SA697)
(南から)



2

3. 東辺材木壙跡
(SA719)
(南から)

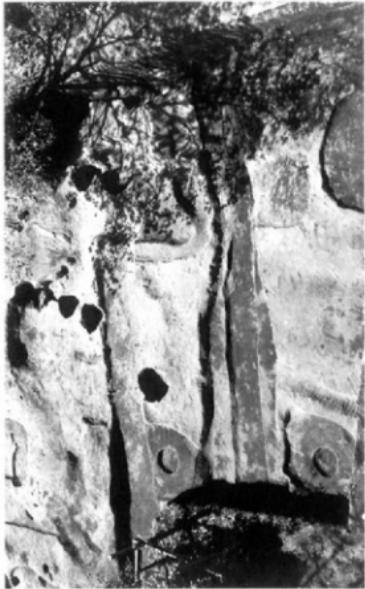


3

1. 第41次調査地全景
(東から)



2. 東辺材木蹊跡
(SA789・SA790)
(東から)



3. 南辺養地蹊跡 (SA788)
南辺材木蹊跡 (SA789)
(南から)





1



2

図版23 1. 南辺材木堀跡 (SA789) (東から)
2. 南辺材木堀跡 (SA789・SA790) (北から)



1



2

图版24 1. 第77次調查（正殿西側）遺構検出状況
2. 第78次調査 築地壠跡・一本柱列壠跡・材木壠跡・柱列検出状況
(SF788・SA783・SA786・SA784・SA789・SA790・SA1656)

图版25

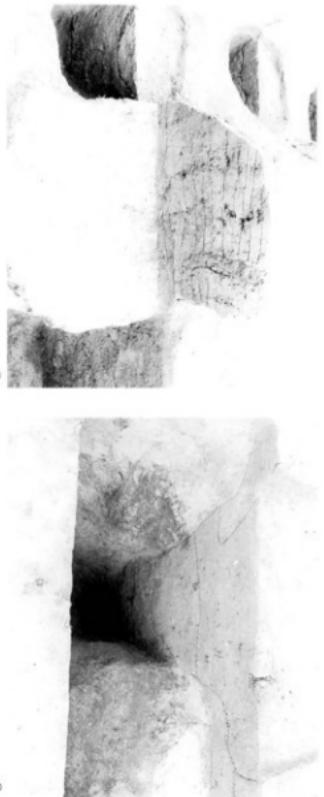
1. 第78次调查主要检出遗物
2. SF788柴地砾石断面
3. SA790木材砾石断面
4. SA789木材砾石断面



4

2

3



1



1. SI782
堅穴住居跡
(西から)

1



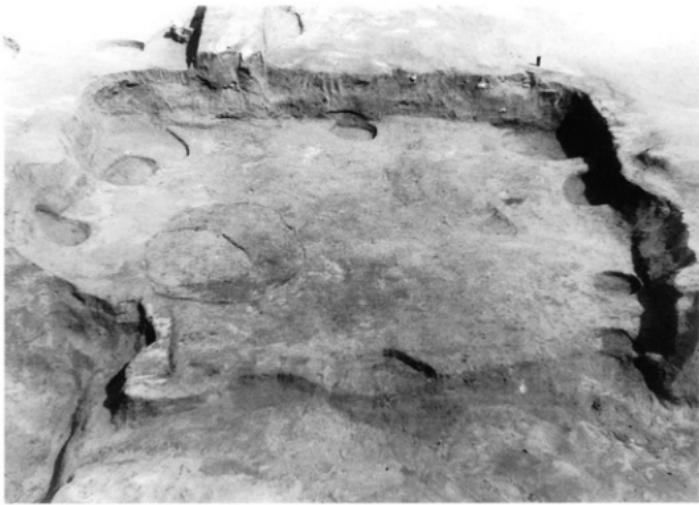
2. SI782 堅穴住居跡 カマド
(西から)

2



3. SI782 堅穴住居跡
住居跡内土器出土状況

3



1. SI703 堪穴住居跡 (西から)



2. SI704 堪穴住居跡 (南から)

図版27



1



2

1・2. 漆紙文書出土状況



3. 2号漆紙文書
3号漆紙文書（紙背文字）

図版28



1



2



3



4



5



6



7



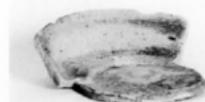
8



9



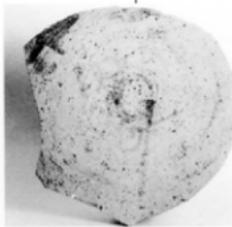
10



11



I



12



13



14

1 ~ 3 . SB746A 4 . SB746B
5 . SB744 6 ~ 7 . SB749
8 . SB680 9 ~ 12 . SB679
13 ~ 17 . SB661 ~ 663 竪穴状落込み



15



16



17



18



19



20



21



22



23



25



26



30



27



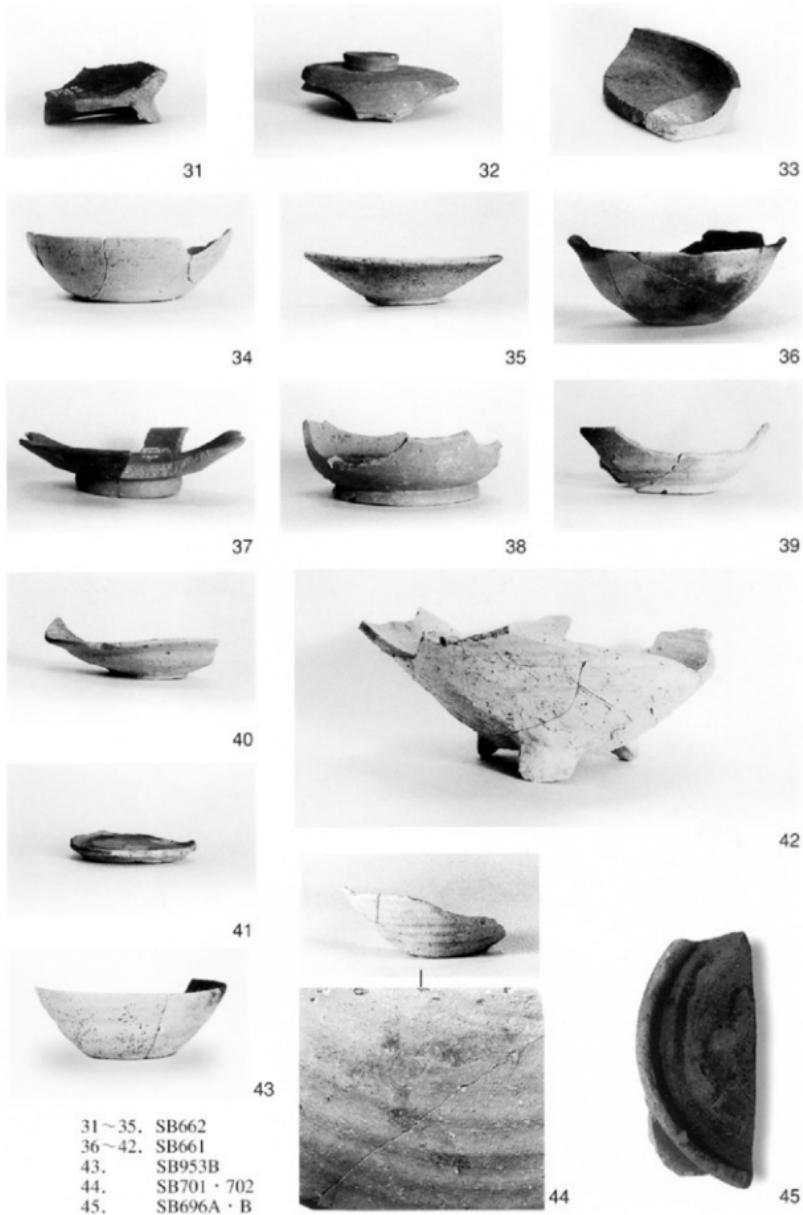
28



29

18~26. SB661~663 堪穴状落込み
27. SB663
28~30. SB662 カマド状遺構

図版30



31~35. SB662
 36~42. SB661
 43. SB953B
 44. SB701・702
 45. SB696A・B



46



47



48



50



49



51



52



53



54

46. SA707 47·48. SA705
49. SA697 50~54. SI1782



55



56



57



58

55~58. S1782

图版33



59



60



61



62



63



64



65



66



67



68



69



70



71



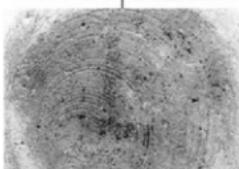
72



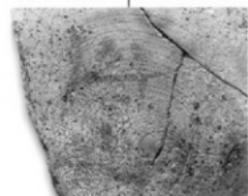
73



74



75



76

59~76. S1703



77



78



79



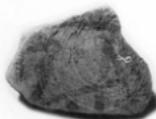
80



81



82



83

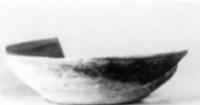


84



85

77~85. S1703
86~90. S1704



86



87



88

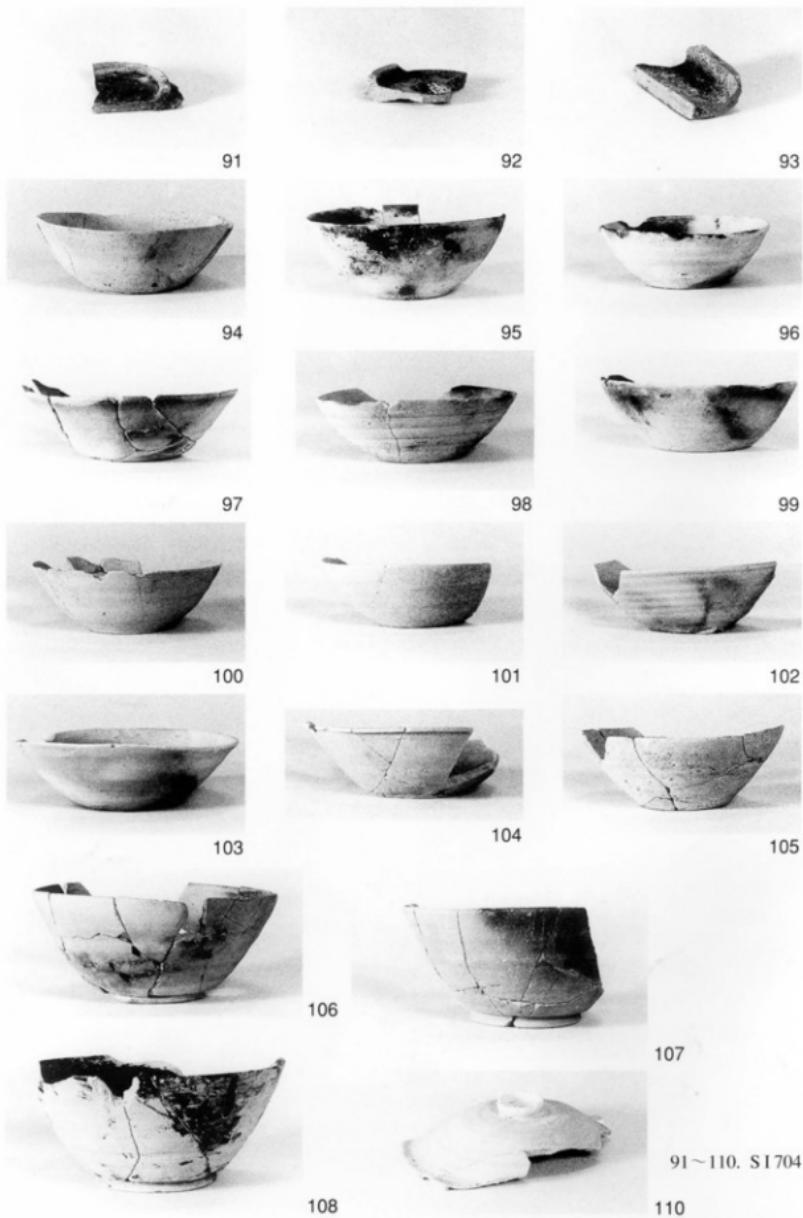


89



90

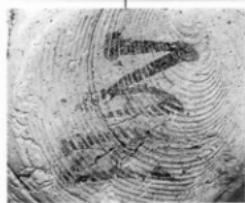
図版35



図版36



111



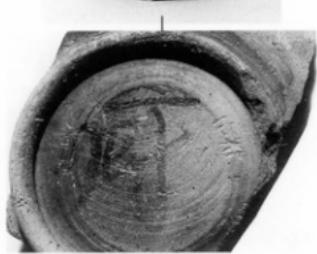
112



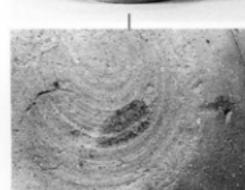
113



114



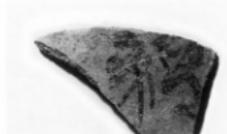
115



116



117



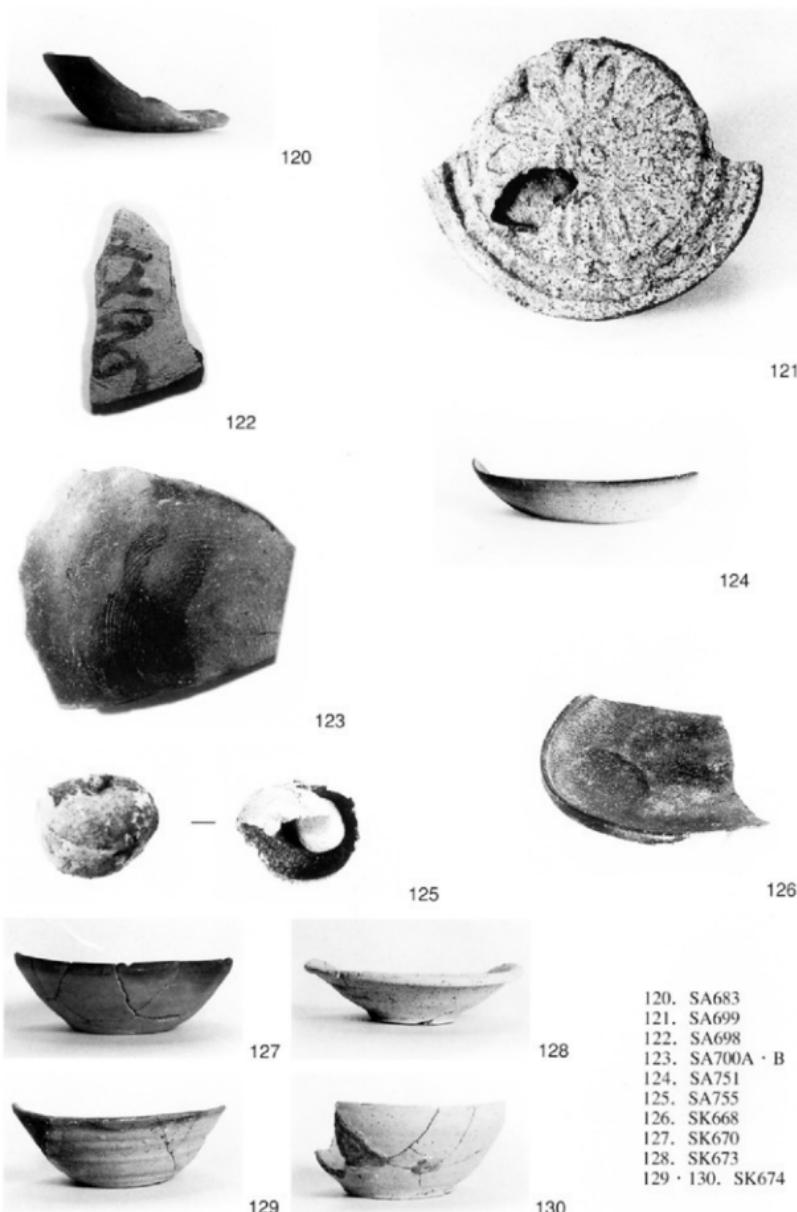
118



119

111~119. S1704

図版37



图版38



131



132



133



134



135



136



137



138



139



140



141



142



143

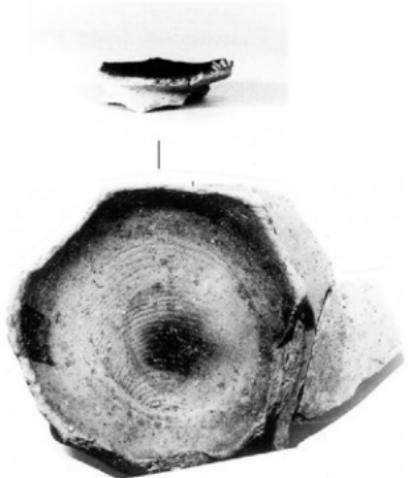


144



145

131. SK708
132. SK774
133~135. SX687
136~145. SX735



146



147



148



149



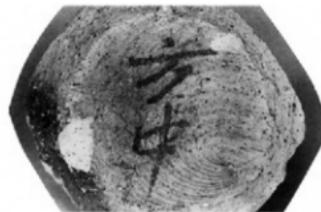
150



152



151



153

146 · 147. SX735
148. SX771
149 ~ 151. SX954
152. SX955
153. SX957



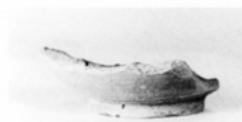
154



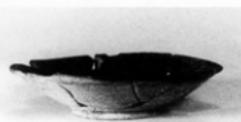
155



156



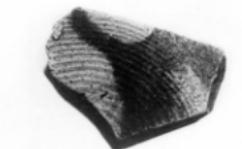
157



158



159



160



161



162



163



164



165



166



167



168

154~156. 暗褐色土層
157~168. 黑色砂層

図版41



169



170



171



172



1



175



176



174

173



1



179



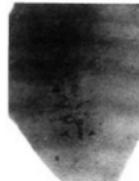
180



181



177



182



183

184



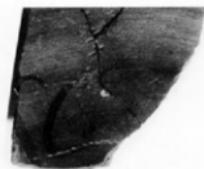
178

169~184. 褐色砂層

図版42



185



186



187



188



189



190



192



193



194



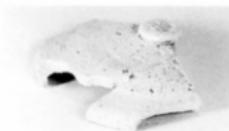
191



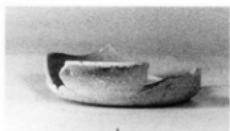
195

185・186. 灰褐色砂質土層
187～191. 赤褐色砂質土層
192～195. 整地粘土層

図版43



196



198



199

197



200



201



202



203



204



205



206



207



205



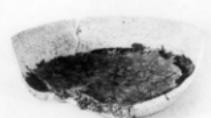
I



208



209

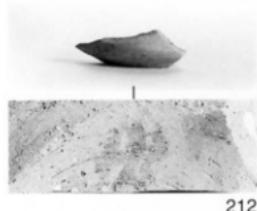


210



211

196~201. 整地粘土層
202~209. 整地層下炭化物層
210.
211. 黃褐色砂層
赤褐色土層



212



213



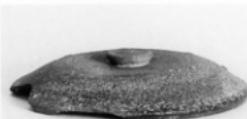
214



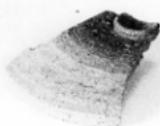
215



216



217



218



219



220



221



222



223



224



I



225



226



227



228

212~220. 崩壊土層
221~228. 崩壊瓦層



229



230



231



232



233



234



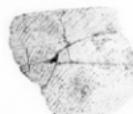
235



236



237



238

229~232. 崩壊瓦層
233~236. 崩壊瓦下層
237. 褐色砂層
238. 地山飛砂層

資料編

出土文字資料

秋田城跡出土文字資料

本編は秋田城跡の発掘調査によって出土した漆紙文書、木簡、墨書き器の主要な文字資料を収載したものである。

本編の漆紙文書の解説は昭和五十九年発行『秋田城出土文字資料集』、平成四年発行『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、平成十一年度調査概報、平成十一年度調査概報に掲載された平川南氏による解説をもとに編集した。各漆紙文書の解説の全文は左記に収録されている。詳細はこれを参照されたい。

- 第二号漆紙文書
- 第八号・第十三号漆紙文書
- 第十六号・十八号漆紙文書
- 第二十六号漆紙文書
- 『平成十一年度調査概報』収録
- また、漆紙文書および木簡の解説は一部『秋田市史 第七卷 古代史料編』からも抜粋した。

出土文字資料の解説については、主に平川南氏からご指導を得、狩野久氏、今泉隆雄氏、熊田亮介氏、北村優季氏、鍾江宏之氏、古尾谷知浩氏、三上喜孝氏のご協力を得た。

そのほかの関係各位、各機関からも多大なご協力、ご助言を得た。
併せて感謝したい。

漆紙文書

秋田城からは昭和五十三年（一九七八）の第一四次調査で第一号が出土して以来、現在まで三〇点以上の漆紙文書が出土している。

それぞれの漆紙文書の出土層位や発見遺構の状況について述べる。

第二号漆紙文書は、昭和五十七年（一九八二）第三六次調査地の政序北辺築地塀崩壊土から出土した。築地塀の積み土、崩壊土の堆積状況確認のため設定した南北トレンチ西壁から須恵器壺形土器に接着した状態で発見された。出土層位は崩壊瓦を含む築地塀崩壊土の上層である。検出した須恵器壺形土器は、口径・底径の形態やヘラ切りの特徴から八世紀後半の土器と考えられる。

第八号漆紙文書は平成元年（一九八九）外郭東辺の東門が発見され

た第五四次調査地の発掘区西壁から出土した。漆紙文書は、内側に多量の砂を込み込むように二つ折りの状態で出土した。紙の劣化が進み、文字の遺存状況は良くない。出土層位は地表下約一・三mの十一層暗褐色砂層で、調査区の東側で発見されたSG一〇三一土取り穴の七層焼土・炭化物層とスクモ層のはば中間層にある。七層焼土・炭化物層は元慶二年（八七八）の乱による層、また上位・下位スクモ層は延暦十一年（七九二）から同十四年（七九五）紀年銘のある木簡が出土した層である。

第九号・十三号漆紙文書は平成二年（一九九〇）外郭東辺の東門跡が発見された第五四次調査地のSG一〇三一土取り穴内スクモ層から出土した。出土層位は多量の木炭とフイゴ羽口・鉄滓等が含まれた四七層上位木炭層である。漆紙文書は南側から傾斜する同層に投げ込まれた状況でまとめて出土した。出土層は延暦年間の木簡群が発見されたことを示している。

れた層よりもさらに下層にある。

第十六・十八号漆紙文書は、平成十年（一九九八）政府から東へ約一〇〇mの旧高清水小学校跡地の第七二次調査地でSK一五五五土坑一六一土坑から出土した。調査地は第七二次調査の東側隣接地である。調査区南部の地山粘土層面で検出された長径三・一m×短径二・三m、深さ五〇cmの楕円形を呈する土坑の最下層から出土した。

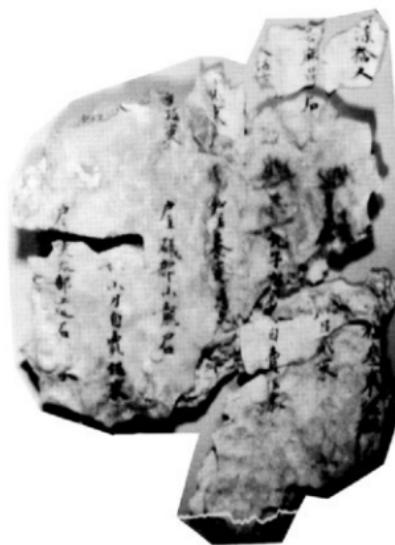
秋田城跡出土の漆紙文書は、帳簿類と文書類に大別できる。

帳簿類の公文書を作成する場合は、文字が楷書体、数字が大字と規定されている。その点では、第二号漆紙文書の「出舉貸付帳様文書」や第八号漆紙文書の「大帳案様文書」は正式文書を作成する際の書式と合致し、公文書にある。大帳は本来国府で作成する正務内容であり、その帳簿が秋田城跡から出土することは、遺跡の性格を考える上で重要である。さらに第九号漆紙文書の「出羽国出羽郡」との継ぎ目裏書きをもつ計帳は、国府に留め置かれたものを具注曆として再利用したものであり同様に秋田城の性格付けに大きな意味をもつ。

文書類としての漆紙文書では、第十号漆紙文書で充書に「介御館」とあり、城内における国司の館の存在を示唆している。また、第十・十三号漆紙文書は、守・介の自署があり、本文書が作成地に留め置かれた文書とみられていることから、秋田城に国司が在駐していたことを示している。



図1 第2号文書 実測図



図版1 第2号文書（赤外線テレビカメラ）

第八号漆紙文書

一、釈文

口	×		
口	陸	×	
口	伍	小	子
口	貳	年	七
口	壹	年	十六

二、記載内容

確認出来る文字はわずか五行十七文字、書体は楷書で、一文字の大きさは約七一八mmで、数字は「陸」「伍」「貳」「壹」と大字を用いている。

本文書断簡について、その特色を整理すると、次のようになる。

- ①楷書体で、数字は大字である。
- ②わずか五行で十七文字確認できるだけであるが、一文字の大きさが七一八mm程度の小さな文字、口数を列記した書式は統計的文書と判断してよい。

- ③小子の内訳「年十七」「年十六」の記載は、「延喜式」に見える大帳式に類似する。

- ④小子の計「伍」に対して、その内訳が「貳」「壹」「年十六」では合はないが、「壹」の右肩に校合と思われる墨点が存在する。この事実から、本文書が国府作成の大帳の案文と判断できるであろう。

- ⑤小子が天平宝字元年四月、從前の一六歳から一七歳に延長されたことから、本文書の年代は天平宝字元年四月以降のものとみることが

できる。

以上の点を総合して考へるならば、きわめて小断片で本文書の性格を断定することは困難ではあるが、一応、現段階では「(出羽国)大帳案」様文書と推定する事が可能であろう。



図2 第8号文書 実測図（左文字を反転させた図）

第九号漆紙文書

一、积文

〔裏文書〕

〔表文書〕

□ 小 天氣東行
月德在甲

歲 天道乾巽
人道艮坤

一日戊戌木 □
〔危〕

歲前小歲後

〔緒目裏書〕：「出羽國出羽郡井上 □□□天平六年七月廿八日」……

二日己亥木成

□母倉

〔前〕
□母倉祭

〔次見カ〕〔健〕
九移 □

三日庚子土取

四

〔表文書〕

姪 □

責 年卅五
□黒 □

□

〔責カ〕

冬 春 夏 六月
十月

〔天氣東行〕の節月

課戸主贊

男賛人部大麻 □
左 □廿二
〔年〕

冬 十月

春 二月

夏 六月

②と③の関連からは、本具注暦断簡は、春二月に該当するこ
とと判明した。

④月末の下段の冒頭は、「歳前……」とみえる。儀鳳暦と大
衍暦以降の暦は、

二、記載内容

〔裏〕の内容

1、具注暦とその遺存例

この漆紙文書は「具注暦」断簡である。具注暦とは、暦面を上・中・下の三段に分けて暦日の下に日の吉凶・禍福などの暦注を具備した暦のことである。

2、暦の年代判定

本具注暦断簡は前月末、月初部分、朔日～四日までの部分である。

- ① 朔日干支が戊戌である。
- ② 朔日の下段冒頭の大歲・小歲の記載は、「歳前小歲後」とある。「歳前小歲後」は春戊戌と秋丁巳の二例しか該当しないことがら、朔日干支戊戌と一致する。
- ③ 「月德在甲」の節月

儀鳳暦——歳前……

大衍暦——大歳前……

のよう、下段冒頭の「歳」と「大歳」という表記が異なる。

したがつて本具注暦は儀鳳暦（持統六年（六九二）—天平宝

字七年（七六三））とすることができる。なお、儀鳳暦のみ

は二月節の雨水と啓蟄が逆順で、正月中が啓蟄、二月節が雨

水となる。中段の該当部分に「雨水」の残画がほんのわずかに

みえるが、いずれとも判断できない。

⑤ 「二月戊戌朔」を湯浅吉美編『日本暦日便覧』（汲古書院、

一九八八年）を利用して検索するならば、儀鳳暦の範囲内で

は、次の二例のみが該当する。

大宝二年暦（七〇二）

天平宝字三年暦（七五九）

⑥ 月初部分「□月小」の記載から一月は小であることが明らかである。大宝二年一月は大の月、天平宝字三年一月は小の

月であることから、本具注暦は天平宝字三年暦と確定する。

天平宝字三年暦の場合、一月節は雨水で、一月一日にあたる。

⑦ 断片Cは本紙（A・B）と同一文書であり、断片Cは下段

（暦注）にあたることから、通常の遺存状態ならば、断片Cはおそらく本紙の下段に位置するものと考えられる。

暦注		母倉	節切	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
母倉	母倉										
節切	子寅	子子	子巳	卯寅	卯寅	午巳	辰戌	辰戌	酉申	酉申	酉申
辰	丑	寅	子	卯	寅	卯	午	子	子	丑	寅
巳	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未
午	子	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉
未	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉	酉
申	亥	亥	亥	亥	亥	亥	亥	亥	亥	亥	亥
酉	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未
戌	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未
亥	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未

一日 戊

二日 戌 なし

三日 子 正月・二月

四日 丑 なし

五日 寅 なし

母倉は二日（亥）と三日（子）の下段にくること（一・二日

ズラしても該当するものなし）が明らかである。二日（亥）：

となり、九坎日が二月の場合に丑日に配当されていることと

符合する。

3、暦の復原

（正月）

廿九日丙申火破

歳前小歲対

卅日丁酉火危

月氣東行 天蓋乾巽
月應在甲 人道乾坤

（二月）

一月戊戌木危

歲前小歲後

二日己亥木成

二月雨

歲前母倉

三日庚子土收

歲前母倉祭祀

四日辛丑土開

歲前九坎移徙

五日壬寅金閉

歲前帰忌

4、紙縫ぎ目裏書の検討

この文書断簡には、具注暦の一日と二日の間のところに表裏からの観察によつて縫ぎ目幅が約三寸の紙縫ぎ目を確認できる。この紙縫ぎ目にまたがつた形で「出羽国出羽郡井上□□□□天平六年七月廿八日」と記されている。二日と三日、三日と四日の間が行間心で約一・四

□に對して、一日と二日の間は約一・一□あることから、この「出羽国……」が具注暦より先に記載されていたことがわかる。したがつて、

継ぎ目部分に記された「出羽国出羽郡井上□……」は継ぎ目裏書と判断して間違いない。

平川南氏はすでに漆紙文書における紙継ぎ目の検出の重要性について、次のように指摘している（『漆紙文書の研究』総論第一章、二七頁）。

吉川弘文館
一九八九年）。

文書の行に平行して、幅約〇・一□ほどの丁寧な継ぎ目は、本来の文書作成時の紙継ぎである。（中略）（この場合）、文書作成時の継ぎであるから、継ぎ目の左右の文書は同一内容をもち、基本的帳簿類であれば、継ぎ目裏書を確認できた場合、具体的帳簿名および年紀等が判明することが十分にありうるのである。

この継ぎ目裏書の存在によつて、具注暦は紙背文書と断定することができる。継ぎ目裏書の文字の大きさは約方五□で、正倉院文書の籍帳類のそれと全く合致している。また、継ぎ目裏書の記載のしかたは、表文書の性格をある程度限定して考えることができる。ここで、まず正倉院文書中の籍帳類と、その他の公文類の継ぎ目裏書を列記すると次のとおりである（正税帳は後に触れるので省く）。

- 御前國鳴都川辺里大宝二年籍
- 筑前國葛飾郡大島郡養老五年戸籍主帳无位刑部少僕
- 山背國愛宕郡雲上里神龜三年史生從八位下間人宿祢男君
- 越前國江沼郡山背郷天平十二年計帳歷名
- 越前國郡稻穀天平五年潤三月六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂

○出雲国計会帳天平六年八月廿日正八位下小野臣淑奈麻呂	○相模國天平七年封戸租交易帳
○出雲國天平十一年大稅賦給歷名帳大初位下守目大藏伊美吉神主	○備中國天平十一年大稅負死亡人帳從七位下行目日根造諸人
○遠江國浜名郡租帳歷名天平十二年	○籍帳類による限り、継ぎ目裏書の場合、年のみを記し、月日を記さない。ただし、計会帳などの場合、年月日を記す例がある。
○越前國大稅帳 天平二年十二月 少目從七位下敷十二等秦前忌子大魚紀伊國 収納大稅帳 天平二年十二月 少目從七位下敷十二等秦前忌子大魚	次に、正税帳の継ぎ目裏書は左に示すように、その記載法にかなり不統一さが目立つだけに、本文書のような記載のしかたも十分に存在するはずである。
○越前國 大稅帳 天平三年二月廿六日 史生大初位下阿刀造佐美麻呂	
○尾張國 収納正稅帳 天平六年十二月 史生從八位上丹比新家連石麻呂	
○駿河國 正稅目録帳 天平九年 史生大初位下秦達布連法鷗	
○和泉監 収納正稅帳 天平九年	
○駿河國 正稅帳 天平十年	
○周防國 天平六年 正稅目録帳 従七位上行目米田連光	
○揖津國 天平八年 正稅目録帳	
○薩摩國 天平八年 正稅目録帳 従八位上行目具原忌子百足	
○長門國 天平九年 収納大稅目録帳 正八位下行少目當勝首名	
○豐後國 天平九年 正稅帳 守外從五位下楊胡史貞身	
○周防國 天平十年 正稅帳	
○筑後國 天平十年 正稅目録帳 従七位下行目津史貞身	

伊豆國	天平十一年	正稅并神稅帳	目從八位下林連佐比物
隱岐國	正稅收取報	大倭臣下行日縣大義持	
淡路國	天平十年十二月廿七日		天平五年二月十九日
從七位下上行大目數十二等中臣酒人宿祢古麻呂		(大倭國正稅帳)	
從七位下行目坂上忌守人麻呂		(但馬國正稅帳)	

継ぎ目裏書の日付は、「越前國正穂帳」を参考にするならば「正穂帳」帳末尾の日付「天平三年二月廿六日」と継ぎ目裏書の日付は合致していることがわかる。

以上の例から明らかのように、継ぎ目裏書として、国—郡—里（郷）

まで記すのは、戸籍または計帳に限られる。このことは、戸令造戸籍の「其種皆注其國其郡其里其年籍」にもとづくものであり、里条の「其種皆注其國其郡其里其年籍」でもとづくものである。

(郷) 別に一巻作成されるのである。この継ぎ目裏書の年紀は天平六年(七三四)であるので、郷里制(靈龜元年(七一五)~天平十二年(七四〇))下に属し、継ぎ目裏書の欠損部分には郷の下の里名が記載されていたと考えられる。すなわち、継ぎ目裏書は「出羽国出羽郡井上郷○○里天平六年七月廿八日……」と記されていたであろう。なお、「和名類纂抄」によれば、出羽国出羽郡に「井上郷」が存在する。

四、(表)の内容
各行間は約一・八cmで、一文字の大きさは約一・九cm、割書部分は約〇・四cmである。

「課戸主賛（人部）」、「…」、「…」印井の記載内容から計帳様文書とみて間違いない。ただ、從来知られている正倉院文書中の計帳は年齢

と身体的特徴とを二行割書きにするが、この帳簿は小字で二行割書きにする点が異なる。出土計帳としては、鹿の子C遺跡の計帳断簡（第95号文書）は各行下段に年齢区分呼称と身体的特徴とを二行割書きにしている。

妹占部子稻主女年貳拾伍正女
稻主
右曰後皇子

計帳の出土例は鹿の子C遺跡のはか多賀城跡など數例あるが、継ぎ目裏書によつて天平六年作成の計帳であるというよう年代の確定された計帳は他に例がない。

計帳は戸令遣計帳条によれば、

凡遣計帳。毎年六月卅日以前。京国官司。責所部手実。具注家口年紀。若全戸不在郷者。即依旧籍転写。并類不「在所由」。收訖。依式遣帳。連署。八月卅日以前。申送太政官。

とある。近江国志何郡古市郷計帳手実には「天平二年六月帳」「天平三年六月手実」と記載されている。また、天平五年の右京計帳手実においても、その提出日付は六月九日、七月十二日の間にわたつていており、なかには本文と同筆で六月と書いたものを、坊令署名と同筆で七月八日と訂正しているものがあるので（岸俊男氏調査）、やはり六月三十日以前に提出すべきものと意識されていたことが知られるところである（日本思想大系「律令」補注8戸令、岩波書店）。

さらに、計帳手実作成月日に関連して注目すべき史料は、正倉院文書中の請暇解である。

凡造計帳。毎年六月卅日以前。京國官司。責所部手実。具注家口年紀。若全戸不在鄉者。即依旧籍転写。并標不_レ在所由。取訖。依式造帳。連署。八月卅日以前。申送太政官。
とある。近江国志何都古市郷計帳手実には「天平二年六月帳」「天平三年六月手実」と記載されている。また、天平五年の右京計帳手実においても、その提出日付は六月九日、七月十二日の間にわたっているが、なかには本文と同筆で六月と書いたものを、坊令署名と同筆で七月八日と訂正しているものがあるので（岸俊男氏調査）、やはり六月三十日以前に提出すべきものと意識されていたことが知られるところである。（日本思想大系「律令」補注8戸令、岩波書店）。

さらに、計帳手実作成月日に関連して注目すべき史料は、正倉院文書中の請暇解である。

合參箇日

右為計帳奉、假日請所如件、以解

天平寶字六年七月九日

(大日古) 五一 244 (245)

大坂広川解 請暇日事

合三箇日

右為奉計帳、請暇如前、以解

宝龜二年六月十六(三)

(大日古) 六一 199

一通とも計帳手実作成のために暇日を請求したものであり、先にみ

た右京計帳手実の提出日付が六月九日、七月十二日の間にわたつてゐる事実とこの請暇解の日付(六月十六日、七月九日)は符合している。このように戸令規定の前段は、手実の国府への提出期限を「六月卅日以前」としたと理解できる。

現状では、A断簡は紙の上端の形狀をとどめており、「姪□□」の手實に首部統計部分と尾部別項記載とを書き加え、淨書したものが計帳歴名であり、さらに国府において一国毎の戸数、口数に関する統計的文書(「目録」としたものが大帳である。「延喜式」)に見るような大帳式にもとづき作成された大帳の提出期限は「八月卅日以前」とされ、太政官に申送された。ただし、この大帳の提出期限について、陸奥・出羽両国に関しては注意すべき点がある。すなわち「延喜式」(民部下)計帳条によれば、「凡計帳者、陸奥、出羽両国、大宰府、九月卅日以前申送。余國如令」と、陸奥出羽両国は他の国より一ヶ月遅い提出期限が認められている。この「延喜式」の例外規定は、少なくとも陸奥国については承和十一年(八四四)「類聚三代格」承和十一年四月一日官符、当該国・出羽国については嘉祥二年(八四九)「類聚三代格」嘉祥二年閏十二月廿六日官符までそれぞれ確實に適用させることができる。令文には例外規定がないので、八世紀段階については定かでない。実例に即していえば、天平六年の「出雲国計会帳」では大帳二巻は令の規定一八月三十日以前に対し、(天平五年)八月十九日に進上している。出羽国の場合、都まで約三四日間「延喜式」(主計上)調庸条の「行程上冊七日、下井・四日」による一世纪段階においても他の諸国に比べて一ヶ月の提出猶予期間が適用されたであろう。

現状では、A断簡は紙の上端の形狀をとどめており、「姪□□」の手實に首部統計部分と尾部別項記載とを書き加え、淨書したものが計帳歴名であり、特に横界線の位置はその決め手となる(平川南「漆紙文書の研究」総論第四章)。しかし、本計帳は断片のうえ、墨痕の残存状況が悪く、薄墨の横界線を確認できない。

そこで、以下の事項を検討することで本計帳の性格を明らかにしたい。

本計帳の継ぎ目裏書の日付が「七月廿八日」(天平六年七月は小月、廿九日まで)となっているのは、手實提出期限六月末日に対し、一ヶ月後あたり、計帳歴名作成月日とみるとふさわしいであろう。これまで計帳歴名については、現存の正倉院文書では日付が明らかで

なく、本断簡がはじめて計帳歴名の作成月日を明記した史料として、計帳制度を考える上できわめて貴重なものである。

天平六年の継ぎ目裏書をもつ計帳は、いうまでもなく、天平五年度の計帳であるが、この天平五年（七三三）は戸籍作成の年（藉年）である。戸籍作成にあたって計帳が大きな役割を果たしたことはこれまでにも一般的にいわれてきたところである。この点について最近、渡辺晃宏氏が「藉帳制の構造—手実・歴名の検討から」（『日本歴史』五二五号、一九九二年二月）の中でさらに強調している。すなわち、例えば、天平五年歴名を素材として同年の戸籍が作成され、藉年の歴名の作成は、造籍の下準備として通常の年よりも厳密に行なわれたのであろうとしている。本計帳が天平宝字二年（（藉年）七五八）段階で廃棄されるまで、四比二十四年間の長期にわたって保存された理由も、藉年の歴名によるのかもしれない。

以上から、本計帳は計帳手実ではなく、国府に留め置かれた計帳歴名とみてよいであろう。なお、公式令公文条の「凡公文。悉作真書。凡是簿帳：為大字」にみられる公文に大字を用いる規定は京進文書を除いては、これまでの出土文書をみる限り、それほど厳密に執行されていないと判断できる。

ところで、国府に保存されていた出羽郡の計帳が天平宝字二年段階で廃棄され、その紙背を利用して、天平宝字三年の暦を作成した。古代の具注暦は、いうまでもなく、正式には各国に一本ずつ備えられたが、その具注暦は郡のみでなく、国府内の諸官司もそれ一本ずつ役所内に備えおいたと推される。本具注暦も紙背を利用したものであるので、国府内で書写された一本とみてよいであろう。



図版2 第9号文書(赤外線テレビカメラ)



九



表
図3 第9号文書 実測図

第十号漆紙文書

一、解文
(表)

在南大室者

勘取釜壹口

□□若有忘怠未收者乞可

令早勘取隨恩得便付國□□

（他）
□縁謹啓

五月六日卯時自蚶形驛家中

竹田繼口

封

介御館
務所 竹繼狀

(裏)

九年（七三七）四月戊午条に「出羽国大室駅」、同宝龟十一年（七八〇）十二月庚子条に「出羽国大室塞」とみえるが、両条の大室は現在の山形県尾花沢市付近とされ、当時、雄勝村の蝦夷勢力の拠点とされた地である。「南大室」は、郡名等を伴って記されていないことから地名ではなく、おそらくは大型の釜などを収容する秋田城管下の公的な施設を指すものと推測できる。蚶形駻家は「延喜式」（兵部）諸国駅伝馬条に「蚶方」駻家とみえる。

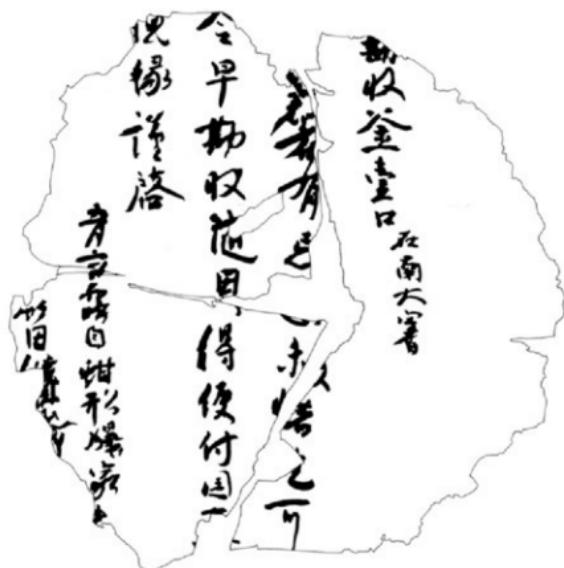
裏には、充書「介御館務所」および差出書「竹繼状」とある。竹繼は竹田繼□の略称であろう。この充書と差出書を記した上書（うわがき）に加えて、切封の痕跡を確認することができる。

本書状の大意は、南大室にある釜一口を勘取したが、その他に未收のあるものがあったならば、早急に勘取したいので指示して欲しい、この書状は、國の□□に持参してもらうのでよろしく願いたい、五月六日の早朝便で蚶形の駻家から申上するものである、というような内容であろう。

二、記載内容

表の内容と裏の「封」の存在から、本文書は書状と断定することができる。本文の書始めに、本来は「謹啓」などとあつたと思われるが、現状は欠損している。「釜」は鉄または銅製の釜と考えられる。

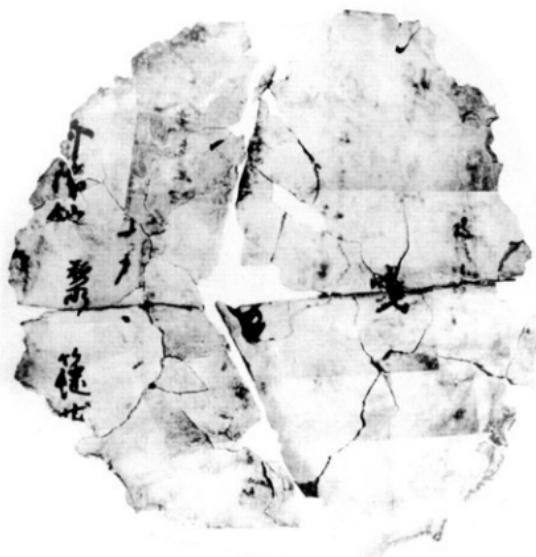
この書状の差出所は「蚶形驛家」とあり、蚶形は現秋田県由利郡象潟町にあたり海岸部に位置することから判断すると、製塙用の煎塙釜が想定できるかもしれない。「南大室」については、「続日本紀」天平



表



裏
図4 第10号文書 実測図



図版3 第10号文書（赤外線テレビカメラ）

第十一号漆紙文書

一、祝文

送以解

天平寶字

從五位下行守勲十二等小野朝臣『竹□』
〔具〕

□六位上行介百濟王『三忠』

は從五位下に昇叙されている。このことから、本文書断簡は天平宝字四年正月以前の史料であること、「□六位上行介百濟王『三忠』」の「□六位上」は正六位上であることが判明する。

【延喜式】（民部上）によれば、出羽国は上國である。

官職に相当する位階は官位令によつて定められている。

上國守 從五位下

上國介 從六位上

本断簡の「正六位上行介百濟王『三忠』」は、上國介とすれば、行（相当位が帶位より低い）の表記と符合する。しかし「從五位下行守勲十二等小野朝臣竹良」の場合は、上國守としては行の表記はあらざる。

出羽国が八世紀段階で中國とすれば、中國守が正六位下であるので、行に相当する（第十三号文書も同様であるので併せて参照してほしい）。

次にこの文書の年代について、若干考察を加えておくこととする。

先にみたように、本文書は「統日本紀」天平宝字四年正月内寅条の出羽国守・介の位階記事から、宝字四年正月以前の年代であることがわかる。そこで、奈良時代の出羽国守・介の任官状況を整理すると、次のとおりである。

まず、天平宝字年間の出羽守・介に関する史料は「統日本紀」天平宝字四年（七六〇）正月丙寅条である。
（前略）然今陸奥國按察使兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝臣朝氣等。
教導荒夷。驅從皇化。不勞二戰。造成既畢。又於陸奧國牡鹿
郡。跨大河凌峻嶺。作桃生橋。奪賊肝膽。眷言惟續。理應褒
昇。宜擢朝卿。特授從四位下。陸奥介兼鎮守副將軍從五位上百
濟朝臣足人。出羽守從五位下小野朝臣竹良。出羽介正六位上百濟王
三忠。並進二階。（後略）

出羽国雄勝城および陸奥國桃生城造営の功により、按察使藤原朝臣朝氣をはじめ、出羽・陸奥両国の官人が進階されている。そのうち、出羽守從五位下小野朝臣竹良（「統日本紀」天平宝字七年正月壬子条には「都久良」（つくる））は從五位上に、出羽介正六位上百濟王三忠

760 天平宝字四年出羽守見

760 天平宝字四年出羽介見

763天平宝字七年正月左中弁任

763天平宝字七年正月出羽守任

766 天平神護二年五月民部少輔任

同田百濟王文鏡出羽守任

奈良時代の国守の任期を四年とすれば、守小野竹良・允百流王三忠ともに天平宝字七年正月で現任を離れていることから推して、天平宝字三年頃、そろって守・介にそれぞれ任せられたと想定することができるであろう。この推定にもとづくならば、本文書の年代は一応、天平宝字三年頃とみなすことができるであろう。

なお、付け加えると、国司の自署を有する文書が国府（秋田城）になぜ残されていたかという疑問である。本断簡は解文の文末部分のみ

〔漆文書の研究〕各論第一章)。この見解は、類例の出現により変更せざるをえなくなつた。

まず、参考までにあげるならば、計帳履名の京進・非京進論争の中でも、森田佛氏が指摘しているが、公式令天子神璽条の「諸国印方^{二手}」上京公文及案調物則印により、向京文書は正文のみならず、案文にも捺印すべきことになっていたとしている（計帳制度について』続日本紀研究』第二二一号、一九八〇年、のち『日本古代律令法史の研究』文献出版、一九八六年に再録）。この国印の捺印とは直接的には結びつかないが、国司の自署についても、多賀城跡第一〇三号文書と本文書を併せ考へると、国司の上申文書の場合も、案文に自署した可能性が強いのではないかといえるであろう。

國司	(守)	多治比家主	忍義老七、九、一、七	見	介
田雖羅	田天平九、四、一、四	無	天平家字四、一、四	見	守
小野竹良	天平家字四、一、四	無	天平家字七、一、九	見	
百清王三忠	天平家字七、一、九	無	天平家字八、一、〇、三	見	
目外守	天平家字八、一、〇、三	任	上毛野馬長	百清王三忠	
佐伯美濃麻呂	天平家字二、五、一、〇	任	天平家字八、一、二、一	天平家字四、一、四	
百清王文鏡	天平家字五、三、五	任	坂上右衛	天平家字二、五、一、〇	
上毛野馬良	天平家字七、一、二、一	下毛野根麻呂	宝龟五、三、五	見	
多治比乙安	天平家字一〇、九、二、一	任	寶龜五、三、五	見	
百清王美孫	天平家字一、九、二、九	任	天平家字八、一、二、一	見	
藤原仲成	天平家字一、九、二、九	任	坂上右衛	天平家字二、五、一、〇	
足利勝昌	天平家字一、九、二、九	任	宝龜五、三、五	見	



図5 第11号文書 実測図



図版4 第11号文書（赤外線テレビカメラ）

第十三号漆紙文書

一、祝文

〔表〕

A

〔阿カ〕
□刀部身

麻績部忍麻呂戸口

B

戸主三村部真足陸拾束

□□□麻呂□

〔裏〕

B

相印

國司 徒五位下行守

A

郡司 少領

二、記載内容

二つの文書の表裏決定は書体〔表—楷書体、裏—行書体〕に加えて墨界線によって決定した。

〔表〕

AとBにそれぞれ二行ずつ確認できるが、両者とも行の心心間隔は二・一印と等しいことから、書体・内容とも併せて、同一文書とみて

間違いない。書体は整った楷書体である。記載様式は、(戸主)人名+数量(束)であり、下部が欠損していることから、文書の性格は決めがたいが、出舉関係の帳簿であろう。

〔裏〕

本文書の特徴は、次の三点である。

- 1、墨界線は縦界線と現状では横界線五本が認められる。
- 2、B断簡に「国司」とA断簡に「郡司」とあり、ともにその下に割書で、「守」あるいは「少領」と記載している。
- 3、「国司」と「郡司」の間は推定五行程度を想定できる。おそらくはB断簡の国司の後に郡司、A断簡の郡司の前に国司というよう、国郡司の官位姓名がくり返し記されるような帳簿が想定される(想定復原図参照)。

この特徴をもつ文書を伝世文書に照らしてみると、「越中国官倉納穀交替記」(平安遺文)二〇四、石山寺蔵)が最も類似しているといえる。「越中國官倉納穀交替記」は延喜十年(九一〇)を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によつて作成された公文である。

右の文書を参照すれば、B断簡の初行の相印は、年紀にあたり、「神護」と判断できる。神護の上は余白があり、文字がないことから、天平神護ではなく、神護景雲年間(七六七~七七〇)とみてよい。天平神護二年(七六六)五月、百濟王文鏡が出羽守に任せられており、その時の位階が「徒五位下」とみえ、当文書と合致する(『続日本紀』天平神護二年五月甲子条)。

出羽国守は、「延喜式」(民部上)によれば、上国であるが、「徒五

位下行」とあることから、第十一号文書と併せて考えても、当時は中国（正六位下）相当であった可能性が大である。

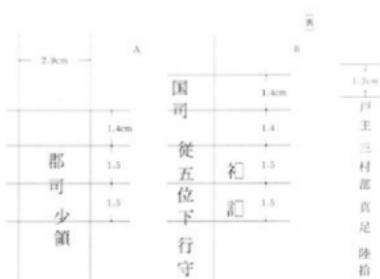


圖 6 第13發文書 墓界線模式圖



図7 第13号文書 想定復原図（表）

图8 越中国官倉納穀交替記模式圖

第十六号漆紙文書

一、証文——図9参照 [実測図] ——図10参照

二、記載内容

二段書きの歴名記載の帳簿である。その記載様式は、戸ごとに戸主名を冒頭に記し、以下に「人名・年齢区分・死亡年月日」と死亡した戸口を列記している。二段書きの歴名帳および人名の下の二行割書は、正倉院文書として伝わる中央に京進された公文類には例をみない。しかし地方から出土する漆紙文書には類似の記載が認められる。

二段書きの歴名記載が見られるのは、前述した秋田城跡第三六次発掘調査（護國神社境内）出土第二号文書（出挙帳様文書）である。

二段書きおよび二行割書は、京進文書の記載様式ではなく、地方官衙とどめ置く公文に特徴的な、実用的な記載様式といえる。さらに本帳簿には、墨抹消や墨と朱による圈点（○印）と「×」印が付されている。これらからも、本帳簿は上申されるものではなく、秋田城内で実際に事務処理に活用されたものであることは明らかであろう。

死亡年月日を記す現存の帳簿としては、正倉院文書二点がある。

○天平九年（七三七）の河内国大税負死亡人帳（天理図書館蔵）
○天平十一年（七三九）の備中国大税負死亡人帳（正倉院蔵）

二点の帳簿は、公出挙縁（大税）を負つたまま死去した人々の歴名簿であり、天平九年、天平十一年分（正月～十二月）をそれぞれ記載している。この場合は公出挙縁を負つたまま死亡した人の名簿で、その場所は公出挙縁を負つたまま死亡した人の名簿である。

越前・越後両国からの出羽国への移住については、史料上、和銅五年（七二二）の出羽国建置もない時期に記事がみえるのみで、これら一連の記事以降、史料上には全くみえないが、おそらくは、その後、越前（加賀）・越後など北陸道諸国からの出羽国への移住は小規模ながら継続していたのではないかと推測される。

この死亡帳はおそらく秋田城の支配領域（秋田平野を中心とする秋田郡域ほか）の民について記載したもので、この帳簿を済書したのち、

ある。今回の帳簿は、去年七月から今年六月までの一年間の死亡した人を書き記したものである。

『延喜式』（主計下）勘大帳条に「死亡帳」の名がみえ、また『政事要略』卷五十七（交替雜事十七・雜公文事上）の雜公文事には大帳枝文として、数多くの帳簿類があげられているが、その中に、「死亡帳」が存在している。

なお、上段に横墨界線を認められるが、下段には確認できない。この四本の横界線は四本が本帳簿の冒頭に集計部分を有していることを示している。

記載されている人名について、「高志公」は古代の越後国頃城郡・古志郡など、越後国南部に分布したウジ名といえる。「江沼臣」は加賀国江沼郡（弘仁十四年八月三日太政官奏において、越前国江沼・加賀二郡を割いて加賀国を建置した）を本拠とするウジ名である。「小長谷部」の分布は、越中二例、信濃二例、甲斐二例、遠江、上野、下総など、東国に集中している。

以上のウジ名をみても、「高志公」「江沼臣」のように、北陸道地域からの出羽国内へ移住を明確に認めることができる。

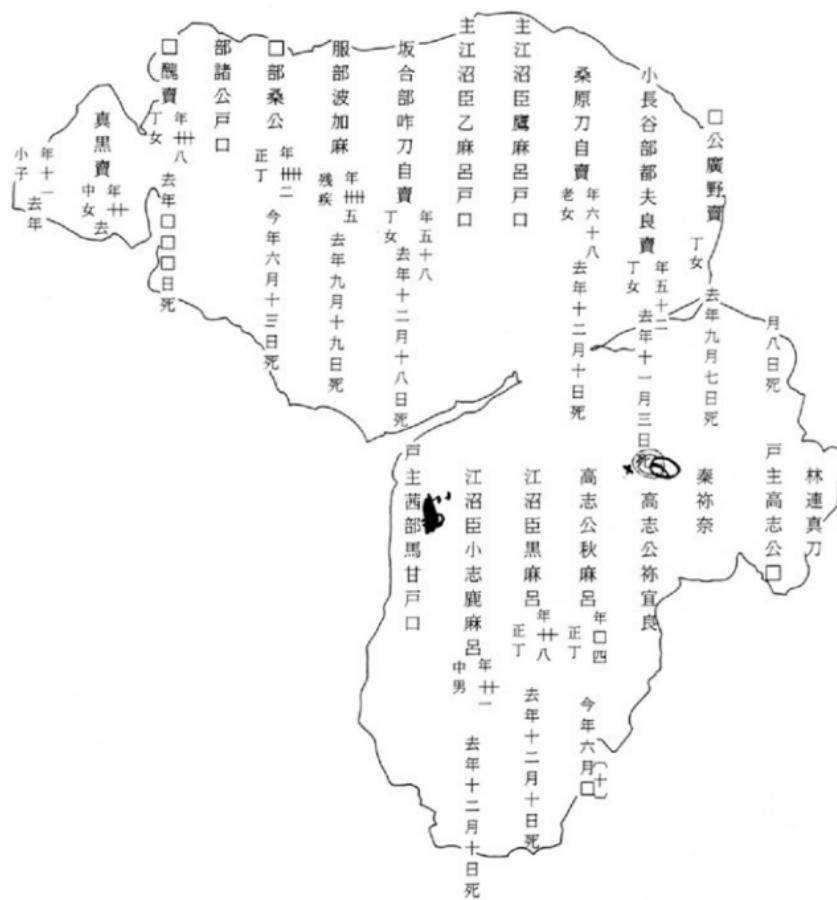


図9 第16号文書 祀文

当時の出羽国府（庄内平野）に提出されたであろう。死亡帳は大帳の枝文であるので、本来は大帳使が都に遣わされるが、「類聚三代格」嘉祥二年（八四九）閏十二月二十六日の太政官符によれば、出羽国の場合、朝集使に大帳を付して九月末日までに京進することとしている。死亡帳は、造籍と造籍の間に毎年作成されるものである。この帳簿は、すでに京進されている戸籍に載せられていた人についてだけその死亡者名を提出するのであるゆえに、造籍後に生まれた乳幼児については記載しないのであろう。

この死亡帳によれば、戸主高志公（名を欠く）の戸では一年間（去年八月～今年七月）に六人も死亡するという異常さで、当時の厳しい生活状況が推察される。



図10 第16号文書 実測図
[左文字を反転させた図]



図版5 第16号文書 裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

第十七号漆紙文書

一、枳文—図11参照 [実測図]—図12参照

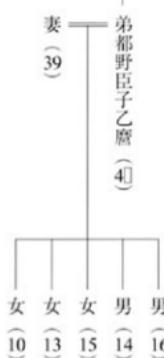
- (八) 女子が比較的多い。
(二) 年齢と年齢区分との関係記載がはなはだしく混乱している。

二、記載内容
本文書の記載様式は、
人名+年齢+年齢区分
を列記している。

残存する部分のみでは、次のような戸の構成が想定できる。

戸の構成模式図

戸主



以上の記載様式・内容から判断するならば、本文書は戸籍の一部であるとみて問題ないであろう。平安期の戸籍は、次のような記載様式の特徴があげられる。

(イ) 各戸の首部に、戸口の変動・損益の集計記載が行われる様式になつている。

(ロ) 緑(黄)子・女(一~三歳)の記載がなく、少子・女も十歳以上であり、はなはだ少ない。

これら平安期における戸籍の特徴については、十世紀初めの延喜期二通、十世紀末の長徳期二通、十一世紀初めの寛弘期の一通を対象としている。

本戸籍断簡は、九世紀半ば以前のものであることは間違いない。戸籍について、上記の平安期の戸籍の特徴を簡単に検討してみたい。

まず(イ)の戸の首部は、断簡ゆえに不明である。(ハ)の男女の割合は、男性五人、女性九人であり、男性に正丁も二ないし三人含まれている。(ニ)の年齢と年齢区分との記載には混亂がみられない。

一方、(ロ)は小女が十歳以上であるが、小断簡であるので全体的傾向とはいえない。

以上のように、本戸籍断簡は、平安期の戸籍ではなく、むしろ八世紀代の戸籍の特色とあまり変わらないといえよう。

本戸籍は、戸主弟の妻「丈部」姓をのぞくと、すべて「都野臣」である。「都野」=「都勞(怒・能・濃)」=「角」であり、紀臣と同祖で、仁徳朝、その兄の男鷗足尼は都怒国造(周防国都濃郡都濃郷)に任ぜられた(國造本紀)とされている。これまでの出羽国関係史料には、「都野臣」はなく、初見史料といえる。

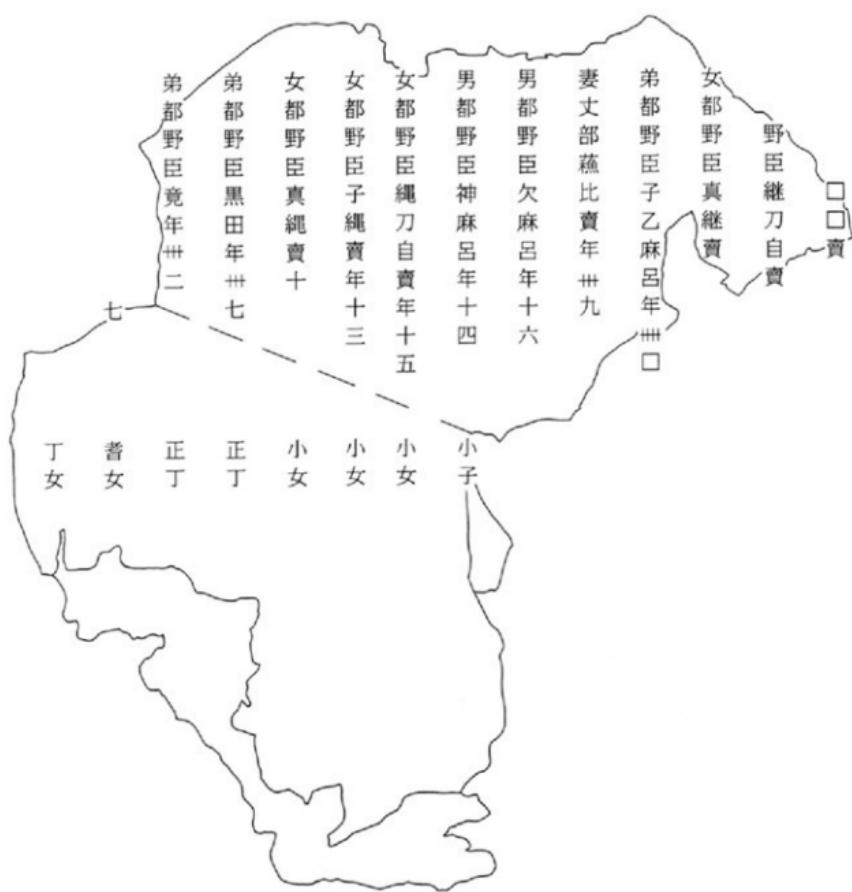


図11 第17号文書 納文



図12 第17号文書 実測図
〔左文字を反転させた図〕



図版6 第17号文書 裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

第十八号漆紙文書

「枳文」—図13参照 「実測図」—図14参照

二、記載内容

本文書の記載様式は、次のとおりであり、統柄が記されていないが、現段階では、本文書は計帳様文書の断簡とみておきたい。

紙背文書が確認できず、計帳の歴名記載が界線に沿っており、特に二・一印幅のところに二行がおさまっていることなどから界線は折界でなく、裏面からのヘラによる押界と判断される。

八世紀の計帳

戸主 □□公 戸口合○○人

戸主 — 戸口 男○人
去年計帳定良口○○人 女○人

戸主 小高野公 戸口合四十七人

不課口○○人

男○人 ○△△△○人△△

女○人 ○△△△○人△△

課口○○人

見輪○人 △△

課戸主 — 年○○ △△

○印は数字

△印は年齢区分

「和太公」は、現地名十公（君）姓であり、この記載のしかたは蝦夷が律令国家に服属した時のウジ名とされている。「和太公」の「和太」という地名は、現在、秋田城の南東、河辺郡河辺町和田に該当すると考えられ、中世末には村として成立していたことが知られている。

「小高野公」の「小高野」という地名は、現在、河辺町「和田」のすぐ西に隣接している北野田高屋字小高付近に比定される。

和田・小高両地域付近の蝦夷が国家側に服属した時に計帳に登載され、その計帳は課税等の基本台帳としたことが想定される。小高野公三手継の戸の構成員が合わせて「四十七人」という数値は、蝦夷の現地支配が大きな単位で掌握されていたことを示す貴重な史料として注目しておきたい。

結局のところ、この計帳を「夷伴帳」および「俘囚計帳」に類似したものとみなした場合は、これまで「日本後紀」弘仁二年（八一）三月十一日条、「延喜式」主計式帳除条、主税式勘税帳条のような史料から、その帳簿の存在は知られていたが、実例としては初見とすることができるであろう。

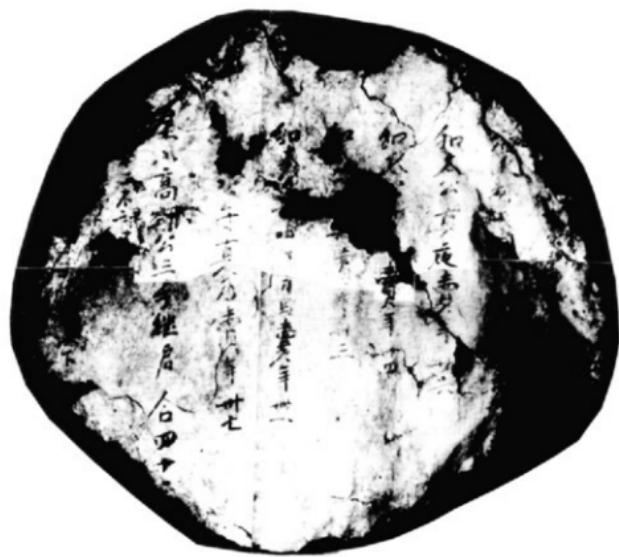


図13 第18号文書 粢文

← 1.8 ← 1.8 ← 2.1 ← 1.8 →



図14 第18号文書 実測図 (縦界線は押線)



図版7 第18号文書（赤外線テレビカメラ）

第二十六号漆紙文書

一、积文

A (正位文字) 文書

太麻呂

年□

□女

B (左文字)

a 断片
四年

黒
□
縁二具

大領公子諸
五年□料

弓四張 矢四具

十二月□日国司 守多治比□真
史生飛鳥戸

大領公子諸
五年□上
領上毛野

b 断片

卷
□
□
□
□
□
□

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることができるのではない。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である（第二号・第十六号漆紙文書参照）。

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二年（七〇二）の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものではなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができるであろう。

B (左文字) 文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を連記し、文末に十二月□□日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大

二、記載内容

A (正位文字) 文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に（人名）+年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗（武器）は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている（軍防令42・從軍甲仗条）。正倉院文書の中の天平六年（七三四）「出雲國計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・伯姓器仗帳各一巻がみえる

〔大日本古文書〕一巻五九八頁)。

十月

一升一日進上公文壹拾玖卷貳紙

考文三卷
備尼帳一卷
寺財物帳一卷
卷之三
歲會帳一卷
放

生辰一卷
雜設帳一卷
余注帳一卷
于吉帳一卷
鶴嶽堂卷

一同日進上公文貳拾陸卷紙

考文一卷
兵狀一卷
氏士薄日錄一卷
兵士薄一卷

津守帳一卷
道守帳一卷
禦馬兵帳一卷
賀家衛設帳一卷
傳馬兵帳一卷
種馬

舊佐佑一卷
津守帳

一卷
公發帳

一方、「政事要略」（一〇〇八）（一〇〇九年）成立、卷五十七に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

多賀城跡出土漆紙文書〔武具貢進文書〕

使二枝部山道所進

胡祿四百枚

鞘一百卷

口者而無解文

四日

政事要略 卷第五十七 文書雜事

雜公文事上

大坂 八月廿日以前申入後翌日

陸奥 出羽 以南日 志摩 佐渡 大宰 五月廿日 蔡内十一月一日 七道十一月一日

私案別集 公文

神社帳 拝宣祝帳 國分寺賛財帳 讀經帳 傷病帳 稼木帳

帳文品帳 放生帳 池溝帳 官舍帳 諸郡通設帳 國器仗帳 公私船帳 郡司器仗帳

禦馬帳 繁家帳 百姓牛馬帳

出雲國計会帳にみえる「官器仗帳」は「國器仗帳」、「伯姓器仗帳」

は「郡器仗帳」にそれぞれ該当するのである。これらの帳簿は軍防令の規定に基づいて国郡に存する器仗を報告するものであろう。

「延喜式」（兵部省）によれば「諸国器仗」として、各国の毎年造る武器の種類と数量があげられている。出羽国はみえないが、陸奥国の場合、次のとおりである。

陸奥國 甲六領。横刀廿口。弓六十張。

征箭六十具。胡祿六十具。

※胡祿は矢を入れて背に負う道具。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗

（ためし）見本）が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「卷」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「卷」は、次の資料を参考とすれば、「鞘」と推定でききるであろう。

※鞘は弓を射るとき弦が左手頭を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「(某) 年上料」として数年間分(「四年」「五年上料」など)貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領(大領・少領)名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中国官倉納穀交替記」(平安遺文)二〇四、石山寺藏)があげられよう。

「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年(九一〇)を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉取納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

「越中国官倉納穀交替記」と同様に、国郡司の官位姓名がくり返し記されたと想定される帳簿は、小さな断片ながら実は、秋田城跡第十三号漆紙文書(裏)(一次文書)の特徴である。ところで、漆紙文書の出土した土坑(SK一六一)は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。

そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽國守名から検討すると、貞觀十年正月に出羽守に任せられた多治(比)真人高棟と考えられ、その多治(比)真人高棟は、貞觀十七年五月当時においても、出羽守に在任していたことは、「類聚三代格」卷十八貞觀十七年五月十五日官符にみえる「前守安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国によれば、貞觀六年以降狄祿が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状(公務が完了せず事務引継ぎができない)

ときの書類に記し、官に提出していたという。貞觀十七年五月当時、狄祿の年料額を太政官に上申した出羽國守は、多治比真人高棟であつたとみて間違いないであろう。そして、「日本三代実録」元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞觀十年(八六八)正月に出羽守に着任し、貞觀十七年(八七五)五月十五日以降元慶元年(八七七)十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられ、本漆紙文書中みえる「×五年上料」は、「貞觀十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞觀十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞觀十五年上料」の次行に「十二月□□日」としている点から考へると、貞觀十五年十二月□□日付とみてよい。

A・B両文書の本来の表裏関係は、A文書が五文字程度しか確認できなければ、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名十名」の記載が、「上毛野朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した「収納物品+収納責任者」を繰り返し、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「錢納帳」(神護景雲四年(七七〇))があげられる(国立歴史民俗博物館「正倉院文書拾遺」便利堂一九九二年)。

この「錢納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名十名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田

城跡第十三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第十三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと見えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される

貞觀十四年上料
○○郡

大領

少領

貞觀十五年上料

十二月□日 国司

郡司

「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳様文書」という文書とみておきたい。貞觀年間当時の出羽国府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

.....
○○郡

貞觀十四年上料
○○郡

大領

少領

貞觀十五年上料

十二月□日 国司

郡司

○○郡

.....

郡司

貞觀十四年上料 黒漆胡祫二具 痢○卷

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞觀十五年上料 弓四張 矢四具

十二月□日 国司 守多治比真人高棟
史生飛鳥戸○○

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

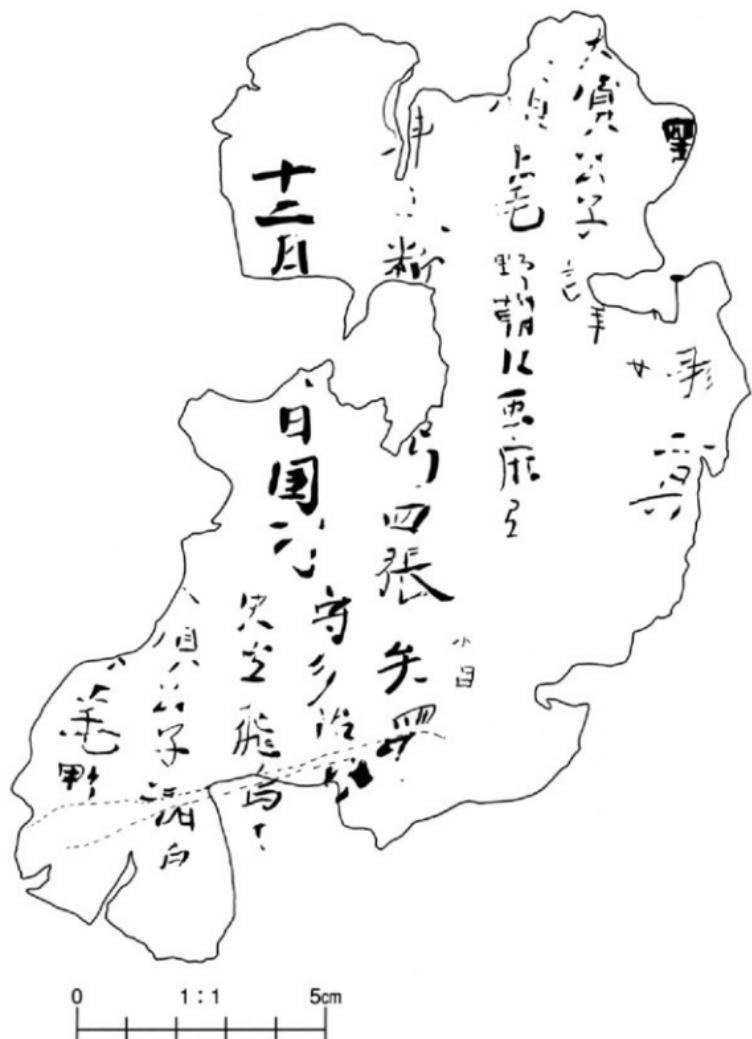


図15 第26号文書 実測図
(左文字を反転させた図)



図版8 第26号文書 裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

木簡

木簡は、八世紀中頃と終わり頃を中心とするものであるが、この時期の秋田城における性格や機能の二面性を読みとることができる。

な出土地点は秋田城跡外郭線外側にある鶴ノ木地区の第二五次調査地（昭和五十三年）のSE4〇六井戸跡から十六点、同じく鶴ノ木地区の第三九次調査地（昭和五十九年）のSG4〇三沼池跡北西岸部から八点、さらにSG1〇三一土取り穴埋土から約三〇〇点の木簡が出土している。

第二五次調査地では、秋田城跡東外郭線より東方一〇〇mの地点で掘立柱建物跡、井戸跡など多くの遺構が検出され、木簡は井戸跡から出土した。

井戸跡からは年紀を示す木簡が三点（天平六年（七三四）（1）、天平勝宝四年（七五二）、天平勝宝五年（七五三）（2））—出土している。この他、出羽国の郡名を習書した木簡や、出羽国と東国との交流を示す木簡、「文選」の一節「洛神賦」を習書した木簡等八世紀中葉の貴重なものが多く出土した。

第五四次調査地は、外郭東門の地域で、外郭東門に取り付く築地塀、材木塀の布掘り溝等の外郭施設、掘立柱建物跡、堅穴住居跡、大規模な土取り穴等多くの遺構が検出された。木簡は外郭一期の築地塀造営に伴う粘土採掘穴であるSG1〇三一土取り穴埋土から多量の土器、瓦、木製品、鉄製品、漆紙文書とともに出土した。出土した木簡は

「延暦十年」、「延暦十三年」等の年紀のあるものや、「最上郡」、「平鹿郡」等の出羽国内の郡郷、あるいは非常用、携帯用の襦を秋田城内に運び込んだことを示すもの、さらには「上総國」、「上野國」、「下野國」等の東国と秋田城との関わりを示すものがある。

一つは、2の「調米」が示すように、秋田城が調の納入先となっていることである。出羽国の場合、陸奥国と並んで國府に調を留め置き、賛給の財源として使用することが「延喜式」に規定されている。同じく12は、「秋」とあるように蝦夷の賛給用として納付された物品であることから、秋田城が実際に賛給を実施していたことを示している。このことから、秋田城は出羽国の中核施設として徵稅事務や賛給等の蝦夷政策を主要な職務とする行政府であったことが伺える。

一方では、4や5が示すように「上総」や「上野」など、他国から鎮兵やそれに関わる物品と思われる輸送が認められることから、軍事施設としての秋田城の存在が伺える。これは、木簡の時期とはやや異なるが、墨書き土器の「鎮所」や「軍穀所」からも傍証できる。さらに、11、13、14等、国内外からの食料等の貢進木簡は、陸奥側を中心とする延暦期の対蝦夷政策に呼応した出羽側の備蓄強化策としての集中的な輸送と考えられ、このことからも秋田城が軍事面においても中心的な役割を果たしていたことが考えられる。

このように、秋田城は少なくとも八世紀中頃から末頃まで行政、軍事両面において出羽国の中核機関であつたことが伺われる。

木簡凡例

五、最上段の数字は型式番号（奈良文化財研究所制定・木簡学会使用のもの）を示す。

一、本編は昭和五十三年度の第二五次、平成元年、二年度の第五四次

発掘調査で出土した主要な木簡を収載した。

二、実測図、および写真については縮尺を任意とした。木簡の法量に

ついては数値を参照されたい。

三、数字は、木簡の長さ×幅×厚さを、（—）内は欠損部があるため

に全体の寸法が不明なため残存部の寸法を示している。単位はミ

リメートルである。

四、积文に加えた符号は（独）文化財研究所奈良文化財研究所・木簡

学会で使用のものを使用した。

「」木簡の上端ならびに下端が原形をとどめているこ

とを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。



× 前後に文字の継くことが内容上推定されるが、折

損等により文字が失われているもの。

「」 異筆、追筆。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

（ ） 校訂に関する注で、原則として积文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

筆者、編者が加えた注で、疑問の残るもの。

カ

○一型式 短冊型。

○一九型式

一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

○二二型式

長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を失らせたもの。

○二三型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

○五一型式

長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明なもの。

○五九型式

折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

○八一型式

○九一型式 削肩。

なお、本書に掲載した中には、右記の型式に適合しない木簡形態があるため、それについて秋田城跡調査事務所で以下のよう仮の型式番号を付した。

A○三六型式

一端が主頭、他端を尖らせたもの。

A○三七型式

一端が主頭、他端が方頭。

A○三八型式

一端が主頭、他端が折損。

六、木簡の解説は「秋田市史」を参考にした。

1 天平六年月

(三一五) × 二〇×一〇 ○五九型式

第三五次調査で出土した第一号木簡。文字は線刻。秋田城跡が天平五年(七三三)に秋田村の高清水に移転された第二次出羽柵の地であることを裏付ける資料である。紀年銘のすぐ上に鉄釘残存。

2 「浪人丈部八手五斗」

「勝寶五年調米」

三七〇×二五×七 ○三三型式

第二五次調査で出土した第二号木簡。奥羽両国での調米の初見資料。

浪人は他國などから逃亡してきて国内で戸籍に編附されていない者を指す。調米は本来都に送られるが、出羽国などではこのころその一部を蝦夷に対して食料や禄物を支給する賛給のための財源として使用した。「勝寶五年」は天平勝宝五年(七五三)。

3 「下野国河内郡□部郷□□
　　〔財力〕
　　□〔縁〕□〔縁〕□〔現〕
　　□□□×

(二八〇) × (三〇) × 九 ○一九型式

第二五次調査で出土した第四号木簡。下野国河内郡は下野國の中央部の郡である。八世紀半ばの秋田城が東国との密接な関わりをもつていたことを示している。

6 「廣面郷 草並神調九斗」
　　(八〇) × (一一) × 三・五 ○一九型式
5 「上野國進鎮×」

第五四次調査で出土した第二五号木簡。上野國からの鎮兵ないし鎮兵用の物品の進上木簡。木簡の一端が欠損している。

7 「主根返抄×」
　　(一八五) × 二二×(一) ○一九型式
第四四次調査で出土した第二七号木簡。「廣面郷」は「和名類聚抄」には見えない地名であるが、慶長六年(一六〇二)の「秋田家分限帳」に「廣面村」が見え、秋田市廣面にあたる。「草並神」は史料上初見。

4 「上総国部領解 申宿直 ×」

合 五 人 火 ×

(七三) × 三五×三 ○一九型式

(一〇九) × 四〇×四 ○一九型式
第四四次調査で出土した第二十二号木簡。東門などの警備にあるために宿直する者について報告した解文本簡。上総国から送られた兵を率いる部領使が部下の五人の名前を報告したもので、「火」は宿直の責任者である「火長」であろう。宿直の対象となつたのは外郭東門と推定される。なお、第四四次調査で出土した木簡に見える東国の国名には上総・上野などがあるが、上総の国名が見えるのはこれだけである。

第五四次調査で出土した第二八号木簡。「返抄」は物品の納入にと
もなつて発行される領收書。大宰府の官司「主神」「主船」「主厨」な
どに比すべき「主糧」(かてのつかさ)の存在を示す。

そらくは東門の修造に関わった「匠丁」すなわち技術者に支給する酒
を請求した解文である。

〔編考〕
〔補考〕

8 □ × 「大殿」九人十八人 八木五人

〔補考〕
〔編考〕

11 □ × 「最上郡輔二斗」人

□ □マ口主

・「延暦十三年五月十九日丸子マ□□」

(一三三) ×四三×五 ○一九型式

第五四次調査で出土した第二九号木簡。「大殿」は殿舎の美称で、
あるいは政庁の殿舎をさすか。

一七三×一八×四 A○三六型式

第五四次調査で出土した第六九号木簡。出羽国の最上郡からの輔の
進上木簡。完形。「丸子マ□□」はこの木簡の作成者。

9 □ × 「く山方郷大伴マ白麻呂上□□右」

〔和考〕
〔カ考〕

12 □ × 「八月廿五日下秋費料□□一條□□×」

田川 荒木真×

・「△奉神 □□五月」

三一七×三五×一〇 ○三一型式

第五四次調査で出土した第五一号木簡。上部の左右に切り込みのある
完形の木簡。山方郷は出羽国最上郡に属する郷名である。「奉神」

第五四次調査で出土した第七一号木簡。秋田城で蝦夷の費給が行わ
れていたことを明示する資料。田川は出羽国田川郡。

10 □ × 「謹解 申請殿門酒事 合二匠丁」

三一〇×二一×一三 ○五一型式

・「△ 延暦十三年三月廿五日下毛野置人」

四六五×四〇×三 A○三六型式

第五四次調査で出土した第六六号木簡。「殿門」は殿舎の門を示す

第五四次調査で出土した第七四号木簡。「上野国緑□□」は上野国
緑野郡と推定される。緑野郡には「和名類聚抄」によれば、惣囚郷が
存在し、しかも「日本後紀」弘仁三年(八一二)四月庚子条に「出羽
国田夷置井出公芭麻呂等十五人賜姓上毛野緑野直」とある点も注目
される。お

13 □ × 「上野国緑□□足□□」

米五石代

三一〇×二一×一三 ○五一型式

第五四次調査で出土した第六六号木簡。「殿門」は殿舎の門を示す

第五四次調査で出土した第七四号木簡。「上野国緑□□」は上野国
緑野郡と推定される。緑野郡には「和名類聚抄」によれば、惣囚郷が
存在し、しかも「日本後紀」弘仁三年(八一二)四月庚子条に「出羽
国田夷置井出公芭麻呂等十五人賜姓上毛野緑野直」とある点も注目
される。

14 「平鹿郡穂五斗延暦十一年□月廿六日」

「」

書生丈マ



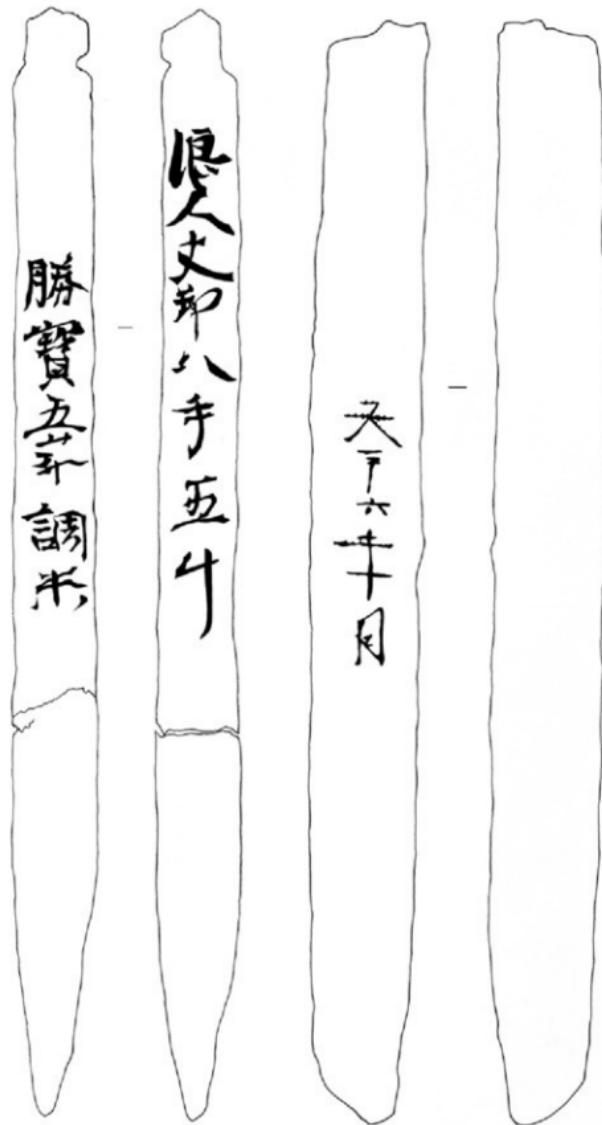
(二〇四) ×二三×四・五 ○五一型式

第五四次調査で出土した第七五号木簡。平鹿郡は天平宝字三年(七五九)に建郡された。延暦十三年(七九四)に陸奥国の胆沢の蝦夷を対象とする侵攻が行われるが、出羽国でも兵糧として穂の集積を行っていたと考えられる。

15 置賜郡□

○九一型式

第五四次調査で出土した第二〇一号木簡。



2

1

図16 第1号・2号木簡実測図

上
篇
解
人
大
小
15

4

短
歌
系
月
上
吉

卷
之
卷
之
卷
之

3

上
篇
解
人
大
小
15

5

图17 第4号·22号·25号木简实测图



8



7



6

图18 第27号·28号·29号木简实测图

少子弱大率和小率

一月

人
五
十

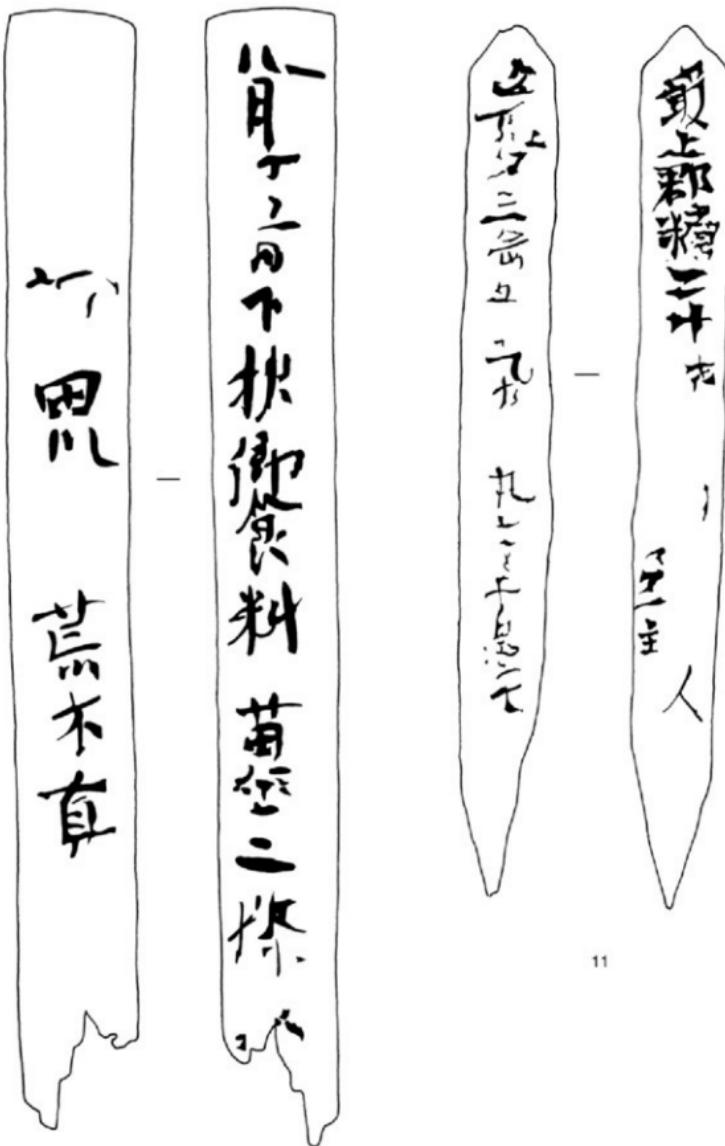
謹解 申請候
事 分二定下

壬辰年三月廿五日下邑邑人

9

10

图19 第51号·66号木简实测图

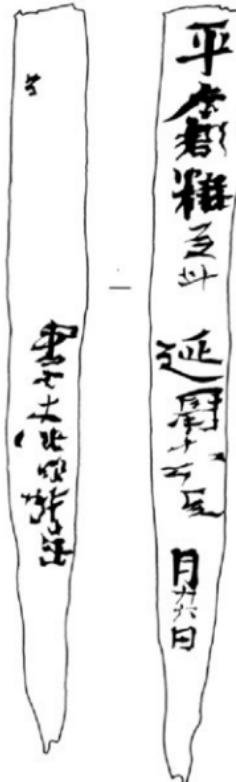


12

图20 第69号・71号木简实测图



15

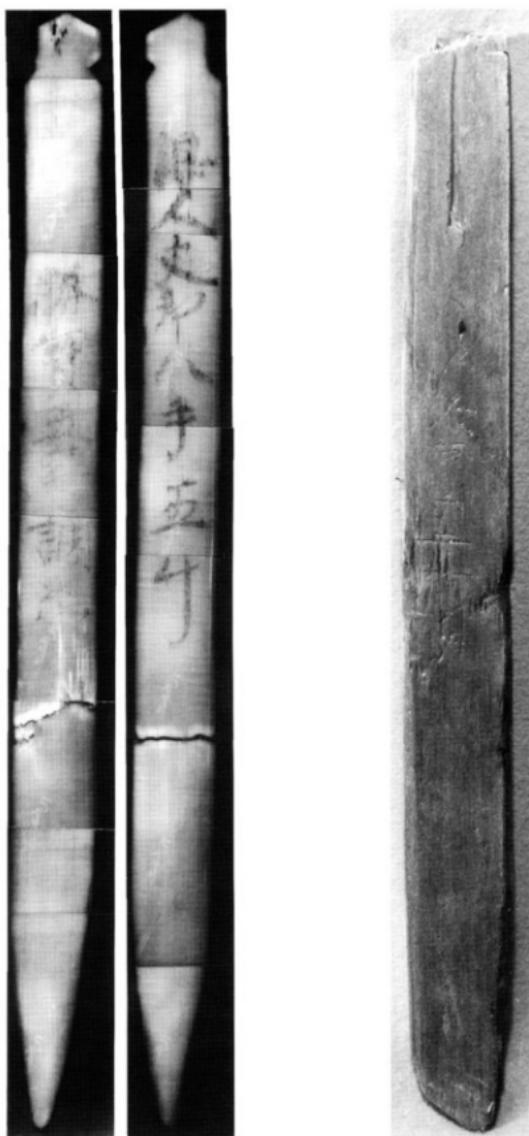


14



13

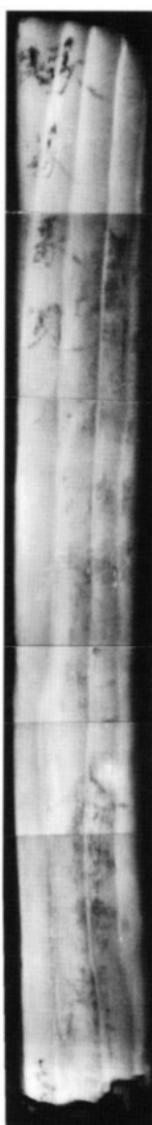
图21 第74号·75号·201号木简实测图



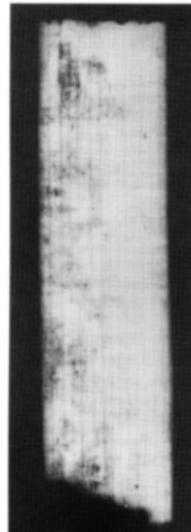
図版9 第1号・2号木簡 (第2号木簡は赤外線テレビカメラ)



4



3

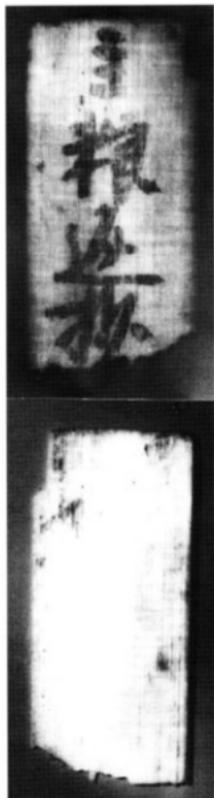


5

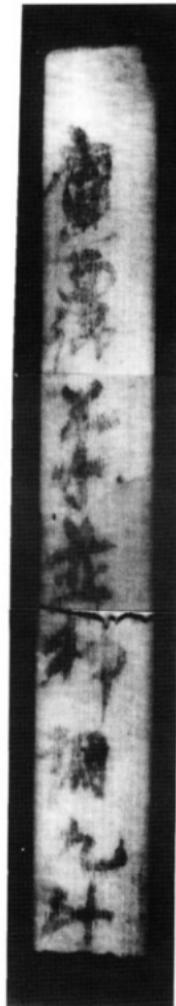
図版10 第4号・22号・25号木簡（赤外線テレビカメラ）



8



7

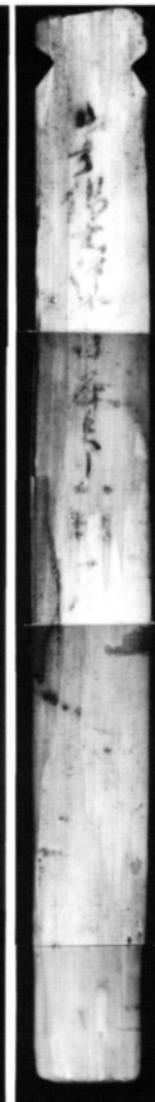
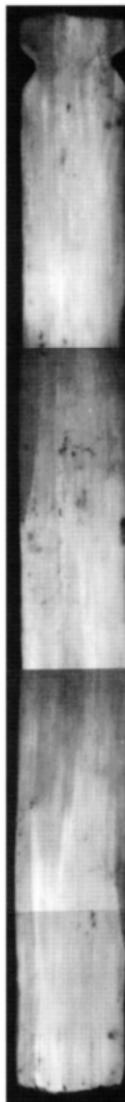


6

図版11 第27号・28号・29号木簡 (赤外線テレビカメラ)

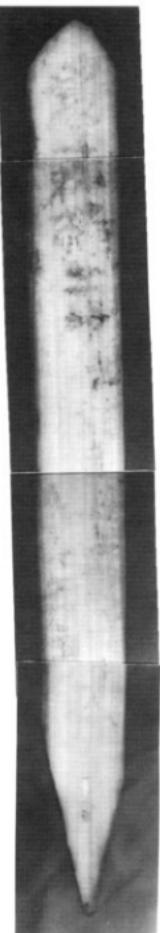
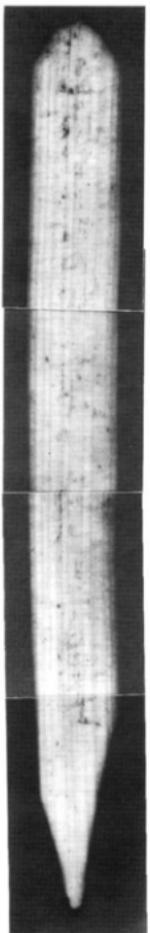


10



9

図版12 第51号・66号木簡（赤外線テレビカメラ）



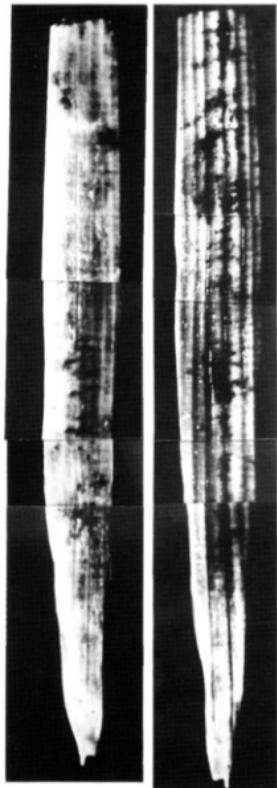
12

11

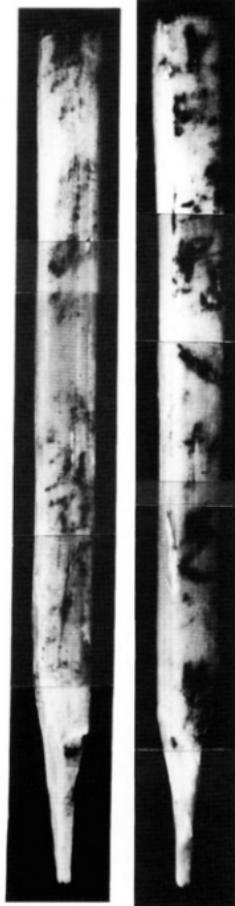
図版13 第69号・71号木簡 (赤外線テレビカメラ)



15



14



13

図版14 第74号・75号・201号木簡（赤外線テレビカメラ）

墨書土器

昭和三十四年（一九五九）から同三十七年（一九六二）までの国営調査、昭和四十七年（一九七二）から平成十三年（二〇〇一）までの秋田市教育委員会による発掘調査で出土した墨書土器は一六七六点である。そのうち判読可能なものが八六三点、判読不能なもののが八一二点である。

文字の種類は三〇〇点を超えており、その内容は、施設名・地名・官職名・吉祥句・人名・記号等多種にわたっている。墨書されている器種は、赤褐色土器・須恵器・土師器の順で多く、特殊なものとして、塙・瓦・碟等がある。

「厨」墨書土器は秋田城のほぼ全城から出土し、これに関連した地区第十七次調査で多く出土している。

「厨」以外の施設名を示す「門」・「軍穀所」・「寺」・「鎮所」等は外郭東門の内外、政庁隣接地等から出土している。いずれも秋田城の性格・機能を考える上で重要な地域となつていている。

地名に関する墨書土器は「秋田」・「最上」・「河郡」・「山本」・「田川」等が、推定外郭南門周辺や外郭東門周辺等から出土しており、これらの出土例から門などの城内の警備にあたつて各地から配属された集団の出身地を物語つているのであろうか。今後の出土例を待つて検討してみたい。

官職名に関する墨書土器には、国司の官職名と推定される「守」・「介」等の他、都司の官職名と推定される「主政」・「主帳」等が出土している。これらも出土例から推定外郭南門周辺地域や外郭東門周辺に多い。

秋田城における墨書の部位は环形土器の底部面および体部外面に正位で記すものが圧倒的に多く、他の遺跡と類似している。

ここでは、特に秋田城の性格や機能を示唆すると思われる墨書土器の一部を取り上げた。

15の「鎮」・「鎮所」や9・10の「軍穀所」は秋田城における鎮兵の存在や軍事関連施設が置かれていたことを示している。15は各種の「厨」や酒造りに関連すると思われる「酒所」などがある。また「政所」は出土地点が外郭南辺付近であるが、政庁を意味するものと思われる。24・32は、出羽国内の各郡名や郷名を記したもので、秋田城内には広範囲からの人間（兵士等）が招集されていることを示している。34の「行事」は官職名と思われるが、令制にはその記述がない。40・41の「弩」は、大型の機械弓と言える弩を扱う「弩士」の存在を示している。42・44は来訪者に使用する容器と思われるもので、これは15の「客厨」との関連が考えられる。「客」については出羽國沿岸に六回にわたりて來着した渤海使を考えれば、国内に限らず国外も含めて考える必要性もある。

墨書土器からは直接的に秋田城の性格や機能を明確にすることはできない。しかし、「官厨」を始め種々の厨が存在しており、多くの官衙施設が組み込まれていたことがわかる。また、多くの郡名は秋田城が広範囲から人や物を招集する機能を備えていたことを示すものであり、出羽国における行政府として中心的施設の位置づけが可能である。一方では、墨書土器の年代から九世紀には、「鎮所」や「軍穀所」、「弩」など、城内（外も含め）における軍事的側面の強いことも伺える。

墨書土器一覽

番号	次数	遺物番号	器種	切り離し	調整技法	出土遺構・層位	墨書位置	墨書銘	備考	時期																					
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1								
一七次	一七次	七二次	七二一〇	三三次	二一〇八	一七次	一七次	一四次	五四次	五四次	五八次	五一二六四	五一八四三	二六次	二六次	五一八一	八九〇	八八一	八八〇	七二一〇八	八四三	八二八	八二八	七二一〇六〇	七二一〇六〇						
須恵器・环	赤褐色土器・环	須恵器・环	赤褐色土器・环	須恵器・台付环	赤褐色土器・环	須恵器・环	赤褐色土器・环	須恵器・环	赤褐色土器・环	須恵器・环	赤褐色土器・环	赤褐色土器・环	須重器・环	須重器・环	須重器・环	赤褐色土器・环付环	赤褐色土器・环	赤褐色土器・环	赤褐色土器・蓋	国営調査	五六次	五四次	三四次	二一八八							
ヘラ切り	糸切り	糸切り	ヘラ切り	ヘラ切り	ヘラ切り	糸切り	糸切り	糸切り	糸切り	糸切り	ヘラ切り	ヘラ切り	ヘラ切り	糸切り	糸切り	ヘラ切り	ヘラ切り	ヘラ切り	ヘラ切り	ヘラ切り	不明	不明	不明	不明	不明						
底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	LA二五〇二七ベルト内	S I一〇一八埋土	SI一〇〇五埋土	SI一二二八埋土	SI一二二八二床面	第五層	第三層	第二層	第一層		
九前期	九	九	九	九中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期		
第一〇層	第七層																														
底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	底部	寺・ト	(底)玉/寺	玉	軍穀所	上門	城→雄城	鎮	鎮所	鎮	鎮	
九前期	九	九	九	九前期	八後期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期	九前中期	九前后期

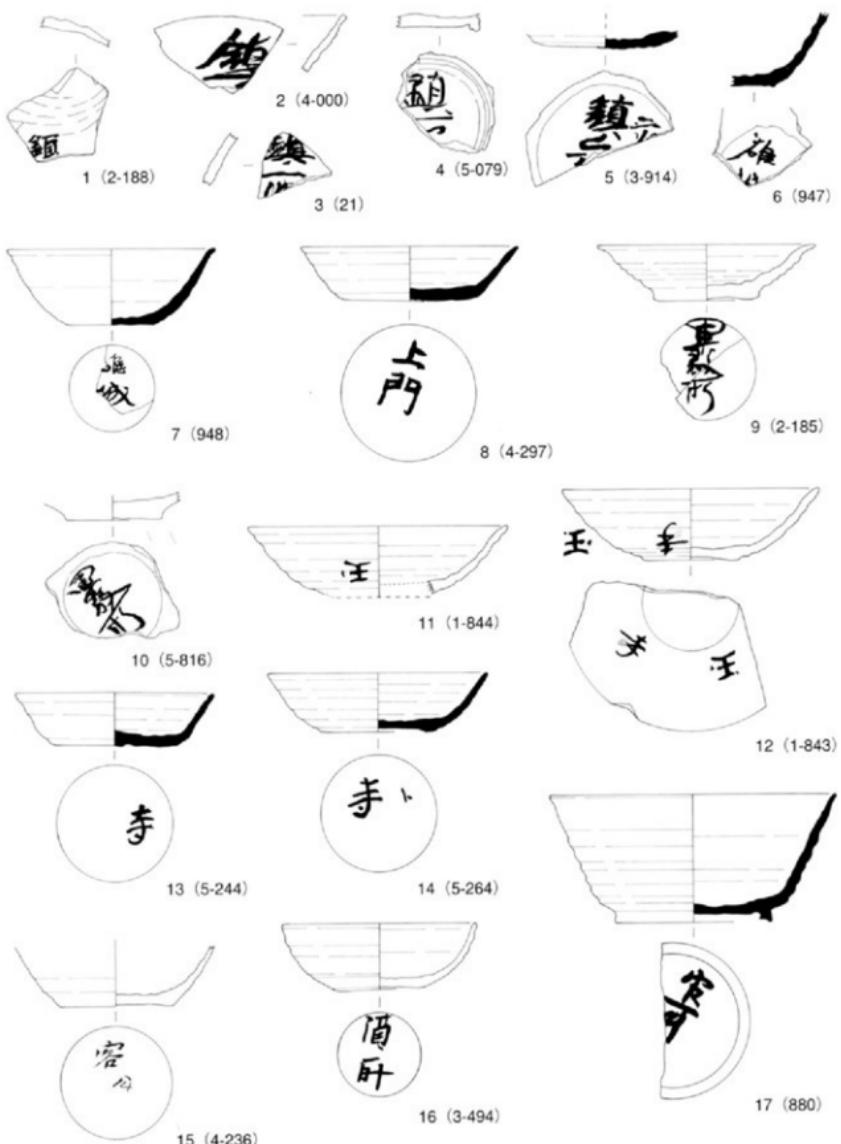


図22 墨書き土器（1）



図23 墨書き土器 (2)



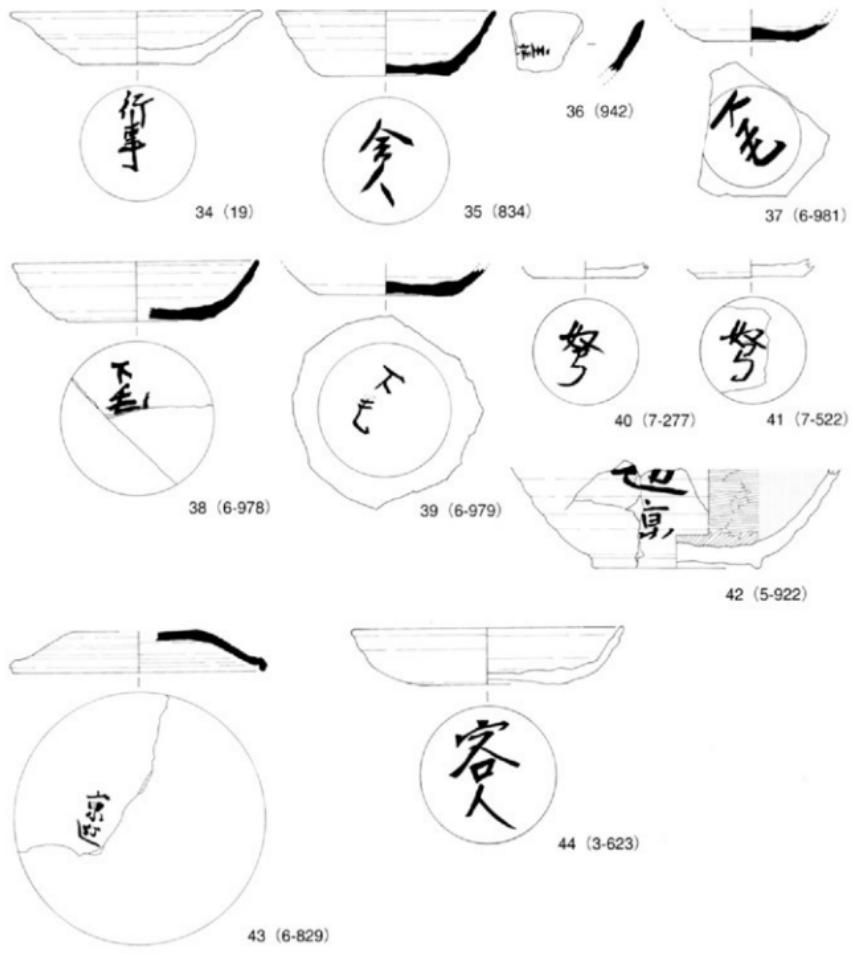
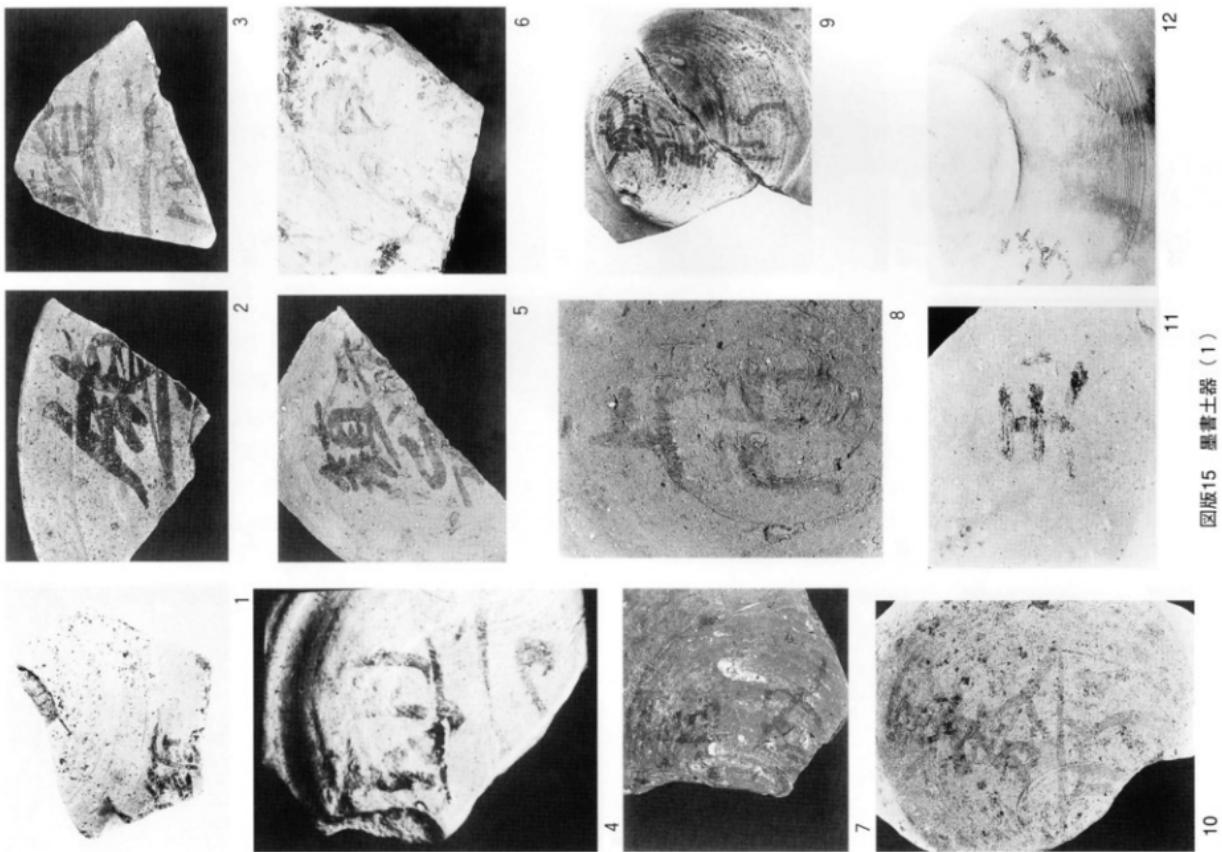


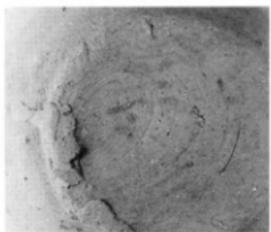
図24 墨書き器 (3)

図版15 墨書き土器 (1)





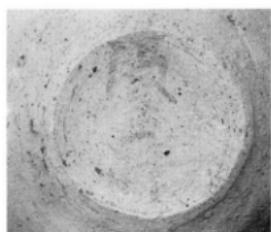
13



14



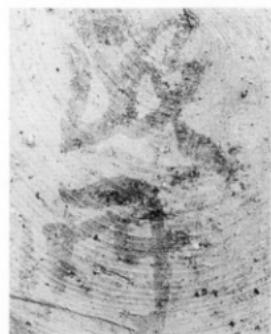
15



16



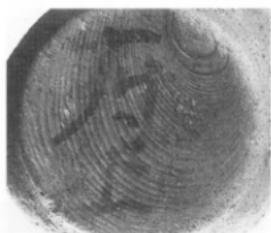
17



18



19



20



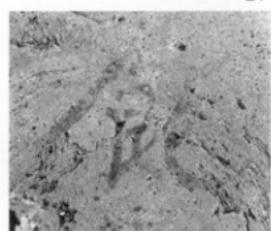
21



22



23

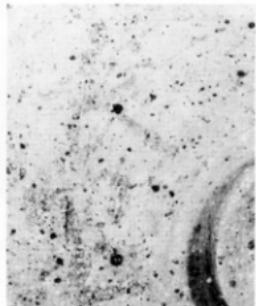


24

図版16 墨書き器 (2)



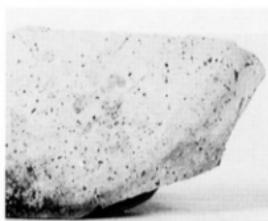
25



26



27



28



29



30



31



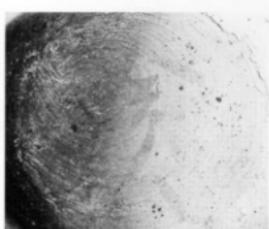
32



33



34



35

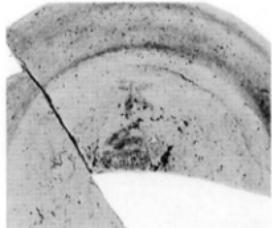


36

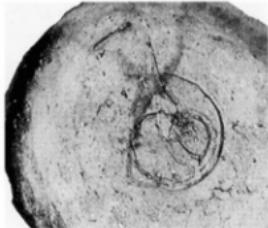
図版17 墨書き土器 (3)



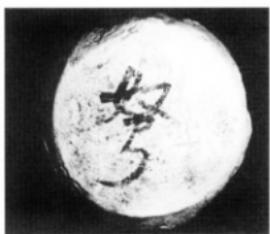
37



38



39



40



41



42



43



44

図版18 墨書土器 (4)

秋田城関係史料

史料凡例

収録した主要な史料は以下の通りである。

この史料は、秋田城に関する古代文献史料を抄出し、以下の基準で収録したものである。
一、対象時期は秋田の地名が初めて登場する齊明天皇四年（六五八）から前九年の役発生以前の永承六年（一〇五一）まで収録した。

二、秋田城をはじめ、秋田郡・（鶴田・鶴田）・秋田村などの関連地名：秋田城介、秋田營なども収録した。

三、参考として出羽橋関係史料を付した。

四、「国立歴史民俗博物館研究報告」第八四集「古代における北方交通の研究—資料編—」（二〇〇〇年三月）、『秋田市史第七卷 古代 史料編』（二〇〇〇年三月）を参照した。

史料の掲載形式は以下の通りである。

一、史料は、史料番号を付け、編年順に配列した。ただし、年紀の不明なものについては便宜的位置に配した。

二、史料中の秋田城に関するキーワード（秋田城、出羽国ほか）はゴシック体とした。

三、史料には、史料番号の下にその史料の年月日（西暦を付記する）・干支・その史料の出典名・巻数を掲載した。

四、史料のうち、長文のものは適宜省略し、中略した部分は（略）とし、前略、後略は省いた。

五、字体は原則として常用漢字を使用し、それ以外については正字体を用いた。

日本書紀、続日本紀、大日本古文書、日本後紀、類聚国史、類聚三代格、日本文德天皇実錄、日本三代実錄、藤原保則伝、日本紀略、延喜式、和名類聚抄、貞信公記抄、本朝世紀、魚魯愚抄、類聚符宣抄、西宮記、權記、御堂閑白記、陸奥話記

一 齊明天皇四年（六五八）四月（日本書紀 卷二十六）

阿倍臣名：率船師一百八十艘、伐蝦夷。飼田淳代、二郡

蝦夷、望怖乞降。於是勒軍、陳船於飼田浦。飼田蝦夷恩荷、進而誓曰、不為官軍故持弓矢。但奴等、性食肉故持。

若為官軍、以儲弓矢、飼田浦神知矣。將清白心、仕官朝矣。仍授恩荷、以小乙上、定淳代、津輕、二郡郡領。遂

於有間訴、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸。

四 天平宝字四年（七六〇）三月十九日（大日本古文書）

丸部足人頓々死罪々々謹解申尊者御足下

足人正身常御馬從仕奉思、然有不令依生江臣古麻呂御產業所他人使乍、足人安人等、然者、郡司取放雜役令駕使甚無飯。加以阿支太城米綱丁遞入。由此京來不持參上。仍具

注愁狀。附物部安人。頓首々々、死罪々々、謹解。

天平宝字四年三月十九日 丸部足人謹愁狀

二 齊明天皇五年（六五九）三月 是月（日本書紀 卷二十六）

遣阿倍臣名：率船師一百八十艘、討蝦夷國。阿倍臣、簡集鮑田・淳代、二郡蝦夷二百冊一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉢蝦夷廿人於一所而大饗賜。

祿。伊淨葉婆羅即以船一隻、与五色絲帛、祭彼地神。至

肉入籠。時、問菟蝦夷胆鹿鳴、菟穗名、二人進曰、可以後方羊蹄、為政所焉。云入籠、此云々々梨姑。問菟、此云達字。先祖名。此

歟。為番依旧、還保乎者。下報曰、夫秋田城者、前代將

隨胆鹿鳴等語、遂置郡領而帰。授道奥與、越國司位各二階、郡領与主政各一階。或本云：阿倍臣曰臣比羅去、与

出羽柵置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居、民爲遷明矣。宜存此情歷問狄俘并百姓等、具言彼此利害。

五 宝龜十一年（七八〇）八月二十三日乙卯（續日本紀 卷三十六）

出羽國鎮秋將軍安倍朝臣家麻呂等言、秋志良須俘囚宇奈古等

款曰、已等拋惡官威、久居城下。今此秋田城、遂水所棄

歟。為番依舊、還保乎者。下報曰、夫秋田城者、前代將

相僉議所建也。禦敵保民、久經歲序。一旦舉而棄之、

甚非善計也。宜且遣多少軍士、為之鎮守。勿令、雖彼

服之情。仍即差使若國司一人、以為專當。又由理樞者、

居賊之要害、承秋田之道。亦宜遣兵相助防禦。但以、宝

龜之初、國司言、秋田難保、河邁易治者。當時之議、依

治河邊。然今積以歲月、尚未移徙。以此言之、百姓重

遷明矣。宜存此情歷問狄俘并百姓等、具言彼此利害。

三 天平五年（七三三）十一月二十六日乙未（續日本紀 卷十二）

出羽柵置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居、民爲

六 延歷二十三年（八〇四）十一月二十二日癸巳（日本後紀 卷十二）

出羽國言。秋田城建置以來凡余年。土地燒墳。不宜五載。

加以孤居北隅。無隣相救。伏望水徒停廢。保河邊府者。宜停城為郡。不論土人浪人。以住彼城者編附焉。

天長七年（八三〇）正月二十八日癸卯（類聚国史 卷百七十二）
出羽国駅伝奏云。鎮秋田城國司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒傳。今日辰刻。大地震動。響如雷霆。登時城壩官舍开四天王寺丈六仏像。四王堂舍等。皆悉顛倒。城内屋仆。擊死百姓十五人。支体折損之類一百余人也。歷代以來未曾有聞。地之割辟。或处卅許丈。或处廿許丈。無處不辟。又城邊大河云。秋田河。其水涸尽。流細如溝。疑是河底岸各崩塞。其水汎溢。近側百姓懼。當暴流。競陟山崗。理辟分。水漏通海歟。吏民騷動。未然尋見。添河割別河。兩

岸各崩塞。其水汎溢。近側百姓懼。當暴流。競陟山崗。理須細錄。損物馳牒。而震動一時七八度。風雪相并。迄今不止。後害難知。官舍埋雪。不能弁錄。夫刃要之固。以城為本。今已頽落。何支非常。仍須差諸郡援兵。相副見兵備不虞者。臣未審商量。事在意外。仍且差援兵五百人。配遣。准令馳駅言上。但損物色目細錄追上。

命誠以政道有虧。降斯靈譴。朕之寡德。慙乎天下。靜念厥咎。甚倍納隍。夫漢朝山崩。撫修德以攘災。周郊地震。感善言而弭患。然則憇己濟民之道。何能不師古哉。所以特降使臣。就加存撫。其百姓居業震陷者。使等与所在官吏議量。脫当年租調。并不論民夷。開倉廩賑給。助修屋宇。勿使失職。墮亡之倫早從葬埋。務施寬恩。式称朕意。

九 天長七年（八三〇）閏十二月二十六日（類聚三代格 卷五）

太政官謹奏

增加出羽國官員事

大少目各一員元員今加二人

史生四員元員今加三人

右得彼國守從五位上黜六等少野朝臣宗成等牒傳。此國頃年戶口增益倉庫充實。稽于遂初寔為殷繁。又雄勝秋田等城及國府戎卒未息。閭門猶閉。配此數處國司少員。方今雖干戈不動。邊城靜謐。而豺狼野心不可不慎。望請准人數增加官員者。聖人垂教沿革在於適時。元后臨民法令貴於使物。然則雖設職命。官既煥乎旧典。而權宜改易事帰乎財成。臣等商量所定如右。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。

聞。

天長七年閏十二月廿六日

八 天長七年（八三〇）四月二十五日戊辰（類聚国史 卷百七十二）

詔曰。朕以菲昧。祇膺瑞圖。責畏三靈。憂勤四海。景化未孚。皇猷尚鬱。咎徵之噴不招而臻。如聞。出羽国地震為災。山河致變。城宇頽毀。人物損傷。百姓無寧奄遭非

十 嘉祥三年（八五〇）十一月二十三日丙申（日本文德天皇実錄 卷二）

詔曰。紫極高映。運亨毒而不言。黃屋尊居。播惠愛而無恃。故歎華繼躅。未隔於勤勞。禹履垂風。猶同於育。朕忝奉先訓。虔撫令圖。餐荼蓼以銷神。眷蒸庶以刻思。而今至誠不暢。小信未孚。陰德愆和。柔祇告謹。出羽州壤。偏憲銅竈之機。刃府黎甿。空被梟禽之害。邑居震蕩。踏厚載而不安。城構傾頽。想難虞而益恐。咸須子視。或至於死傷。獨作母臨。何懈於拯救。宜馳星使。就展恩光。其被災尤甚。不能自存。使國商量。國免租調。井不問民伙。開倉廩式振。□其生業。莫使重困。崩墻毀屋之下。所有殘屍露散。官為收埋。務申優恤。庶俾委陳者知挾紓之溫。阻飢者得廩牢之飽。

十三 元慶三年（八七八）三月二十九日乙丑（日本三代実錄 卷三十三）又勅符陸奥國司曰。得出出羽國今月十七日奏狀稱。逆賊悖亂。攻燒城邑者。兩國接境。非常難知。若無予戒。何備不虞。宜加警肅以鎮國內。亦若出羽國來請援兵。隨發精勇。必時赴救。兵貴神速。罪深逗留。待其告急。莫失事機。

十四

元慶二年（八七八）四月四日己巳（日本三代実錄 卷三十三）

是日。出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驥奏言。秋田郡城邑官舍民家。為凶賊所燒亡之狀。去月十七日上奏。厥後差

權據正六位上小野朝臣春泉。文室真人有房等。授以精兵。入城合戰。夷黨日加。彼衆我寡。城北郡南公私舍宅。皆悉燒殘。殺虜人物不可勝計。此國器仗多在彼城。擧城燒盡。一無所取。加之去年不登。百姓飢弊。差發車士。曾無

勇敢。望請隣國援兵勦力伐。

是國司上言。件俘囚等。幼棄野心。深愧異類。帰依弘理。苦願持戒。仍特許之。

十一

貞觀元年（八五九）三月二十六日壬午（日本三代実錄 卷二）

詔令。出羽國秋田郡俘囚因道公宇夜古。道公宇奈岐度之。先

是國司上言。件俘囚等。幼棄野心。深愧異類。帰依弘理。

十五

元慶二年（八七八）四月二十八日癸巳（日本三代実錄 卷三十三）

典觀十七年（八七五）十一月十六日壬未（日本三代実錄 卷二十七）
出羽國言。渡鶴荒狹反叛。水軍八十艘。殺略秋田鮑海兩郡百姓廿一人。勒牧宰討平之。

十二

元慶二年（八七八）四月二十八日癸巳（日本三代実錄 卷三十三）
出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛駒奏言。賊徒弥懶。不能討平。且差六百人兵。守彼隘口野代營。此至燒山。有賊一千余人。逸出官軍之後。殺略五百余人。脫歸者五十人。城下村邑。百姓廬舍。為賊所燒損者多。

十六 元慶二年（八七八）五月二日（藤原保則伝）

両国飛駆忽至、於是昭宣公大驚、与公謀事、語云、東方之將累長者、公辭謝云、身旧文吏、未嘗知跨馬引弓、非敢愛惜微軀、恐成朝廷之恥、昭宣公曰、自天智天皇時、藤氏代立、勸續、朝所倚賴、方今身非伊周、忝攝家宰、遭此寇亂、內懼外（口）、

瓜葛之義、君亦可悉、願盡智謀、勿為飾讓、公曰、必不得已、可用愚計者、冀露肝胆、無有所隱、恐殿下不得能用之、昭宣

公云、專意安付、遂無他賜、公曰、蝦夷內附以來、欲漸二百、畏服朝威、無有寇逆、如聞、秋田城司良等近者、聚斂無厭、徵求万端、故骨怨積怒致叛逆、夷種衆多、通相合從、賊徒數万、窮寇死戰、一以當百、難爭鋒、如今之事者、雖坂將軍再生、不能蕩定、若教以義方、示以威信、播我德音、變彼野心、不用尺兵、大寇自平、昭宣公曰、善、公亦曰、今當以恩信化服夷狄、若群醜之中、猶有不驯服者、必可以兵威而

臨之、前左近衛將監小野春風、累代將家、驍勇超人、前年頻遭讒謗、免官家居、願先令春風率精衆、示以朝廷之威信、然後以德招致、未歷數月、自應銷散、昭宣公大悅、

十七 元慶二年（八七八）五月四日（藤原保則伝）

叙公為正五位下、即以右中弁兼出羽權守、擢春風為鎮守督軍、從五位下、及與奥介從五位下坂上好蔭受公節度、公奉詔以後、數日進發、昼夜兼行、行跡之間、飛駕繼途、秦賊虜強盛、官軍頻敗、及城或失守、群隊陷沒之狀、時從騎十余人、皆無不

十八

元慶二年（八七八）六月七日辛未（日本三代実録 卷三十三）

出羽國守藤原朝臣興世飛駆奏言。權據小野春風。文室有房等在秋田營。去四月十九日。遣最上郡擬大領伴貞道。俘魁玉百余人。合戰。射傷賊十九人。官軍被傷七人。貞道中流矢而死。廿日賊衆增加。不可相敵。会暮戰罷。引軍還營。明日凶徒來接戰。賊死者五十三人。瘞者卅人。官軍死并瘞者廿一人。奪取賊弓卅一。報廿五。襫十七領。米穀糧餉亦復有數。燒賊廬舍十二。生虜七人。官軍疲憊。射矢亦尽。

因引還營。今月七日重遣宇奈麻呂。登高候望。俄爾遇賊。

二十 元慶二年（八七八）七月十日癸卯（日本三代実録 卷三十四）

出羽國飛駒奏曰。正五位下守右中弁兼權守藤原朝臣保則到

拔劍相鬪。斬首二級。宇奈麻呂沒於賊手。其後有俘囚三人。人來言。賊請秋田河以北為己地。更有賊五人。着甲冑。伏隨草中。遣輕兵百余人。追射殺三人。奪鞍馬弓矢。奪劍等物。有數。自後賊徒猥盛。侵凌不息。官軍征討。未由摧滅。

十九 元慶二年（八七八）六月十六日庚辰（日本三代実録 卷三十三）

是日。出羽國守藤原朝臣興飛駒奏言。賊鋒強盛。日增暴慢。圍守營所。視無去意。官軍畏懦。只事逃散。陸奧軍士二千人。押領使人接藤原梶長等。窃求山道。皆悉逃亡。

即日勅符曰。重有來奏。具得事趣。依先日奏。遣陸奧鎮守將軍小野朝臣春風。權介坂上大宿禰好隆等。各領精勇五百人。日夜赴彼既畢。事具前符。亦依今日奏。更下陸奧國。追還逃亡兵士二千人。國宜知之。率其虎旅。轉彼烏合。當奉王師之威。早獻凱帰之効。

又勅符陸奥國曰。得出羽國奏。逆虜縝逸。猶暴日甚。彼國軍士二千人顧望避敵。亡歸本国者。斷勢制勝。自有其方。而今各重身軀。無意掠戰。根資醜類。力屈凶威。豈回王者之師。自貽敗軍之恥。宜更選定國司主典已上精強了事者。令領彼亡帰二千兵。早入出羽。若彼逃亡人等。未尽歸集者。更簡更兵。加足前數。夫將軍死綏。誅之無救。故曰。有前一尺。無却一寸。宜知此意。喻夫兵士。令其自知。若重亡帰者。以軍法從事。

是日。勅符曰。去月廿八日奏狀。今日到来。賊中消息委曲具至。指其事實。足可見知。夫以夷狄攻夷狄者。中國之利也。今覽來奏。給雄勝都督因。以官米穀。多破賊徒。豈此一舉。計之上者也。亦來奏以為。津輕夷虜。天性貪獵。若速因

類。實為難制。塞下流言。南北異口。或云既同。或云未同。

請發常陸武藏等國兵。備其非常。出於不意。今如奏狀。

同否未審。若果不同者。所率見兵可得摧破。加之小野

朝臣春風。坂上大宿禰好蘇等。各領精兵。行當到著。宜待

共征振其威武。但子勅諸國。令簡勇士。若有危急。馳

伝上奏。隨即差發。赴救非晚。務運奇策。擊其狂心。滋

害者。守藤原朝臣興世之子也。有意溫清。繁行在彼。時

值賊亂。早不背還。有勅。便令從軍也。

出羽國正三位麁五等大物忌神。正三位麁六等月山神並益封

各二戶。与本井各四戶。每發軍使國司祈福。故有此加

增也。

二十二 元慶二年（八七八）十月十二日甲戌（日本三代実録 卷三十四）

其殺獲生禽。頗知破賊。弥以勉勵。速成大功。州書頻奏。

駕使屢馳。務施平寇之策。莫以延引歲月。

出羽國司飛駕奏言。秋田營申牒稱。八月廿九日逆賊三百余人。

來於城下。願見官人。特得乞降。據文室真人有房。

左馬權大允藤原朝臣滋実二人。單騎直到賊所。賊先申心憂。

次乞降。有房等雖不被明詔。而予聽其降。是日。陸奥

権介從五位下坂上大宿禰好蘇。率兵三千人。自流霞道至

秋田營。賊乞降之日。好蘇跋蹠而來。盛建旗幟。亦威賊

虜。論之當時。似有遠略。又鎮守將軍從五位下小野朝臣

春風。九月廿五日率軍四百七十人。來着秋田營以北。即言

曰。春風重含詔。先入上津野。教喻賊類。皆令降服。賊

首七人相從同來。從去八月。賊降之狀。相續不絕。野心難

量。抑而不許。今春風自入賊地。取其降書。亦其貪豪隨

而共來。以此見之。知有降心。但義從俘囚等申云。奉

從國家。為賊所怨。若不減滅。後必相報。仇多種。何

得不恐。加之乞降者。其体竦慢。不叶旧例。俘囚所陳

抑有道。春風所行亦復不虛。臣等不知所裁。謹行明詔。

但野心難制。動靜易變。偶生他意。後恐難制。宜量事

勢。隨便進止。至于賛。會狹隘。非事之急者也。若跡盡賊

徒。勞賜不晚。今拏城燒亡。無處會聚。但拔有功者。

加其賞賜。足以勵戎士。何必大費。更致騷動乎。且

二十三 元慶二年（八七八）十月十三日乙亥（日本三代実録 卷三十五）

勅符出羽國司曰。得今月日奏狀。具知賊虜乞降之由。

夫兵凶戰危。先哲炳戒。事不獲已。及用之耳。今逆虜悔過。請欲罷順。其於容許。有何不勝。但古之降者。去其甲兵。而轉待命。裁得制其死生。然後可謂降伏。帰降之法。若同旧制。早速睿受。飛駕奏聞。隨將裁決。若懷兩端。言与事異。奮我兵威。一拳誅滅。凡狂賊反亂。為

損甚多。殺略良民。燒亡城邑。然則義從俘囚之言。不可不反覆。觀德耀兵。隨機可施。莫信其虛詭貽晒於後。

又渡鷲夷百三人。率種類三千人。詣秋田城。与津輕俘因不連。賊者百余人。同共帰墓聖化。若不勞賜。恐生怨恨。由是遣之。從五位下行權介藤原朝臣統行。從五位下行權

據文室真人有房及令望。滋寔。貞頼等効勞。

二十四 元慶三年(八七九)正月十一日辛丑(日本三代実録卷三十五)

是日出羽國飛駕奏言。去年十二月十日。凶賊悔返噬之過。致束手之謂。便返進所掠奪之甲冑二領。言曰。所取甲冑。其數不少。任己狂心。皆悉截破。稱身約載。一无全者。加之賊類或入奧地。或所居隔遠。其遺甲冑搜求追逮。於是。正六位上行左衛門權少尉兼權掾清原真人令望。左馬權大允正七位下藤原朝臣滋寔。右近衛將曹兼權大目從七位上茨田重額等進議曰。今乞降之賊二百人。所進之甲冑有余。

賊黨多數。官甲已少。野心難測。疑是矯飾。須待後進一
度計納。陸奥鎮守將軍從五位下小野朝臣春風議曰。春風自入
賊地。具知逆類悔過之心。今亦蒙犯霜雪。乞降懇切。若
懷疑慮。抑而不納。猶去逸就勞。非所以樂成。正五
位下守右中弁兼行權守藤原朝臣保則等商量。雖令望之議已
有道理。而春風之謀非无便宜。故殊加慰納。緩其嚴獄。

中國下兵。担夫役立柵之事。還向本國。此事由趣。上奏先
畢。凡當國可有兵士鎮兵千六百五十人。而承前國司。无
置二人。今計諸國見留之兵。未及當土例兵之數。臣等定

二十五 元慶三年(八七九)三月二日壬辰(日本三代実録卷三十五)

正五位下守右中弁兼行出羽權守藤原朝臣保則飛駕奏言白。臣
保則等。謹須依去正月十三日勅符旨。早討虜。而行事相違。
不能進止。何者。臣等所賜諸國之兵千八百余。上野下
野兩國各八百人。陸奧國追還散卒二百人是也。以
此輩且擊破奧賊之士卒。且討平近城之反虜。次須重請諸國之兵。
攻伐奧賊。而相待陸奧鎮守將軍小野朝臣春風。權介坂上大
宿福好蔭等之間。未有所定。於是。賊徒進愁狀十余條。
陳怨叛之由。詞旨深切。甚有理致。即弛法禁。慰其冤枉。
爰古老言曰。用兵之道。尤在練士。固塞其後。出征入休。
動靜去留。莫不撓此。又當國形勢。地迫北陸。秋天多
雪。當此之時。營盤難恃。不如遣練士卒修造城柵。
相待春風等之來。臣等用古老之言。選諸國當土之軍。為
上兵者一千人。分配官人。令其勞賜。但當土之卒。緣

城下之後。殊廻方略。此待隣兵。作為城柵。軍士得休。國內無慮。其後賊三百許人。詣秋田城乞降。雖然不受其降。臣等因有所議。春風等且擁於鎮守府。待後告可。慮機之狀。號權據小野春泉。告春風等。春泉未達鎮守府之間。去年九月十五日。好蔭來自流霞路。廿五日。春風來自上津野。是時道路泥深。風寒蕭索。經過艱阻。士卒疲勞。春風言曰。銜詔之日。伏奉聖略。先教喻賊類。必令降伏。若不革逆心。進兵討滅。仍奉宣勅旨。教喻賊徒。賊徒歸伏。相隨到來。至誠無疑。不可更討。臣等初謂以一所賜之兵。與春風等。表裏合勢。刻日討平。而春風之足歷虜庭。令降逆黨。降伏之後。更進官軍。虜謂歎已。殊死而戰。其鋒難制。犧尾毒亦賊地險狹。潛通多路。以此小軍難可輒赴。故隨春風言。暫停征伐。厥後賊類亦來請降。返進官物。臣等依彼來降。漸計利害。征戰之弊。非只一途。案去延曆年中被下當道陣圖。以三萬人。三千六百人為一軍。分作三軍。輜重八百人。担夫二千人。而今上野下野兩國之軍千六百人。輜重担夫一千余人。好蔭所率之兵五百人。輜重担夫千余人。因此言之。多違旧例。

正五位下守右中弁並行出羽權守藤原朝臣保則駕駿奏言。謹奉去三月五日勅符旨。諸國軍士解陣放却。并留中國甲冑。及置當國例兵。陸奥鎮守將軍從五位下上野朝臣春風。上野國権大掾從七位上南淵朝臣秋鄉。權博士大初位下上主佐美行。檢非違使從六位下多治真人多磨毛。下野國前權少掾從七位上雀部朝臣茂世。權醫師大初位下下毛野朝臣御安等。各押領國兵。來從軍旅。今還向訖。留納上野下野兩國甲冑器仗。色目數等。須追言上。配置當國例兵一千六百五十七人。權大目茨田連貞額。正六位上行權大目春海連奧雄。校尉七人。大穀一人。小穀三人。主帳三人。校尉廿人。旅帥冊人。火長六十人。列士八十人。鎮兵六百五十人。秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼權據清原真人令望。右近衛將曹從七位下兼行權大目茨田連貞額。正六位上行權大目春海連奧雄。校尉七人。旅帥十六人。火長廿四人。列士三百三人。鎮兵四百五十人。還致巨害。管最上郡。道路艱絕。大河流急。中國之軍。路

二十六

元慶三年（八七九）六月二十六日乙酉（日本三代実録 卷三十六）

必經此。迎送之煩不可勝計。今重請大兵。將討降虜。國弊民窮。難可克堪。若慰撫部內之禍卒。驗出奥地之逃民。留中國之甲冑。選當土之例兵。降虜難反。不可足畏。由是降賊之狀。賴以上奏。但臣等以為。賊寇无聞。年代稍久。因此變亂。不窮誅戮。恐緩禦如失。迥避不絕。更發大軍。撲滅无據。國家之長策。天下之上計也。臣等不敢專決。持疑於懷。進退之間。謙佇天策。是日。詔令上野下野兩國在軍之甲冑器仗。留付出羽國矣。

加兵士三百五十人。據勝城城司從五位下行權據文室真人有房。

正七位上行權據藤原朝臣有式。正六位上行權大目他戸首千与本。從六位下行少日豐岡宿櫻繼雄。校尉六人。旅師八人。

火長十六人。列士三百廿人。鎮兵二百人。加兵士三百五十人。

出羽國司從五位下行權介藤原朝臣統行。正六位上行權據小野朝臣春泉。大穀一人。小穀三人。主帳三人。校尉七人。

旅師十六人。火長廿人。列士三百五十七人。兵士四百人。臣保則等。行事相違。兵威未振。適降恩詔。贊緩征討。逆類再生。平民復業。但臣等以為夷狄之性。強弱難測。朝

為輕寇。夕甘重戮。擬請降之後。如有小變。臣等恐偏

入奥地。所勘取也。去年五月陸奥及當國軍士敗走之日。或

降虜所。進掠取甲六十六領。青卅二枚。大刀四枚。鉢一柄。

箭二十隻。賊夷去年進契狀曰。所遣甲冑。早速將進。而

踰涉年月。未有返上。故遣權大目正六位上春海連奧雄。

師從七位上秦志寸能仁進甲冑一百一十。賊徒返進廿二。今

入奧地。所勘取也。去年五月陸奥及當國軍士敗走之日。或

着甲冑。逃帰本土。或脫棄山野。跳身奔竄。是時。前將

羽軍討。擊滅虜虜。是時。前將

出羽國司從五位下行權據文室真人有房。正七位上行權

據小野朝臣春泉。大穀一人。小穀三人。主帳三人。校尉七人。

旅師十六人。火長廿人。列士三百五十七人。兵士四百人。臣

保則等。行事相違。兵威未振。適降恩詔。贊緩征討。逆類再生。平民復業。但臣等以為夷狄之性。強弱難測。朝

為輕寇。夕甘重戮。擬請降之後。如有小變。臣等恐偏

慮存。國還陷。罪戾伏望更賜天使。檢察其事。謹以申聞。

二十八 元慶四年（八八〇）二月十七日辛丑（日本三代実錄 卷三十七）

是日。正五位下守右中弁兼行出羽權守藤原朝臣保則飛駕奏曰。

降虜所。進掠取甲六十六領。青卅二枚。大刀四枚。鉢一柄。

箭二十隻。賊夷去年進契狀曰。所遣甲冑。早速將進。而

踰涉年月。未有返上。故遣權大目正六位上春海連奧雄。

入奥地。所勘取也。去年五月陸奥及當國軍士敗走之日。或

着甲冑。逃帰本土。或脫棄山野。跳身奔竄。是時。前將

羽軍討。擊滅虜虜。是時。前將

出羽國司從五位下行權據文室真人有房。正七位上行權

據小野朝臣春泉。大穀一人。小穀三人。主帳三人。校尉七人。

旅師十六人。火長廿人。列士三百五十七人。兵士四百人。臣

保則等。行事相違。兵威未振。適降恩詔。贊緩征討。逆類再生。平民復業。但臣等以為夷狄之性。強弱難測。朝

為輕寇。夕甘重戮。擬請降之後。如有小變。臣等恐偏

慮存。國還陷。罪戾伏望更賜天使。檢察其事。謹以申聞。

二十九 元慶四年（八八〇）四月（藤原保則伝）

（前略）元慶元年。任在右中弁。二年二月。出羽國蝦夷反乱。宣公攝政。乃勅陸奥國。發兵三千人。起援出羽國。於是

攻秋田城。城司良近者。不能城守。脫身伏竄於草莽之間。賊放火燒城。軍資器械一時萬盡。逆徒蠶聚。分兵圍諸城戍。國守藤原興世棄府城逃走。時為太政大臣昭

羽軍討。擊滅虜虜。是時。前將

陸奥守須大發國中。得精騎千人。步兵一千人。其送鎧甲

權儲者。將三万人。以大掾藤原梶長為押領使。令之。出

火船。隨流俄至。梶長等率兵對戰。天時大霧。四面昏暗。

無有所見。當論者不能測其深淺。

於是賊衆數百人、持兵歛至官軍後、同声大叫、奔突官

軍。官軍大駭、狼狽散走。賊徒乘勢、前後奮擊焉。官軍大

潰。遂斬出羽國守將神服真義及兩國偏裨數十人。軍士被殺

虜數百千人。軍寒甲冑、悉被擗棄。遂相蹈藉、死者不可

勝數。文室有房被創殆死。小野春泉潛伏死人之中、幾得

免害。藤原梶長深草草間、五日不食、賊去之後、參逃至

險奧國。

五月二日、兩國飛駕忽至。於是昭宣公大驚、与公謀事。語云、東方之特累長者。公辭謝云、身旧文吏、未嘗知跨

馬引弓。非敢愛惜微驅、恐成朝廷之恥。昭宣公曰、自

天智天皇時、藤氏代立、勲績、朝所倚賴。方今身非伊周、

系拱冢宰。遭此寇亂、內懸外口。瓜葛之義、君亦可悉。

願盡智謀、勿為謗讟。公曰、必不得已、可用愚計者、

冀露肝胆、無有所隱。恐殿下不得能用之。昭宣公、

專意安付、遂無他賜。公曰、蝦夷內附以來、欲滿二百年。

畏服朝威、無有寇逆。如聞、秋田城司良岑近者、聚斂無

厭、徵求万端。故豈怨積、怒致叛逆。夷種衆多、遁相合從。

賊帥數万、窮寇死戰、一以當百、難與爭鋒。如今之事者、

雖坂將軍再生、不能蕩定。若教以義方、示以威信、播

我德音、變彼野心、不用尺兵、大寇自平。昭宣公曰、善。

公亦曰、今當以恩信化服夷狄。若郡醸之中、猶有不訓

服者、必可以兵威而臨之。前左近衛將監小野春風、累

代將家、驍勇超人。前年賴遭謠謗、免官家居。願先令春

風率積衆、示以朝廷之威信。然後以德招致、未歷數月、

自心銷散。

昭宣公大悅、其月四日、叙公為正五位下、即以右中弁

兼出羽樞守。擢春風為鎮守將軍從五位下、及守陸奥介

從五位下坂上好蔭受公節度。公奉詔以後、數日進發、昼夜兼行。行跡之間、飛駕雜途、奏賊虜強盛、官軍頹敗、及

城或失、守群隊陷沒之狀。時徒騎十余人、皆無不三褫魂奪

氣。而公容色不變、曾無畏憚之意。既至出羽國、命春

風、好蔭、各督陸奧國精騎五百人、直入虜境。召其酋豪、

宣以國家之威信。

先是賊聞王師來討、率衆万余人、遁守險隘。春風少遊

邊塞、能曉夷語。即脫甲冑棄弓車、獨入虜軍、具宣朝

命、皆如公意。於是夷虜叩頭拜謝云、異時秋田城司、貪慾

暴橫、谿壑難填。若毫毛不協其求者、楚毒立施。故不堪

苛政、遂作叛逆。今將軍幸以天子恩命而詔之。願改迷途

帰幕府。於是競以酒食饌養官軍。其豪長數十人、相率

隨春風、至出羽國府。公即召見慰撫。賊亦尽返、獻先所虜

略之生口及軍器。時有渠帥二人、不肯歸附。公語諸豪

長云、二虜不來、於汝心如何。豪長等俱陳云、殊自有所謀。

願暫垂寬假。後數日、遂斬兩渠首以獻之。公即發使者、

撫佃余種。自津輕至渡鷲、雜種夷人、前代未會帰附者、

皆盡內屬。於是公復立秋田城。凡厥里櫓樓塹、皆倍旧制。

三年、改樞守為正守。右中弁如故。有勅、暫留鎮撫

之。此國、民夷雜居、田地膏腴、土產所出、珍貨多端。豪

吏并兼、無有紀梗、私增租稅、恣加徭賦。又權門子年來

求善馬良鷹者、聚繫如雲。辺民愚朴、無知告訴、唯隨其求、不言煩費。曰：是蠶敵之民、皆若貧弱、奸猾之輩多致富滻。公施以朝典、教示百姓、嚴張憲法、勿令侵犯。若更有不法者、捕而案之。由是百姓安堵、夷道清平。時陸奥國夷狄有訴訟、皆到出羽國而取決。公初在兩備、專以仁惠而化之。及治出羽、更以威嚴以理之。吏民有罪、無有所宥。當論者不能測其深淺。

四年四月、依官符入京。時在朝卿相、皆賀公勳績。公辭謝云、此皆朝威之所致、非愚略之有施也。是時天下皆以為、公不勞一卒、平定大寇。朝廷必當疏高爵答。其殊歎而偏用公辭讓、遂無褒崇之制。又良寧近者、貪明賊機、致此寇亂。無亦懲惡之典。由是衆議多譏昭宣公失賞罰之柄。公性榮靜默、不好劇務。屢對昭宣公、固辭弁官。七月任攝磨守。辭不赴任。(中略)

延喜七年季春一日、文章博士善清行記之。

三十

元慶五年(八八二)三月二十六日甲戌(日本三代実録 卷三十九)

先是。出羽國司言。太政官去年六月十六日下國符稱。彼國解稱。兵士鎮兵總一千六百五十人。鎮兵六百五十人。每人人充

日糧一升六合。戎二城兵士二千人。每人人充日糧八合。分結六番。直於國府。而承前史。以健兒為戍。兵士鎮兵

无置一人。仍令諸郡進勇敢者。但鎮兵者。旧有長上之料。无煩調練。兵士者只給番上之糧。有妨教育。由是

兵士千人給長上之糧。配戍一府二城。以備非常。請三ヶ年將蒙許聽。勅聽二ヶ年。而今年十二月滿限。始自明年復旧。望請重被許二ヶ年。勅聽一年。

三十一

元慶五年(八八二)四月二十五日壬寅(日本三代実録 卷三十九)

出羽國元慶二年為夷虜所燒盜穀糧冊二万五百一束六把八分六毫。輸七百五十斛。革短甲三百冊七領。胄五百卅三枚。鉄鉢一百五十七枚。革鉢五十枚。木鉢三百廿六枚。箭八千三百八十隻。大角六枚。小角八枚。鼓六十面。大刀五十五柄。弓七十一張。鉄鈎五十五柄。弩廿九具。手弩一百具。鉄三柄。鉛八柄。楯五十二枝。槍一百八十一竿。鎗槍七十三竿。鰐尾槍一百八竿。官舍一百六十一宇。城櫓廿八宇。城棚櫓廿七基。鄉棚櫓六十一基。是日。有勅。免除以省交替之煩。

三十二

元慶八年(八八四)九月二十九日丙戌(日本三代実録 卷四十六)

出羽國司言。今年六月廿六日秋田城雷雨晦冥。雨三石簾廿三枚。七月二日鮑波郡海浜雨石似鐵。其鋒皆向南。陰陽寮占云。彼國之憂。慮在兵械疾疫。

三十三

仁和元年(八八五)十一月二十一日辛丑(日本三代実録 卷四十八)

去六月廿一日出羽國秋田城中。及飽海郡神宮寺西浜雨石簾。

陰陽寮言。當有凶狄陰謀兵亂之事。神祇官言。彼國飽海都大物忌神。月山神。田川郡由豆佐乃亮神。俱成此怪。崇在不敬。勅令國宰。恭祀諸神。兼慎警固。

三十四 仁和三年（八八七）五月二十日癸巳（日本三代実録 卷五十）

先是。出羽守從五位下坂上大宿禰茂樹上言。國府在出羽郡井口地。即是去延暦年中。陸奥守從五位上小野朝臣零守。撫大將軍從三位坂上大宿禰田村麻呂論奏所。建也。去嘉祥三年地大震動。形勢變改。既成窪泥。加之海水漲移。迫府六里所。大川崩壞。去陞一町余。兩端受害。無力堤塞。堙沒之期在於旦暮。望請遷建最上郡大山郡保寶土野。撫其險固。避彼危殆者。太政大臣。右大臣。中納言兼左衛門督源朝臣能有。參議左大介並行勘解由長官文章博士橘朝臣廣相。

於左使頭。召民部大輔惟良宿禰高尚。大膳大夫小野朝臣春風。左京亮藤原朝臣高松等。問彼國遷府之利害。所言參差。同異難定。更召伊予守藤原朝臣保則。以高尚等詞問之。保則言。國司所請。非無理致。保則高尚等。元任彼國吏。心知土地之形勢。故召問之。太政官因國宰解狀。討覈事情。曰。避水遷府之議。雖得其宜。去中出外之謀。未見其便。何者。最上郡地在國南邊。山有而隔。自河而通。夏水浮舟。縱有運漕之利。寒風結凍。曾无向路之期。況復秋田雄勝城。相去已遠。烽候不接。又挾納秋聲。國司上下。必有分頭入都。率衆赴城。若沿水而往。汎水而還者。徵發之煩更倍於尋常。通送之費將加於黎庶。晏

然無事之時。縱能兼濟。警急不虞之日。何得周施。以此論之。南遷之事。雖可聽許。須拔旧府近側高敞之地。閑月遷造。不妨農務。用其旧材。勿勞新採。官帳之數。不得增減。勅宜依官議。早令行之。

三十五 寛平五年（八九三）閏五月十五日壬午（日本紀略 前編二十）

出羽國渡嶋秋守。奧地俘囚等。依欲致戰鬪之奏狀。仰國宰。令警固城塞。選練軍士。

三十六 延長五年（九二七）（延喜式）

國郡條（卷二十二 民部上）

出羽國上管
最上 村山 蘆號 平荒
鷹海 河邊 田川 出羽 秋田
山本

右為遠國。

駅伝馬條（卷二十八 兵部省）

（中略）出羽國駅馬
最上十五疋。村山。野後各十疋。蘿原二十疋。白谷七疋。船。最上五疋。船十疋。船方。理由各十二疋。
白谷七疋。船。最上五疋。船後三疋。船五疋。由理六疋。
海。秋田各十疋。邊翼一疋。船六疋。白谷三疋。船五疋。

三十七 承平年間（九三一～九三八）和名類聚抄 卷五 大東急記念文庫本

（前略）出羽國 國府在平鹿郡。行程上四十七日。下二十四日。管十一。田二万六千百九町二段五十一步。正二十四万四

千三百二十束。公四十万束。本額九十二万七千七百十二束。

雜額二十八万三千三百九十二束。

最上毛加美。村山牟良夜末。置賜於伊太三。雄勝乎加知。有。

城謂之答合。平鹿比良加。山本也末毛止。鮑海阿久三。河

辻加波乃倍。田川多加波。出羽國府。秋田阿伊太。有城企治。

三十八 承平年間（九三一～九三八）（和名類聚抄 卷七 元和古活字本）

（前略）

雄勝郡

雄勝 大津 中村 余戸

平鹿郡

山川 大井 邑知

山本郡

山本 塔甲 御船 砥刀 金戸

飽海郡

大原 鮑海 屋代 秋田 井手 遊佐 雄波 由理 余戸

河辺郡

川合 中山 巳知 田郡 大泉 稲城 芹泉 余戸

（中略）

添川 率浦 方上 成相 高泉

三十九 天慶二年（九三九）四月十一日（貞信公記抄）

定五月節有無事、以出羽介保利朝臣為城司官員、仰相職朝臣、

出羽國驍駿言上凶賊亂逆与秋田城軍合戰事等、左衛門督入夜

參入、彼闕解文令外記送家、

四十 天慶二年（九三九）四月十七日（貞信公記抄）

出羽國驍駿言上凶賊亂逆与秋田城軍合戰事等、左衛門督入夜

四十一 天慶二年（九三九）五月六日（貞信公記抄）

出羽國驍駿使來、其解文云、賊徒到来秋田郡、開官倉、掠取

官桶、燒亡百姓財物、又率異類可來云云、

四十二 天慶二年（九三九）七月十八日（本朝世紀）

季御讀經竟也。仍親王已下參八省。結願之間。暴雨忽降。

仍差左少將源忠為勅使。衆僧給度者各一人。其後上卿
着宜陽殿。有內外印事。給出羽國官符一枚也。一枚以^ノ國
庫納器仗戎具下行軍士可充合戰事。并以正稅穀充給
軍糧事。一枚彌練精兵追討賊徒并可加譴責於秋田城
司介源幕生朝臣事。

四十三 康保四年（九六七）二月十一日（魚魯恩鈔 四）

以秋田城介任出羽守例

康保四年二月十一日、即召大臣前、前任物六人之中以散位大

江澄景為右衛門權佐、散位実忠為出羽守、

史忠前任出羽介
城司造立數十字官印等納
千余石不動、依有功勳賜出生

城司仕佐之後任上都守御兵雜社出

四十四 天元三年（九八〇）七月二十三日官符（類聚符宣抄 卷八）

太政官符出羽國司

忠令¹介從五位下平朝臣兼忠 勸行秋田城務事

右從二位行大納言兼陸奥羽按察使藤原朝臣為光宣。奉勅。

宜差遣彼城。勸行警固。若触防禦。有所謂者。隨狀

处分。寄事鎮衛。勿簡國務者。國宜承知依宣行之。

符到奉行。

左中弁

天元三年七月廿三日

右大史

四十五 年月未詳（西宮記 卷八）

四十七 長德元年（九九五）十月二日（權記）

參內、藏寮以餅一折橫給殿上、例也。右府給城介信親朝臣申
給枉道官符、從海道赴任國文一枚、可奏事由者、

藏人奏參入由。垂御座經策人者召南廊壁下賜勅語、
藏人伝賜祿。或於鞍陣給四位榮袞、五位・六位襍子。將
軍、城介、同之。

受領赴任事

四十八 長保二年（一〇〇〇）一月七日（權記）

秋田城立用不動可作官符、付甘葛煎使、送出羽守義理朝臣許、
諸左府、參內、左大臣參仗下、被奏云、白馬事雖止節会、依

四十六 年月未詳（西宮記 卷十三）

一、諸宣旨

（略）

下兵部宣旨。武官除目。復任補諸衛府生馬醫師史生宣旨。

衛府官人召大歌事。統領事。衛士事。陸奧將軍僕仗事。

（略）

大宰・陸奧僕仗。上卿奉勅、給官符式部、式
部中納任府、給任符之。

陸奧鎮守府給兵部。城令、同之

帥隨身。主人進請文。依官首仰近衛、兵衛、令進

出羽城介城務事。給官符可行秋田城事由、
給所調牒云云。可尋。

有例可覽之由、先日所承也。但據近衛等裝束井馬飾否、陣有無之事可隨仰、仰云、禮裝、馬飾如例、但止近衛陣、可令供奉本寮、

亦大臣被召參上、被仰御裝束之事、仍垂南面御簾、西第一、

二・三間鋪疊、為公卿座、廂南第四間設御座、大外記善言朝

臣奉仰、再三遣召御馬、申願纔參來、亦被奏云、左馬寮頭參入、助不候、右寮助雖參、頭不參、若左頭、右助左右供奉御

馬前如何、仰云、依請、即有勅幸渡御馬、其數如常、右助令申候由遼參、仍被責怠狀、今夜退出、

專征伐將帥之任。拜為陸奧守、兼鎮守府將軍、令討賴良。天下素知才能、服其採括。入境者任之初、俄有天

下大赦。賴良大喜、改名稱賴時、同大守名有禁之故也。

委身帰服、境內兩清、一任無事。

参考 出羽柵關係史料

一 和銅二年（七〇九）七月一日乙卯（統日本紀 卷四）

令諸國運送兵器於出羽柵、為征蝦夷也。

四十九 長和四年（一〇一五）十一月四日（御堂闕白記）

城介泰好獻馬二疋、參太内、候宿、

五十 永承六年（一〇五二）（陸奥話記）

六箇郡内、有安倍賴良者。是同忠良子也。父祖俱果敢、而自称曾長。威權甚、使村落皆服、橫行六郡、因俘于庶士。驕暴滋蔓、漸出衣冠外。不輸賦貢、無勤徭役。代々恣已、雖歲上不能制之。永承之頃、大守藤原朝臣登任免數千兵攻之。出羽秋田城介平朝臣重成為前鋒。大

守率夫士為後。賴良以諸部囚俘拒之、大戰于鬼切部。大守軍敗績、死者甚多。於是朝廷有議、欲追討將軍。衆議所歸、獨在源朝臣賴義。（中略）經數年間、忽忌朝廷、

四 養老元年（七一七）二月丁酉（統日本紀 卷七）

以信濃、上野、越前、越後四國百姓各一百戶、配出羽柵戶焉。

三 和銅七年（七一四）十月一日丙辰（統日本紀 卷四）

勒、割尾張、上野、信濃、越後等國民二百戶、配出羽柵戶。

五 養老二年（七一八）衛禁律24越垣及城條（律）

凡越三兵庫垣。及筑紫城。徒一年。重英殿出羽等處同曹司垣杖一百。

大宰府垣亦同。國垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。皆謂有門禁者。有權無禁者。唯若徒漢內人出者。各越罪同。徒尚未減。減一等。

余未過者。此即兵庫及城櫓等門。必閉忘誤不レ下鍵。若必開。則毀管鍵而開者。各杖六十。兵庫及城櫓等各有禁門。必閉管鎖下鍵。其忘鎖下鍵。及不由鑰而開者。笞冊。余門各減二等。若壇開者。各加越罪一等。即城主無故開閉者。与越罪同。

六 養老二年（七一八）賊盜律27盜節刀條（律）

凡盜節刀者。徒三年。宮殿門。庫藏。及倉廩。筑紫城等鑰。

徒一年。因部貢鹽。陸奧越後出羽等處。及三國門鹽亦同。宮城。京城及官厨鑰。杖一百。公廨及國厨等鑰。杖六十。諸門鑰各五十。

宿禰豐人。常陸守從五位上勅六等坂本朝臣宇頭麻佐等。發遣陸奥國。判官四人。主典四人。

九 天平九年（七三七）四月十四日戊午（續日本紀 卷十二）

遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言。以去二月十九日。到陸奧多賀柵。守鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章。且遣常陸。上總。下總。武藏。上野。下野等六國騎兵憲一千人。聞山海兩道夷狄等。咸懷疑懼。仍差田夷遠田郡領

外從七位上遠田君雄人。遣海道。差帰服狄和我君計安里。遣山道。並以使旨慰喻。鎮撫之。仍抽勇健一百九十六人。委將軍東人四百五十九人分配玉造等五柵。麻呂等。帥所

余三百冊五人。鎮多賀柵。遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐。鎮玉造柵。判官正六位上大伴宿禰美濃麻呂鎮。新田柵。國大掾正七位下日下部宿禰大麻呂鎮。牡鹿柵。自余諸柵。依

舊鎮守。廿五日。將軍東人從多賀柵發。四月一日。帥使下

判官從七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人。鎮兵四百九十九人。當國兵五千人。帰服狄等二百冊九人。從部內色麻柵發。即日。到出羽國大室駅。出羽國守正六位下田辺史難波。將部內兵五百人。帰服狄一百冊人。在此駅。相待。

以三日。与將軍東人共入賊地。且開道而行。但賊地雪深。馬芻難得。所以。雪消草生。方始發遣。同月十一日。將軍東人週至多賀柵。自導新聞通道惣一百六十里。或憇石伐樹。或墳洞疏峯。從賀美郡至出羽國最上郡玉野一

八 天平九年（七三七）正月二十二日丙申（続日本紀 卷十二）

養老三年（七一九）七月九日丙申（續日本紀 卷八）遷東海。東山。北陸三道民二百戶。配出羽柵焉。

先是。陸奧按察使大野朝臣東人等言。從陸奧國達出羽柵。道經男勝。行程迂遠。請征男勝村。以通一直路。於是。詔持節大使兵部卿從三位藤原朝臣麻呂。副使正五位上佐伯

八十里，雖是山野形勢險阻，而人馬往還無大艱難。從

玉野至賊地比羅保許山八十里。地勢平坦，無有危險。

狄俘等曰：「從比羅保許山至雄勝村五十余里，其間亦平。」

唯有兩河。每至水漲，並用船渡。四月四日，軍屯賊地

比羅保許山。先是，田辺雞波狀稱、雄勝村俘長等三人來降。

拜首云：「承聞，官軍欲入我村，不勝危懼。故來請降者。」

東人曰：「夫狄俘者，甚多姦謀。其言無恒，不可輒信。而

重有帰順之語，仍共平章。難破議曰：「發軍入賊地者，為

教、喻、俘、狄、築城居民。非必窮兵殘害順服。若不許其

請，凌庄直進者，督等懼怨，遁走山野。勞多功少。恐非上

策。不如示官軍之威，從此地而返。然後，難破、訓以

福順。懷以寬恩。然則城郭易守。人民永安者也。東人以

為然矣。又東人本計早入賊地，耕種貯穀，省運糧費。

而今春大雪，倍於常年。由是不得早入耕種。天時如

此。已違元意。其唯營造城郭，一朝可成。而守城以人，

存人以食。耕種失候，將何取給。且夫兵者，見利則為，

無利則止。所以引軍而旋，方待後半，始作城郭。但為

不明事機。但東人久將邊要，貳謀不中。加以親臨賊

境，察其形勢，深思遠慮，量定如此。謹錄事狀，伏聽勅

裁。但今間無事，時屬農作。所發軍士，且放且奏。」

十 宝龜六年（七七五）十月十三日癸酉（統日本紀 卷二十三）

出羽國言，蝦夷余據，猶未平殄。三年之間，請鎮兵九百九

十六人，且鎮要害，且遷國府。勒、差相模・武藏・上

野・下野四國兵士，發遣。

官人補任表凡例

本表は『秋田市史』の官人補任表を参照して作成した。

1. 本表は陸奥（出羽）按察使・出羽国司の補任表を記載した。
2. 記載範囲は出羽国が成立した和銅5年（712）から前九年の役発生直前の天喜4年（1056）までとした。
3. 国司については守、介、掾・目の項目を立て、官職の違いが一覧できるようにした。
4. 人名については原則として原典の表記に従った。
5. 記載にあたっては以下の略号を使用した。
 - (任) その年に新たに任官されたことが判明する者。
 - (現) その年に在任中であることが判明する者。
 - (終) その年に死去、辞任、遷任等により解任されたことが判明する者。
 - (權) 権官であることが判明する者。
 - (姓欠) 姓の判明しない者。
 - (名欠) 名の判明しない者。
6. 本表作成の根拠とした出典については省略した。

官人補任表

補任表 1

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使	出羽国司		
			守	介	掾・目
712	相開5				
713	6				
714	7				
715	雲龜1				
716	2				
717	黃老1				
718	2				
719	3				
720	4 正五下	上毛野佐久人（終）			
721	5				
722	6				
723	7				
724	神龜1 従四上	大野東人（現）	正六上	多治比家主（現）	
725	2				
726	3				
727	4				
728	5				
729	天平1				
730	2				
731	3				
732	4				
733	5				
734	6				
735	7				
736	8				
737	9 従四上	大野東人（現）	正六下	田邊難波（現）	
738	10				
739	11 従四上	大野東人（現） 大野東人（現）			
740	12				
741	13				
742	14				
743	15				
744	16				
745	17				
746	18				
747	19				
748	20				
749	天平勝宝1				
750	2				
751	3				
752	4				
753	5				
754	6				
755	7				
756	8				
757	天平宝字1 正四下	大伴古麻呂（任・終）			
758	2				
759	3				
760	4 正五下	藤原忠美朝栗（現）	従五下	（小野竹貞（現））	
761	5 従四下	藤原忠美朝栗（現）	従五下	小野竹貞（現）	
762	6 従四上	藤原忠美朝栗（現）		正六上	（百濟三忠（現））
763	7 従五上	藤原忠麻呂（任）	従五下	正六上	（百濟三忠（現））
764	8		従五上	（百濟三忠（任） 佐伯美濃麻呂（員外・任））	正六上
765	天平神護1		従五下	（百濟文鏡（任））	王作金弓（掾・現）
766	2			従五下	
767	神護景雲1			坂上石植（任）	
768	2				
769	3				
770	宝龜1				
771	2				
772	3 正四下	大伴數河麻呂（任）			
773	4 正四上	大伴數河麻呂（現）			
774	5 正四上	大伴數河麻呂（現）	従五下	百濟武鏡（任）	
				外従五下	
				下毛野根麻呂（任）	

補任表2

西暦	年号	陸奥（出羽）守	出羽國司		
			守	介	推・目
775	6	正四上 大伴麻呂（現）	從五下	上毛野馬長（任）	
776	7	正四上 大伴麻呂（終）			
777	8	正五下 紀広純（任）	從五下	多治比乙安（任）	
778	9	正五下 紀広純（現）			
779	10	従四下 紀広純（現・終）	従五下	多治比乙安（任）	
780	11	正四下 藤原小黒麻呂（任）			
781	天祐1	正四下 藤原小黒麻呂（現）			
782	延暦1	正三 大伴家持（任）			
783	2	従三 大伴家持（現）			
784	3				
785	4	従五上 多治比宇美（任）	従五下	百済夷孫（任）	
786	5				
787	6				
788	7	正五下 多治比宇美（現）			
789	8				
790	9	従五上 多治比浜成（任）			
791	10				
792	11				
793	12				
794	13				
795	14	従四下 坂上田村麻呂（任）	従五下	藤原仲成（任）	
796	15				
797	16				
798	17				
799	18				
800	19	従四上 坂上田村麻呂（現）			
801	20	従四上 坂上田村麻呂（現）	従五下	文室緑齋（椎／任）	
802	21	従三 坂上田村麻呂（現）			
803	22	坂上田村麻呂（現）	正五上	文室緑齋（椎／現）	
804	23	坂上田村麻呂（現）	従五下	佐伯杜屋（任）	
805	24	坂上田村麻呂（現）			
806	大同1	従三 坂上田村麻呂（現）			
807	2	坂上田村麻呂（現）			
808	3	従四上 藤原諸嗣（任）			
809	4	正四下 藤原諸嗣（現）			
810	弘仁1	正四下 藤原諸嗣（現）			
		坂上田村麻呂（任）			
		文室緑齋（任）			
		文室緑齋（終）			
811	2	正四上 文室緑齋（現）	従五下	大伴今人（現）	従五下
812	3	従三 文室緑齋（現）	従五上	百済夷孫（任）	藤原浜主（任）
813	4	文室緑齋（現）			藤原長岡（任）
814	5	文室緑齋（現）			
815	6	従三 区勢野足（任）			
816	7	区勢野足（現）			
817	8	従三 区勢野足（現）			
818	9	藤原冬嗣（任）			
819	10	藤原冬嗣（現）			
820	11	藤原冬嗣（現）			
821	12	従三 良家安世（任）			
822	13	良家安世（現）			
823	14	良家安世（現）			
824	天長1	良家安世（現）			
		正五下 伴勝應（任）			
825	2	従四上 大伴国道（任）			
826	3				
827	4	従四上 大伴国道（現）			
828	5	従四上 大伴国道（現）			
829	6				
830	7	従四下 清原長谷（任）	従五上	小野宗成（現）	正六上
831	8	清原長谷（現）			藤原行則（現・鎌 秋田城國司）

補任表3

西暦	年号	藤原(出羽)接脅使	出羽國司			
			守	介	掾・目	
832	9	清原長谷(現)				
833	10	清原長谷(終) 坂上清野(任)				
834	承和1	正五下				
835	2					
836	3					
837	4	正五下 坂上清野(現)				
838	5					
839	6	従三 藤原良房(任) 藤原良房(現) 藤原良房(現)	従五上	藤原宮房(任)		
840	7		従五下	和氣真音(任) 小野千株(任) 文室有真(任)		
841	8	従三 藤原良房(現) 藤原良房(現)	従五下	安倍安立(任)	従五下	秋葉氏永(任)
842	9					
843	10	藤原良房(現)				
844	11	正三 藤原良房(重任)				
845	12	正三 藤原良房(現)				
846	13	藤原良房(現) 藤原富士麻呂(終)	従五下			
847	14	正三 藤原良房(現)				
848	嘉祥1					
849	2	従四下 藤原良相(任)				
850	3	従四上 藤原富士麻呂(終)				
		藤原良相(現)				
851	仁寿1	藤原良相(現)			従五下	坂上当琴
852	2	藤原良相(現)				
853	3	藤原良相(現)				
854	齊衡1	藤原良相(現)				
855	2	正三 安倍安仁(任)	従五下	藤原弘道(任)		
856	3	安倍安仁(現)				
857	天安1	正三 安倍安仁(現)				
858	2	安倍安仁(現)				
859	貞觀1	安倍安仁(終)				
		平高棟(任)				
860	2	平高棟(現)	従五下	橘信基(任)		
861	3	平高棟(現)				
862	4					
863	5	平高棟(現)				
864	6	平高棟(現)			従五下	安倍比高(兼/任)
865	7	源 蠍(任)	従五下	安倍比高		
866	8	源 蠍(現)				
867	9	源 蠍(現)				
868	10	源 蠍(現)	従五下	多治高棟(任)		
869	11	正三 源 蠍(終)				
		藤原基経(任)				
870	12	藤原基経(現)				
871	13	藤原基経(現)				
872	14	藤原基経(現)				
873	15	従三 藤原常行(任)			従五下	藤原敏行(任)
874	16	藤原常行(現)				
875	17	藤原常行(終)				
		源 多(任)				
876	18	源 多(現)	従五下	藤原豐世(現)	従五下	藤原豐範(現)
877	元慶1	源 多(現)	藤原豐世(現)		外従五下	忠宗是行(任)
878	2	源 多(現)			従五下	藤原統行(兼/任) 良岑近(城司/現)
			正五下	藤原保則(兼/任)		正六上 小野春泉(様様/現)
						正六上 文室有房(様様/現)
						正六上 清原令望(様様/任)
						従七下 水田貞顕(様大目/任)
						正六上 小野春泉(様様/現)
						正六上 文室有房(様様/現)
879	3	従二 源 多(現)	正五下	藤原保則(現)	従五下	藤原統行(兼/現)

補任表4

西暦	年号	藤原（出羽）按察使	出羽国司		
			守	介	推・日
880	4	正三 藤原良世（任）	正五下 藤原保則（様/現）		正六上 清原令望（藤林/現） 從七上 英田貞頼（惟大日/現） 正七上 藤原有式（藤林/現） 正六上 春海奥雄（惟大日/現） 正六上 他戸千与本（惟大日/現） 從六下 豊岡謙雄（小日/現） 正六上 春海奥雄（惟大日/現）
881	5	正三 源 多（現） 正三 藤原良世（現）			
882	6	源 多 藤原良世（現）			
883		藤原良世（現）			
884		藤原良世（現）			
885	仁和1	正三 在原行平（任） 在原行平（現）	従五下 板上茂樹（任） 従五下 板上茂樹（現）		
886	2	在原行平（現）			
887	3	在原行平（終） 正四下 源是忠（任） 源是忠（現）			
888	4	源是忠（現）			
889	寛平1	源是忠（現）			
890	2	従三 源能有（現）			
891	3	源能有（現）			
892	4	源能有（現）			
893	5	正三 源能有（任）			
894	6	源能有（現）			
895	7	源能有（現）			
896	8	源能有（現）			
897	9	正三 藤原有実（任） 源 光（任）			
898	昌泰1	源 光（現）			
899	2	源 光（現）			
900	3	源 光（現）	従五上 源 悅（任）		坂上秋宗（惟少日/終）
901	延喜1	正三 源 光（現）			
902	2	従三 藤原定国（任）			
903	3	藤原定国（現）			
904	4	藤原定国（現）			
905	5	藤原定国（現）			
906	6	藤原定国（終）			
907	7	正三 藤原国経（任）			
908	8	藤原国経（終）			
909	9	従三 源 薫（任）			
910	10	源 薫（現）			
911	11	源 薫（現）			
912	12	源 薫（現）			
913	13	正三 藤原有実（任）			
914	14	藤原有実（終） 従三 藤原清貫（任）			
915	15	藤原清貫（現）			
916	16	藤原清貫（現）			
917	17	藤原清貫（現）			
918	18	藤原清貫（現）			
919	19	従三 藤原定方（任）			
920	20	藤原定方（現）			
921	21	藤原定方（現）			
922	22	藤原定方（現）			
923	延長1	藤原定方（現）			
924	2	従三 藤原仲平（任）			
925	3	藤原仲平（現）			
926	4	藤原仲平（現）			
927	5	藤原仲平（現）			
928	6	藤原仲平（重任カ）			
929	7	藤原仲平（現）			

補任表5

西暦	年号	陸奥(出羽)守	出羽守司		
			守	介	抜・目
930	8	正三	藤原仲平(現)		
931	承平1		藤原仲平(現)		
932	2		藤原仲平(現)		
933	3		藤原仲平(現)		
		正三	藤原保忠(任)		
934	4		藤原保忠(現)		
935	5		藤原保忠(現)		
936	6		藤原保忠(終)		
		従三	藤原扶幹(任)		
937	7		藤原扶幹(現)		
938	天慶1	従三	藤原実賴(任)		
939	2		藤原実賴(現)		
				(性欠)保利(城介任)	
				源嘉生(現)	
940	3		藤原実賴(現)		
941	4		藤原実賴(現)		
942	5		藤原実賴(現)		
943	6		藤原実賴(現)		
944	7		藤原実賴(現)		
945	8	従三	藤原即輔(任)		
946	9		藤原即輔(現)		
					(天慶年中) 物部長平(日/現)
947	天慶1	従三	源清薫(任)		
948	2	従三	源清薫(終)		
			藤原在衡(任)		
949	3		藤原在衡(現)		
950	4		藤原在衡(現)		
951	5		藤原在衡(現)		
952	6		藤原在衡(現)		
953	7		藤原在衡(終)		
		正三	藤原頼忠(任)		
954	8		藤原頼忠(現)		
955	9		藤原頼忠(現)		
956	10		藤原頼忠(現)		
957	天應1		藤原頼忠(現)		
958	2	正三	源高明(任)		
959	3		源高明(現)		
960	4		源高明(現)		
				(姓欠)在滋(現・終)	
961	応和1		源高明(現)		
962	2		源高明(現)		
963	3		源高明(終)		
		正三	藤原師尹(任)		
964	康保1		藤原師尹(現)		
965	2		藤原師尹(現)		
					(藤原)実忠(城介現)
966	3		藤原師尹(現)		
967	4		藤原師尹(現)		
968	安和1	正三	藤原師氏(任)		
969	2		藤原師氏(現)		
970	天保1		藤原師氏(終)		
		正三	源雅信(任)		
971	2		源雅信(現)		
972	3		源雅信(現)		
973	天保1		源雅信(現)		
974	2		源雅信(任)		
975	3	正三	源原兼家(任)		
976	貞元1		源原兼家(現)		
977	2		源原兼家(現)		
978	天元1		源原兼家(現)		
		従二	藤原為光(任)		
979	2		藤原為光(現)		
980	3		藤原為光(現)		
981	4		藤原為光(現)		
982	5		藤原為光(現)		
				源致遠(現)	
					従五下 平兼忠(現)
					板鳥(名欠)(抜・現)

補任表6

西暦	年号	陸奥(出羽)按察使	出羽国司				
			守	介	掾・目		
983	永觀1	正二	源重信(任) 源重信(現)	従五下	權行王(權/任) 源致遠(守方/現)	平群利方(任)	
984	2	寛和1	源重信(現)				
985	2	源重信(現)					
986	2	永延1	源重信(現)				
987			源重信(現)				
988	2	正二	藤原朝光(任) 藤原朝光(現)				
989	永祚1		藤原朝光(現)				
990	正勝1		藤原朝光(現)				
991	2		藤原朝光(現)				
992	3		藤原朝光(現)				
993	4		藤原朝光(終)				
994	5		藤原清時(任) 藤原清時(現)				
995	長徳1		藤原清時(現)				
996	2	従二 正三	藤原顯光(任) 藤原公季(任)				
997	3	正三	藤原公季(現) 源時中(任)			平羅茂(現)	
998	4		源時中(現)			能登守忠(任)	
999	長保1		源時中(現)	従五下	藤原義理(現)		
1000	2		源時中(現)		藤原義理(現)		
1001	3		源時中(終)		藤原義雅(現)	藤原信正(城介/現・終)	
1002	4	正二	藤原道綱(任) 藤原道綱(現)		平季信(現)		
1003	5	寛弘1	藤原道綱(現)				
1004	2		藤原道綱(現)				
1005	3		藤原道綱(現)				
1006	4		藤原道綱(現)				
1007	4	正二	藤原實資(現)				
1008	5		藤原實資(現)				
1009	6		藤原實資(現)				
1010	7		藤原實資(現)				
1011	8		藤原實資(現)				
1012	長和1	従二	藤原實資(現) 藤原隆家(任)		源親平(現)		
1013	2		藤原隆家(現)				
1014	3		藤原隆家(現)				
1015	4					(姓欠)市好(城介/現)	
1016	5	正二	藤原齊信(任) 藤原齊信(現)				
1017	寛仁1		藤原齊信(現)		大中臣宣茂(現)		
1018	2		藤原齊信(現)				
1019	3		藤原齊信(現)				
1020	4		藤原齊信(現)		大江時棟(任)		
1021	治安1	正二	藤原公任(任) 藤原公任(現)				
1022	2		藤原公任(現)				
1023	3		藤原公任(現)				
1024	万寿1		藤原公任(現)		大江時棟(現)		
1025	2		藤原公任(現)				
1026	3		藤原公任(現)				
1027	4	正二	藤原行成(任) 藤原行成(現)				
1028	長元1	正二	藤原行成(終) 藤原頼宗(任)		大江時棟(現) 多米國隣(現)		
1029	2		藤原頼宗(現)				
1030	3		藤原頼宗(現)				
1031	4		藤原頼宗(現)				

補任表7

西暦	年号	陸奥（出羽）守	出羽守司		
			守	介	攝・目
1032	5	藤原賴宗（現）	從五下	藤原為通（現）	
1033	6	正二 藤原能信（任）			
1034	7	藤原能信（現）			
1035	8	藤原能信（現）			
1036	9	藤原能信（現）			
1037	長曇1	藤原能信（現）			
1038	2	正二 藤原長家（任）			
1039	3	藤原長家（現）			
1040	長久1	藤原長家（現）			
1041	2	藤原長家（現）			
1042	3	藤原長家（現）			
1043	4	正二 源師房（任）			
1044	寛德1	源師房（現）			
1045	2	源師房（現）			
1046	永承1	源師房（現）			
1047	2	源師房（現）			
1048	3	正二 源師房（現）			
1049	4	藤原信家（任）			
1050	5	藤原信家（現）			
1051	6	藤原信家（現）			
1052	7	藤原信家（現）			
1053	永承年間 天喜1	正二 藤原資平（任）			
1054	2	藤原資平（現）			
1055	3	藤原資平（現）			
1056	4	藤原資平（現）			
			從五下	平繁成（城介・任）	
				平重成（現）	
				紀（名久）（現）	

報 告 書 抄 錄

ふりがな 書名 副書名 卷次 シリーズ名 シリーズ番号 編著者名 編集機関 所在地 発行年月日	あさたじょうあと 秋田城跡 —政府跡— 次 小松正夫、石郷岡誠一、日野久、西谷隆、伊藤武士、進藤靖 秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所 〒011-0901 秋田県秋田市寺内字焼山56 TEL018-845-1837 FAX018-845-1318 2002年3月							
ふりがな 所収遺跡名 所 在 地	ふりがな 市町村 遺跡番号	コ 一 下	北 緯	東 經	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
あさたじょうあと 秋田城跡	あさたじょうあと 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第36次調査 19820705～ 19821110 第38次調査 19830519～ 19831110 第40次調査 19840709～ 19841204 第41次調査 19850408～ 19850524 第49次調査 19870713～ 19870922 第77次調査 20010409～ 20010807 第78次調査 20010612～ 20010831	906 1, 578 1, 280 440 470 300 90	保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
秋田城跡	城柵官衙遺跡	奈良～平安	正殿跡、北東建物跡、北西建物跡、正殿東建物跡、正殿西建物跡、正殿南建物跡、政厅東門跡、築地塀跡、材木塀跡、一本柱列塀跡、堅穴住居跡、堅穴状遺構、柱列、遺構、溝状遺構、土坑、整地地業跡、焼土遺構、瓦敷遺構、瓦溜等	須恵器、土師器、赤褐色土器、綠釉陶器、墨色土器、绳文土器、弥生土器、漆紙文書、硯、軒丸瓦、平瓦、丸瓦、格子目瓦、埠、鉄製品、土製品、石製品、フイブ羽口、錢貨	秋田城跡の政府跡の正報告書。政府の検出遺構、それに伴った遺物、政厅の機能と変遷などを記載。			

秋田城跡

—政庁跡—

平成14年3月29日発行

発行／秋田市教育委員会

秋田城跡調査事務所

〒011-0901 秋田市寺内字焼山56

TEL 018(845)1837

FAX 018(845)1318

印刷／秋田印刷製本株式会社

〒010-0012 秋田市南通みその町4-57

TEL 018(833)7557
